

令和 7 年 生坂村議会

第 1 回 定例会 会議録

令和 7 年 3 月 1 1 日 開会

令和 7 年 3 月 2 1 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第6号

令和7年第1回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月27日

生坂村長 藤 澤 泰 彦



記

- | | |
|--------|-----------|
| 1. 期 日 | 令和7年3月11日 |
| 2. 場 所 | 生坂村議会議場 |

令和7年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

1 日目

○報告1件

- ・専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度生坂村一般会計補正予算【第8号】）

○事件案4件

- ・生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について
- ・村営土地改良事業計画について
- ・生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設（大日向農産物直売所）の指定管理者の指定について
- ・生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について

○条例案7件

- ・職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- ・一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- ・基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案
- ・生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

○予算案8件

- ・令和7年度生坂村一般会計予算
- ・令和7年度生坂村営バス特別会計予算
- ・令和7年度生坂村福祉センター特別会計予算
- ・令和7年度生坂村国民健康保険特別会計予算
- ・令和7年度生坂村介護保険特別会計予算
- ・令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算
- ・令和7年度生坂村簡易水道事業会計予算
- ・令和7年度生坂村下水道事業会計予算

○請願・陳情

・開会	6 P
・村長あいさつ並びに提案理由の説明	8 P
・報告の朗読説明	15 P
・質疑・討論、報告分の採決	15 P
・事件案の朗読説明	16 P
・条例案の朗読説明	17 P

・ 予算案の朗読説明	21 P
・ 総括質疑	24 P
・ 議案の委員会付託	25 P
・ 請願・陳情の提出、委員会付託	25 P
・ 散会	26 P

令和7年第1回 生坂村議会定例会

令和7年3月11日 午前10時 開議

議 事 日 程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報 告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度生坂村一般会計補正予算【第8号】)	
4	議 案 第 2 号	生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について	総 務 建 経 委 員 会 付 託
5	議 案 第 3 号	村営土地改良事業計画について	
6	議 案 第 4 号	生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設(大日向 農産物直売所)の指定管理者の指定について	
7	議 案 第 5 号	生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について	
8	議 案 第 6 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正 する条例案	社 会 文 教 委 員 会 付 託
9	議 案 第 7 号	生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例案	
10	議 案 第 8 号	生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手 当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例案	総 務 建 経 委 員 会 付 託
11	議 案 第 9 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例案	
12	議案第10号	基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 案	
13	議案第11号	生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例案	
14	議案第12号	生坂村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例の一部を改正する条例案	

日程	議案番号	事 件 名	備 考
15	議案第13号	令和7年度生坂村一般会計予算	関 係 部 分 委 員 会 付 託
16	議案第14号	令和7年度生坂村営バス特別会計予算	総 務 建 経 委 員 会 付 託
17	議案第15号	令和7年度生坂村福祉センター特別会計予算	社 会 文 教 委 員 会 付 託
18	議案第16号	令和7年度生坂村国民健康保険特別会計予算	
19	議案第17号	令和7年度生坂村介護保険特別会計予算	
20	議案第18号	令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算	
21	議案第19号	令和7年度生坂村簡易水道事業会計予算	総 務 建 経 委 員 会 付 託
22	議案第20号	令和7年度生坂村下水道事業会計予算	
23		総 括 質 疑	
24		議案の委員会付託	
25		請願陳情の提出	
26		請願陳情の委員会付託	
		散 会	

出席議員（８名）

1 番	島	幸 恵 君	2 番	山 本 吉 人 君
3 番	藤 澤 幸 恵 君	4 番	望 月 典 子 君	
5 番	太 田 譲 君	6 番	宇 引 文 威 君	
7 番	平 田 勝 章 君	8 番	吉 澤 弘 迪 君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村	長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	真 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	中 山 茂 也 君	
総 務 課 長	藤 澤 正 司 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君	
		教 育 次 長	坂 爪 浩 之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長	藤 澤 保 君	書 記	田 中 翔 太 君
--------	---------	-----	-----------

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長(太田譲君) 起立。礼。おはようございます。
村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる 生坂村村民憲章を制定しております。

我々は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。
ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

○議長(太田譲君) では、4番 望月議員の後に、ご唱和をお願いします。

○4番(望月典子君)（望月議員朗読）

○議長(太田譲君) 正面をお向きください。

本日3月11日は東日本大震災発生から14年が経過したことになります。被災により尊い命を亡くされた方々のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために、黙祷をささげたいと思います。
それでは、黙祷をよろしくお願いいたします。

黙祷

黙祷を終わります。ありがとうございます。着席してください。

◎開会及び開議の宣告

○議長(太田譲君) ただいまから、令和7年第1回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。

3月定例会は、感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、上着、マスクの着用については、適に判断をお願いいたします。

○議長(太田譲君) これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎報告

○議長(太田譲君) はじめにご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり議員を派遣しましたのでご報告します。
次に、監査委員から令和6年1月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。
議長室におきましたのでご覧ください。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 望月議員、6番 字引議員を指名します。

◎日程2・会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2・会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月21日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月21日までの11日間と決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。

本定例会に提出されている案件は、

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第8号)」

議案第2号「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」

議案第3号「村営土地改良事業計画について」

議案第4号「生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設(大日向農産物直売所)の指定管理者の指定について」

議案第5号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」

議案第6号「職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第7号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第8号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第10号「基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案」

議案第11号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

議案第12号「生坂村非常勤消防団員に関わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」

議案第14号「令和7年度生坂村営バス特別会計予算」

議案第15号「令和7年度生坂村福祉センター特別会計予算」

議案第16号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計予算」

議案第17号「令和7年度生坂村介護保険特別会計予算」

議案第18号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」

議案第19号「令和7年度生坂村簡易水道事業会計予算」

議案第20号「令和7年度生坂村下水道事業会計予算」

の報告1件、事件案4件、条例案7件、予算案8件の計20件です。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回議会3月定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。

二十四節気の啓蟄が過ぎ、今週に入り、穏やかな陽気となり、春の訪れを感じる今日この頃でございます。議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げます次第でございます。

それでは、3月定例会は、来年度の事業、予算の審議が中心の議会でありまして、来年度に対する施政方針などについて、村民の皆さんにもお聞きいただき、引き続き村政運営にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

さて、国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、地方団体が、DX・GXの推進、人への投資、地方への人の流れの強化、能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災の取り組みの強化、子ども・子育て支援や地域医療の確保など、地域経済の好循環や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしております。

令和7年度の当初予算は、こうした国の動向を注視しつつ、生坂村第6次総合計画で目指す将来像「確かな暮らしを明日につなぎ、健やかに生きる村」の目標達成のため、重点施策に位置づけました4つの事業である「福祉の村づくり事業」「子育て支援事業」「産業振興事業」および「地域活性化対策等事業」の施策の充実、また令和7年度は自営線マイクログリッド整備等の大型財政出動が見込まれるため、財源の優先的な配分を行うとともに、財政規律の維持に注力しつつ、村の目指す将来像を具現化するための予算を編成いたしました。

一般会計と特別会計、事業会計を合わせました令和7年度の予算総額は、46億91万5000円で、令和6年度の当初予算と比べて4億3705万5000円、10.5%の増額となりました。

一般会計の予算は36億200万円で、対前年度比較で4億6500万円14.8%の増額となり、予算規模としては、昨年度に続き過去最大となりました。

継続事業の脱炭素先行地域づくり事業と、防災行政無線デジタル化改修工事、新規の村営やまなみ荘改修工事を予定し、普通建設事業費の増額が主な要因となっております。

一般会計の歳入の村税は前年度の国の施策による定額減税を踏まえ、対前年度比80万3000円減の1億4969万7000円、自主財源であるいくさか応援寄付金は、対前年度比2000万円減の4500万円の計上、地方交付税は国の地方財政計画上の財政措置を考慮し、対前年度比6000万円増の12億5000万円を計上いたしました。

一般会計における村債発行については、投資的経費の増額に伴い、時限的かつ将来的に交付税措置の高い有利な起債を中心に財源活用を図り、各事業に取り組みます。

過疎対策事業債のハード事業では、脱炭素先行地域づくり事業や、やまなみ荘の改修工事、定住促進住宅建設等の財源として、10事業で4億5440万円の起債の発行を行う予定でございます。過疎対策事業債のソフト事業発行限度額の3650万円を計上し、防災行政無線デジタル化改修工事等の財源である緊急防災・減災事業債や単独債を含め、一般会計の起債発行額は、6億2100万円で、対前年度比3億500万円の増額となっております。

基金繰入金では、人件費の増額や物価高騰分の財源補填分として、全体で2億3700万円、対前年度比450万円の増額となっております。

また、ご支援いただいています『ふるさといくさか応援基金』からは3500万円の繰入を行い、赤とんぼフェスティバルの花火大会の経費や納税者の使途の意向を反映させていただき、村づくりの貴重な財源として有効活用してまいります。

それでは、歳出の「福祉の村づくり事業」では、健康寿命の延伸を目的に、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを継続し、昭和59年の建設以来、増改築や修繕等を重ね、現在に至ります福祉センターやまなみ荘をバイオマスエネルギーへの転換に向けた木質チップボイラーの導入、照明のLED化、省エネエアコンへの更新による脱炭素化、厨房や浴室棟の改修工事を行い、村民の憩いの場である当館の充実を図ってまいります。

平成22年12月に開所しました認知症対応型デイサービスセンターはるかぜは、今年度から毎月月末の木曜日に「お茶処つむぎ」を開催し、交流の場として開放しております。

来年度は社会福祉法の改正により、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、相談者の属性や世代を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備するために「準備委員会」を立ち上げ、令和8年度からは、重層的支援体制整備事業を活用し、地域住民の交流の場として利用しやすい施設運営を目指してまいります。

地域支えあい推進会議では、今年度から気軽に交流できる場が少ないことから、村内10区で「いどばたキャラバン」を開催し、サロンに集うことをきっかけに地域資源を再認識し、住民相互の支え合いによる地域づくりに繋がるよう進めてまいります。

在宅で生活している要介護と認定された高齢者を介護していますご家族に、介護用品の購入にかかる費用の一部を助成します「家族介護用品支給事業」は、要介護1・2と認定された方から助成対象であり、助成額の増額と対象となる介護用品を拡大した助成を継続してまいります。

また、高齢者带状疱疹予防ワクチン接種助成制度の新設や社会福祉協議会の運営補助を拡充し、今後も「福祉の村づくり事業」により、住み慣れた地域で安心して自立した生活が長く続くよう支援してまいります。

「子育て支援事業」では、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない支援を推進するため、教育委員会と健康福祉課を横断する「生坂村こども家庭センター」を設置し、サポートプランの策定や合同ケース会議の開催などを行います。

また、子育てに対する経済的負担を減らすため、低所得及び多子世帯の保育料の軽減や入卒園お祝いギフトの贈呈、子どもの医療費助成を拡充いたします。

保育園では園庭遊具の更新や給食機器の整備、保育体制の充実、学校教育では1人1台タブレット端末の更新による情報教育の推進など、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく、資質や能力が確実に育成できる子育て環境、教育環境を実現いたします。

また、児童生徒の郷土愛や自立心などを育む小中一貫教育を推進するため、「Ikusaka学（地域学）」による他地域との交流学习、豊かな人間関係づくりの形成を図り、将来地域を支える担い手に繋がるよう予算立てしております。授業や部活動の質の向上、教員の担当授業時数軽減による学校教育活動の充実および教員の負担軽減を図るため、小学校に専科教員の配置、水泳指導員の活用、中学校に部活動指導員の配置、テスト採点システムを導入いたします。

保護者の利便性の向上と、教職員の業務の省力化や負担軽減のため施設・保護者間連絡システム「C○DMON（コドモン）」を活用し、アプリを通しての出欠席の連絡や通知の配信などを行います。今年度新たに策定しました「生坂村こども計画」に基づき、こども真ん中社会の実現を目指し、子供の貧困対策、少子化対策、若者支援などを含む総合的な子供施策を推進いたします。

以上の「子育て支援事業」により、子どもが健やかにたくましく成長できる環境づくりや、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

「産業振興事業」では、道の駅いくさかの郷は農産物直売所と、かあさん家により、村内で生産した安全・安心な農産物の販売や、地元産の食材を使った料理を提供するとともに、特産品の安定した原材料の確保のために、農業公社の農業機械を整備して、今後も地産地消や6次産業化を推奨し、「いくさかの郷」を拠点として、農産物等の出荷増により、農業振興、観光振興を進め、村民の皆さんの所得向上を図ってまいります。

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）を活用し、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、村内各集落で地域農業の将来のあり方を検討するための話し合いを行い、この3月に地域計画を策定いたします。引き続き、村内各集落での話し合いを継続し、農用地の効率的な利用を推進してまいります。

また、新規の畑作等促進整備事業では、上生坂区万平常会の農地集積を促し、ぶどう等の産地拡大のため、圃場整備の実施設計に着手し、下生坂区雲根常会においては、営農活動の継続、農地耕作条件の改善を目的に、農道拡幅工事の用地測量の予算を計上し、当村の基幹産業である農業の基盤整備を進めてまいります。

村内の中小企業・小規模企業者の振興に関する施策について基本方針等を定めた「生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例」により、今後も村、事業者、商工会、村民などが連携して、小規模企業者等の振興を図るとともに、融資制度の継続支援や商工感謝祭などの商工会事業を通じた商工業者の活性化による村内経済の発展と村の商工振興を推進してまいります。

また、来年度も、消費意欲の喚起と、地元消費の活性化、村内事業者と村民の生活を継続的に支援するため、今年度同様に50%プレミアム率の「いくさかマル得商品券スーパープレミアム」の発行補助を予定しております。

今後も「産業振興事業」により、農業や商工業の振興、観光振興、6次産業化等による地域経済の活性化を進めてまいります。

「地域活性化対策等事業」では、当村が抱えている『人口減少』の課題解決に向け、中山間地域への定住促進に繋げる多様な施策に取り組みます。喫緊の課題である地域の担い手不足の解消のため、生まれ育った生坂村への定住の願いを込め、EV車両等の購入補助や住宅リフォーム補助等を拡充した『Uターン補助金』を創設いたしました。

また、今年度から上生坂卒塔坂に太陽光発電等の環境に配慮した集合タイプの省エネ住宅1棟と、新たな住宅建設用地として上生坂上手常会に用地を取得して、造成工事に着手し、既存の村

営住宅および新規村営住宅の建設では、ゼロ・エネルギー住宅への実現化を図るよう今後整備を行ってまいります。

防災・減災・災害に強い村づくりでは、自主防災組織との連携、防災士の養成とともに、今年度から来年度にかけ、同報系防災行政無線の更新を行っており、デジタル化に向けて役場庁舎内の親局や各地区の屋外子局、各ご家庭の戸別受信機等の切り替えを行い、災害時における情報伝達手段の向上を図ってまいります。

また、地域の防災力の要であります消防団員の団員・出動報酬の拡充の処遇改善、分団運営交付金、消防団員応援商品券の交付による団員の確保と、昼間の火災や大規模災害に備え、特定の活動に従事する機能別消防団員制度を導入し、防災力の更なる強化を図ってまいります。

環境省から採択を受けて、3年目を迎えます村の脱炭素先行地域づくり事業では、今年度は地域エネルギー会社である株式会社いくさかてらすによる公共施設17施設を中心とした太陽光発電、蓄電池の設置を進めてまいりました。

来年度におきましては、会社での電力小売事業が認可されることから、民家や民間事業所への設備導入は一層の推進が図られることが見込まれます。

そのため、村内での再生可能エネルギーによる自給率の向上、安定した電気の供給が高まるとともに、民生部門における脱炭素化は、さらなる加速に繋がるものと考えております。

当村の事業としましては、PPA事業による太陽光発電、蓄電池の導入への補助を継続しますとともに、基盤整備事業においては、上生坂区内の災害時に拠点となる公共施設や各施設を自営線で結ぶマイクログリッド事業の実施、また太陽光発電に加えて、再生可能エネルギーによる安定した電力の供給電源となる生坂ダムの小水力発電事業の整備を進めてまいります。

省エネ施策におきましても、村営やまなみ荘の改修工事に併せて、LED照明や省エネ機器の導入事業を実施しますとともに、木質バイオマス熱利用によるチップボイラーの稼働に向けた工事を継続して行います。

一般家庭への施策事業では、既存住宅の断熱改修費用の補助、機器の更新に加え、新設も含めた省エネ機器の導入補助を拡充して実施するほか、薪やペレットストーブの導入補助も継続して進めてまいります。

いくさか『創造の森』プロジェクトでは、今年度生坂村リジェネラティブツーリズムの確立のため、第2のふるさとづくりプロジェクトとして、「生物の多様性と自然再生」を学べる事業を展開し、首都圏を中心に関係人口の創出を図りました。

また「地域発 元気づくり支援金」を活用し、「創造の森」を舞台に、地産素材を活用したワークショップを実施した他、親子で参加できる野外パブリックビューイング付きキャンプの開催や、京ヶ倉トレッキングツアーを開催し、今後もゼロカーボンを活用した地域づくりと村民への脱炭素型ライフスタイルの定着を目指して進めてまいります。

生坂村ゼロカーボンシティ宣言による2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、村民・事業所・行政が一体となって、各分野での脱炭素事業の取り組みを進め、生坂村ゼロカーボンヴィレッジを目指してまいります。

簡易水道の有収率の向上に向けては、簡易水道有収率対策プロジェクト会議において、有収率および漏水対策を一層強化し、推進するとともに、簡易水道拡張事業や給水計画の検討および施設の老朽化・耐震化対策を計画的に進めております。

また、災害に強く、持続可能な上水道システムの構築に向けては、対策が必要となる急所施設や避難所等の重要施設に接続する水道管路等について、より一層耐震化を推進するため、今年度、上下水道耐震化計画を策定いたしました。

今年5月7日より交付が開始されます安曇野ナンバーは、安曇野市、池田町、松川村、生坂村の4市町村で交付されるナンバープレートでございます。安曇野ナンバーの特徴は、北アルプス

を背景に、安曇野市の道祖神、池田町のハーブ、松川村のレンゲツツジ、生坂村のパラグライダーがデザインされております。来年度は安曇野ナンバーの4市町村で交付式やイベントなどが企画されており、安曇野ブランドを生かした広域観光にも取り組んでまいりたいと考えております。今後も「地域活性化対策等事業」により、人口維持対策安全で安心な生活の確保と地区と村の活性化に取り組んでまいります。

次に、今年度当初の基金繰入見込額の残額は、現在の余剰分と今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を崩さずに済みそうでした、更に、少しは基金に積み立てられる状況でございます。

そして、今後専決でお願いします特別交付税の予算計上と合わせまして、来年度以降も将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図っていき、引き続き財政健全化を維持しつつ、脱炭素先行地域づくり事業を実施するなど、将来に向けて必要な投資は進めてまいりたいと考えております。

来年度の「村政懇談会」は、10区に出向き行くとともに、子育て世帯対象の日を設けて開催させていただく予定でございます。庁内で協議をしてきました内容を、議員各位に、今定例会中にお渡しして、そのご指摘事項等に対処しましての「いくさか村づくり計画」や、来年度の事業と予算、様々な課題の対応について説明させていただき、村民の皆さんのご意見ご要望を把握したいと思っております。

今回提出させていただきました令和7年度予算案は、引き続き、限られた財源の中で、村民の皆さんのことを第一に考え、ご意見ご要望と、議会からのご提言も反映させ、当村の課題解決に向けて「選択と集中」で事業費を計上させていただいたものでございます。

そして「新たな発想で 未来を作り出し 人と自然が輝く いくさか」に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統文化を守り育てていこうという責任感を共有して、更なる村民の皆さんとの協働による村づくりによりまして、第6次総合計画の将来の姿、「確かな暮らしを明日につなぎ、明るく 健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解と、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告1件、事件案4件、条例案7件、予算案8件の計20件でございます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第8号）」

この報告は、令和6年度生坂村一般会計補正予算（第8号）で既定の額に249万4000円を追加し、総額を34億4644万1000円とする補正予算であります。県の生活困窮世帯、緊急支援金事業に係る経費を補正するもので、歳入で県支出金249万2000円を増額し、歳出で民生費を249万4000円増額する補正予算の専決処分であります。

議案第2号「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」

この議案は、生坂村過疎地域持続的発展計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「村営土地改良事業計画について」

この議案は、村営土地改良事業を実施することについて土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号「生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設（大日向農産物直売所）の指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設（大日向農産物直売所）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号「生坂村山清路の郷史料館の指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村山清路の郷資料館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号「職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第7号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬のうち、学校医の小中学校それぞれに整形外科医を追加する条例の一部改正であります。

議案第8号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第10号「基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案」

この議案は、村の基金のうち13基金について、基金の管理方法を追加するための整理条例であります。

議案第11号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

この議案は関連法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第12号「生坂村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を36億200万円とする予算で前年度と比較して4億6500万円の増額となっております。

主な歳入では、村税で1億4969万7000円、地方交付税12億5000万円、使用料および手数料1億2408万2000円、国庫支出金9億2626万円、県支出金1億1879万円、繰入金2億3700万円、村債6億2100万円、寄附金4500万円などとなっております。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、新規事業で福祉センターやまなみ荘改修工事、社会福祉協議会補助の拡充など社会福祉事業で1億4206万3000円。在宅での生活支援等サービス事業で1281万8000円。新規に高齢者带状疱疹ワクチン接種を加えた保健衛生事業で597万1000円。子育て支援事業では新規事業で、保育園環境整備事業、子ども家庭センターの開設、子ども子育て応援ギフトなどを加えた、子ども・子育て支援事業で、7940万9000円。妊婦のための支援給付金事業を新たに加えた保健衛生・扶助関係で1118万2000円。小中学校へのタブレット整備、中学校部活指導員の任用、小中一貫教育Ikusaka学の推進などの新規事業を加えた学校教育事業で2985万3000円。産業振興事業では有害鳥獣対策事業を拡充し、農業用ハウス等設置補助、県営中山間総合整備事業負担金、いくさかの郷運営費等の農業振興事業で1億3974万1000円、新規に畑作等促進整備事業、農地耕作条件改善事業を行う農用地活性化対策及び遊休農地解消対策費で4481万1000円、森林整備区域抽出業務を新たに加えた里山整備事業で1208万1000円、農業・商工業等後継者支援事業、いくさかマル得商品券、赤とんぼフェスティバル補助など商工業等振興事業で3450万円。地域活性化対策等事業では、脱炭素先行地域づくり事業でやまなみ荘省エネ機器導入事業、民家断熱改修補助などを新たに加え、省エネ機器等の購入補助を拡充し、継続事業と合わせて、環境保護で10億5464万7000円、Uターン者を対象にした補助事業、定住促進住宅建設などを新たに行う移住定住対策費で5230万円、新規に気象

観測システム更新を加え、同報系防災行政無線のデジタル化を令和6年度から継続し、道路メンテナンス事業、消防団員の処遇改善経費など防災・減災事業で1億4052万3000円。企業版ふるさと納税の受け入れ、地域おこし協力隊関係経費など安全・安心地域活性化で1億6828万3000円となっております。

議案第14号「令和7年度生坂村営バス特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を5450万円とする予算で、前年度と比較して650万円の増となっております。

主な歳入は、使用料および手数料で200万円、繰入金で5135万円です。

主な歳出は、総務費で5097万4000円、運行費265万5000円となっております。

議案第15号「令和7年度生坂村福祉センター特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を1億720万円とする予算で前年度と比較して540万円の減となっております。

主な歳入は、使用料および手数料で8470万円、繰入金2177万1000円です。

主な歳出は、経営管理費で1億716万9000円となっております。

議案第16号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億4850万円とする予算で、前年度と比較して、280万円の減となっております。

主な歳入は、国民健康保険税で3638万3000円、県支出金1億9785万2000円、繰入金1422万円です。

主な歳出は、保険給付費1億9405万円、国民健康保険事業費給付金で5004万1000円となっております。

議案第17号「令和7年度生坂村介護保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を2億7880万円とする予算で、前年度と比較して840万円の減となっております。

主な歳入は、介護保険料で5290万3000円、国庫支出金で7190万7000円、支払基金交付金で7147万9000円、県支出金4142万3000円、繰入金4107万5000円であります。

主な歳出は、保険給付費2億5222万円、地域支援事業2320万8000円となっております。

議案第18号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」

この予算案は歳入歳出予算の総額を3430万円とする予算で、前年度と比較して10万円の増となっております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で2221万9000円、繰入金で1197万9000円であります。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金3289万4000円となっております。

議案第19号「令和7年度生坂村簡易水道事業会計予算」

この予算案は、改正簡易水道事業会計予算で収益的収入および支出の収入は、7197万9000円、支出は7689万3000円と定め、資本的収入および支出の収入は5996万3000円、支出は6511万9000円と定めております。

議案第20号「令和7年度生坂村下水道事業会計予算」

この予算案は、下水道事業会計予算で、収益的収入および支出の収入は1億946万8000円、支出は7830万円と定め、資本的収入および支出の収入は443万5000円、支出は5530万3000円と定めております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長(太田譲君) 挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

◎日程３・報告第１号

○議長(太田譲君) 日程３・報告第１号 専決処分の承認を求めることについて
「令和６年度生坂村一般会計補正予算（第８号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 報告第１号について朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。はじめに質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 次に、反対討論ありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、質疑討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

報告第１号 専決処分の承認を求めることについて

「令和６年度生坂村一般会計補正予算（第８号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって報告第１号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程４・議案第２号

○議長（太田譲君） 日程４・議案第２号「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程５・議案第３号

○議長（太田譲君） 日程５・議案第３号「村営土地改良事業計画について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程６・議案第４号～日程８・議案第６号

○議長（太田譲君） お諮りします。

日程６・議案第４号「生坂村中山間地域農業農村対策事業施設（大日向農産物直売所）の指定管理者の指定について」

日程７・議案第５号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」

日程８・議案第６号「職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」の、以上３件を一括して議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認め議案第４号から議案第６号の３件を一括して議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 次に議案第５号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」

○総務課長（藤澤正司君） 議長。
○議長（太田譲君） 総務課長。
○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 次に議案第6号をお願いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議案第6号「職員の勤務時間および休暇に休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」

本日提出 村長名であります。

議案2枚目をご覧くださいと思います。

「生坂村条例第 号「職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例」議案の朗読は省略をさせていただきますして改正の概要を申し上げます。新旧対照表もあわせてご覧くださいと思います。

今回の改正は、育児・介護等に関わる職員に対する改正であり、第5条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務を制限する規定で育児の対象を3歳未満から小学校就学前の子にし、それに伴いまして、介護に係る準用規定の改正をするものです。

併せて現行の条例が、国の規定に合っていない表現がありましたので、改正をしております。第12条の2の次に2条を追加いたします。第12条の3は、職員の配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護の両立に資する制度または措置、支援制度の申告、請求申し出等に係る必要な措置を講ずることを新たに規定するものであり、第12条の4は、仕事と介護の両立支援制度等が円滑に行われるよう措置を講ずることとする規定であります。

附則、施行は令和7年4月1日からとなります説明は以上であります。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

なお、議案第3号生坂村土地改良事業計画と私読み上げ間違いをいたしまして申し訳ありません。「村営土地改良事業計画」ですので議事録は全部そこを「村営」に修正をします。

ここで換気のため休憩をとります。再開は11時15分とします。

休憩	午前11時03分
----	----------

再開	午前11時14分
----	----------

○議長（太田譲君） 再開します。日程9・議案第7号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） （教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程10・議案第8号～日程14・議案第12号

○議長（太田譲君） お諮りします。

日程10・議案第8号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

日程11・議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」

日程12・議案第10号「基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案」

日程13・議案第11号「生坂村消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

日程14・議案第12号「生坂村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」の以上5件を一括して議題にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、議案第8号から議案第12号の5件を一括して議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それではご説明を申し上げます。

議案第8号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

本日提出 村長名であります。

1枚おめくりいただきまして、「生坂村条例第 号 生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当勤勉手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議案の朗読は省略をさせていただきます。改正の概要を申し上げます。新旧対照表も併せてご覧をいただければと思います。

期末手当、勤勉手当の支給に際しましては、一般職の職員と合わせた率を採用しております。昨年的人事院勧告で一般職の職員の改定があったため改正をするものであります。

条例第7条第1項第2号が期末手当を100分の125以内、条例7条の2第1項第2号が勤勉手当で100分の130以内にそれぞれ支給率を改定するものであります。

施行日は、令和7年4月1日であります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」

本日提出 村長名であります。

1枚おめくりいただきまして、「生坂村条例第 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

議案の朗読は、こちら省略をさせていただきます改正の概要を申し上げます。

今回の改正は、令和6年の人事院勧告に伴う改正であり、昨年12月議会で、令和6年中に適用になるものを改正しましたが、今回の改正は本年4月からの施行分について改正を行うものであります。

第2条第2項は、再任用職員に支給する手当を拡大するもの。第14条は、扶養手当の改正で、配偶者に係る扶養手当を廃止し子に係る手当を増額するもの。第18条は、通勤手当の支給限度額の見直しを行うもの。第24条の2は、管理職特別勤務手当の対象時間を拡大するものであります。

別表1 行政職俸給表の改正は昨年12月に改正をしました俸給表につきまして、職務や職責をより重視した俸給体系に変更するもので、別表第3寒冷地手当支給地域表は県内の寒冷地支給対象地域につきまして、法改正があったため、改正するものであります。

改正条例の第2条は、令和4年条例第22号で改正しました一般職の職員の給与に関する条例につきまして、その改正附則第3条で引用しております改正法、地方公務員法の一部を改正する法律に条項の変更があったことに伴います改正であります。

附則といたしまして、施行期日は令和7年4月1日で、附則の2号3号で、給料表の改正に伴う号俸の切り替えと調整をしております。

4号では、扶養手当についてであります。扶養手当につきましては、段階的に改正を行うため、令和8年3月31日までの経過措置について規定をしております。

議案の4枚目の裏面になりますけれども、下段になります。職員勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」という見出しがありますが、これにつきましては、改正条例第3条となりまして今回の改正条例第2条と同様に、給与条例に関連しての法律改正によるものであり、令和4年条例第20号の附則第2条中で引用している改正法、地方公務員法の一部を改正する法律の条項につきまして、変更があったことに伴う改正であり、本改正条例で整理をするものであります。

最後のところにあります表でありますけれども、附則別表になります。附則別表につきましては、先ほどの給料表の改定により、受けるべき号俸を変える必要がある職員が出るため、新たな号俸への切り替え表となります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号「基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案」であります。

本日提出 村長名であります。

1枚おめくりいただきまして、「生坂村条例第 号 基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例」

議案の朗読は、省略をさせていただきます。改正の概要を申し上げます。こちら新旧対照表はございません。

村にあります各基金では、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管する、ということになっており、金融機関への定期預金で管理をしているのが現状であります。

村の財産であります基金を有効に活用し、自主財源を生み出していくことも必要であると考え、ため有価証券による管理ができるように改正を行うもので、既に規定されている基金を除く記

載の13基金において、新たに規定を追加するもので、一括して改正するための整備条例としております。

条文といたしましては、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実有利な有価証券に変えることができるとしております。

附則といたしまして、施行は公布の日から施行となります。説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」
本日提出 村長名であります。

表紙をおめくりいただきまして、「生坂村条例第 号 生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」

こちらで議案の朗読は省略をいたします。

改正の概要を申し上げます。新旧対照表を併せてご覧いただき、ご確認をいただければと思います。

本条例は非常勤消防団員等が公務により死亡、負傷または病気になった場合、あるいは公務による負傷もしくは疾病により死亡、もしくは障害の状態となった場合に損害賠償を行うことを規定しており、その内容は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律および関係法令がもとになっております。

今回は関係法令の補償の基礎額の改正があったため改正するものであり、第5条第2項第2号は、消防団以外の方が消防作業従事者、救急業務協力者などが消防救急等の業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病にかかり、または、死亡、障害の状態となった場合にかかる基礎額を規定しており、それぞれ改正後の額に改定するものであります。

第3項は、消防団員、それから消防作業従事者等が、第2項の規定による補償の基礎額に扶養親族の区分ごとに1人当たりの加算額について改正を行うものであります。

別表は第5条第2項第1号で定める額の表で、非常勤消防団員等の公務による死亡、負傷、疾病にかかり、または死亡障害の状態となった場合にかかる補償基礎額を規定するもので消防団の階級、勤務年数により額が定められており、それぞれを改正するものであります。

附則といたしまして、施行は、令和7年4月1日となります。附則第2項は経過措置を規定しております。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

次に議案第12号「生坂村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」

本日提出 村長名であります。

表紙をおめくりいただきまして、「生坂村条例第 号 生坂村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例」

議案の朗読は省略をさせていただき、改正の概要を申し上げます。

本条例は、消防団員の退職報償金の支給額を定めており、消防団員等公務災害補償等の責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

今回の改正では、消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されました。消防団員の退職報奨金は、村が消防団員等公務災害補償等共済基金に請求をいたしまして、共済基金からの支払いを受け、対象者に支払っております。

附則といたしまして施行日は令和7年4月1日で、附則第2項で計画措置について規定しております。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程15・議案第13号

○議長（太田譲君） 日程15・議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」を議題にします。朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） それでは、議案第13号朗読説明を申し上げます。
（総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） ここで暫時休憩とします。
再開を13時15分とします。

休憩	午前12時03分
----	----------

再開	午後1時15分
----	---------

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き、議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議会事務局長（藤澤保君） 議長。

○議長（太田譲君） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤澤保君） それでは所管の議会費、選挙費、監査委員費について朗読説明申し上げます。18ページをお願いいたします。
（議会事務局長 朗読説明）

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） それでは住民課所管部分について朗読説明を申し上げます。
（住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それでは、健康福祉課所管部分を説明いたします。29ページ下段をお願いいたします。

（健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） それでは振興課所管部分につきまして説明申し上げます。42ページ中段をお願いいたします。

（振興課長 朗読説明）

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） それでは、教育委員会所管部分について朗読説明申し上げます。33ページ下段をお願いいたします。

（教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程16・議案第14号

○議長（太田譲君） 日程16・議案第14号「令和7年度生坂村営バス特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程17・議案第15号

○議長（太田譲君） 日程17・議案第15号「令和7年度生坂村福祉センター特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） （住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をとります。再開を14時35分とします。

休憩 午後 2 時23分

再開 午後 2 時35分

◎日程18・議案第16号

○議長（太田譲君） 再開します。

日程18・議案第16号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程19・議案第17号

○議長（太田譲君） 日程19・議案第17号「令和7年度生坂村介護保険特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程20・議案第18号

○議長（太田譲君） 日程20・議案第18号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） （住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程21・議案第19号

○議長（太田譲君） 日程21・議案第19号「令和7年度生坂村簡易水道事業会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程22・議案第20号

○議長（太田譲君） 日程22・議案第20号「令和7年度生坂村下水道事業会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で本日理事者より提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程23・総括質疑

○議長（太田譲君） 日程23・総括質疑に入ります。

議案第2号から、議案第5号の事件案4件、議案第6号から議案第12号までの条例案7件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件、計19件について質疑のある方の発言を許します。質疑ありますか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結します。

◎日程24・議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 日程24・議案審査のため各常任委員会に議案を付託したいと思います。

ただ今、議題になっております議案第2号から議案第5号の事件案4件、議案第6号から議案第12号までの条例案7件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件の計19件について慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって19議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程25・請願陳情の提出

○議長(太田譲君) 次に日程25 請願7・第1号「県立木曽病院での分娩休止の撤回および麻酔科医・産科医の確保を求める請願書」、陳情7・第1号「『持続可能な学校の実現を目指す意見書』の採択を求める陳情書」について議題にします。

◎日程26・請願陳情の委員会付託

○議長(太田譲君) お諮りします。

ただ今、議題となっている日程25の請願1件、陳情1件の内容は、お手元に配付のとおりです。

朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって日程25の請願7第1号と陳情7第1号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで事務局に常任委員会付託案件表を配布していただきますので、しばらくお待ちください。

◎散会

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日12日水曜日の午前9時30分から再開し、一般質問を行います。

○議長(太田譲君) 本日はこれで散会いたします。

起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 11 日

議 長 大 田 隆

署名議員 望 月 典 子

署名議員 孝 弘 文 郎

令和 7 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

2 日目（3 月 12 日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 7 人
- ・散会

- ・一般質問…………… 4 P
 - 吉澤弘迪議員…………… 4 P
 - 藤澤幸恵議員…………… 12 P
 - 山本吉人議員…………… 18 P
 - 平田勝章議員…………… 25 P
 - 島幸恵議員…………… 36 P
 - 望月典子議員…………… 50 P
 - 太田譲議員…………… 56 P
- ・散会…………… 62 P

令和7年第1回 生坂村議会定例会

令和7年3月12日 午前9時30分 再開

議 事 日 程 【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（８名）

1 番	島	幸 恵 君	2 番	山 本 吉 人 君
3 番	藤 澤	幸 恵 君	4 番	望 月 典 子 君
5 番	太 田	譲 君	6 番	字 引 文 威 君
7 番	平 田	勝 章 君	8 番	吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村	長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	真 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	中 山 茂 也 君	
総 務 課 長	藤 澤 正 司 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君	
		教 育 次 長	坂 爪 浩 之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長	藤 澤 保 君	書 記	田 中 翔 太 君
--------	---------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより、令和7年第1回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ち申し上げます。

本定例会は感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

なお、上着マスクの着用については適宜判断をお願いいたします。

○議長(太田譲君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 平田議員、8番 吉澤議員を指名します。

◎日程2・一般質問

○議長(太田譲君) 日程2・一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に、8番 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番吉澤弘迪です。私は、生坂村社会福祉協議会の経営と今後の支援についてというテーマで一般質問を行います。

令和6年12月20日の社会福祉協議会第2回理事会で、令和6年4月から12月の収支状況についての報告があり、介護保険事業収益の激減、最低賃金の大幅引き上げの影響が大きく、運転資金の確保が難しい状況(令和5年度現金預金回転期間1.36ヶ月)であり、手許現金に余裕がなく、賞与の支払いなども考慮すると経営状況が非常に逼迫しているとの報告がありました。少子高齢化の進む中、「福祉の村づくり事業」は村の重点施策であります。社協はその事業の一部を担う重要な団体であり、その存続については、村民の大きな関心事であります。

私は、今回の一般質問で、健康福祉課長、副村長、村長に社会福祉協議会の経営状況、今後の経営改善、経営支援についてそのお考えをお伺いしたいと思います。

最初に、健康福祉課長に伺います。生坂村社協は、令和6年度には村のご協力で、社会就労センター業務の指定管理を受け、指定管理料などの財源の増額に繋がりましたが、介護保険料の減額、最低賃金の大幅引き上げによる人件費の増額の影響が大きく、運転資金の確保が難しい経営が逼迫した状況にあります。健康福祉課長には、以下の事項についてお伺いいたします。

イ) 生坂村社協の令和6年度の経営状況

ロ) 生坂村社協の令和6年度の決算見込み

ハ) 生坂村社協の今後の経営改善に向けた取り組み

についてお伺いいたします。なお、時間制限がありますので、簡単に要約してその概況の説明をお願いします。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 8番 吉澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、生坂村社協の令和6年度の経営状況ということでございますが、生坂村社会福祉協議会は、1日でも長い在宅生活を目指し、介護保険、障がい者総合支援サービスの提供を行うとともに、社会就労センターと「はるかぜ」の指定管理、受託事業として高齢者生活福祉センターふれあいの里の運営、元気塾・生坂おとこ塾などの介護予防、公共交通空白地有償運送、地域支え合い推進会議などの生活支援体制整備、配食サービス、軽度生活支援、障がい者の総合相談支援センターの運営等の事業を行っております。

配食サービスは、食数は伸びておりますけれども、食材費が高騰しており食数分の受託料と利用者の負担の収入だけでは賄えない状況です。社会就労センターは、利用者の増加により予想以上の事務費が収入となり明るい話題にはなっていますが、介護保険事業においては、議員がおっしゃったとおり、利用者の減少による収入が激減し、物価高騰と最低賃金の大幅な引き上げにより、経費は増大して、事業赤字が700万円ほどになる状況であります。

法人といたしましては、令和2年度から3年間積立金の取り崩しを行い、令和4年度に積立金は底をついております。財務指数は1.36ヶ月で月々の資金繰りが厳しい状況です。ヘルパー事業も利用が減っておりますが、村唯一のサービス事業所であり、継続していく必要があります。有資格者による事業のため、定年退職後も引き続き再雇用することにより人件費を低く抑えてはおりますけれども、収入が減少しておりますので、人件費率は上昇しております。

次に、生坂村社協の令和6年度の決算見込みでございますが、減価償却費などが反映できておりませんので、資金収支計算書になりますが、事業活動資金収支差額見込みは755万3000円のマイナスということであります。施設整備等資金収支差額見込みはマイナスの30万3000円、その他活動資金収支差額見込みが169万円でございます。当期資金収支差額合計見込みはマイナスで614万6000円の見込みであります。前年度の当期資金収支差額合計がマイナスの838万6975円ですので、昨年と比較しますと224万円ほど赤字が改善されると思われます。事業活動資金収支差額見込みマイナス755万3000円のうち、700万円ほどが介護保険事業での赤字分となります。

次に社会福祉協議会の今後の経営改善についてというご質問でございますが、社会福祉協議会の収入は会費、寄付金、補助金、受託金と事業収入です。受託金は収支同額の原則により利益は生じず、事業収入は、介護保険の低迷により減収しており、この分を会費、寄付金、補助金、受託金で補わなければいけない財政構造となっております。

令和7年度一般会計で会計予算では、福祉活動専門員補助金、公益法人運営費補助金を増額計上して計上し、配食サービスに係ります受託金の増額についても計上しておりますのでご審議をお願いいたします。

また、赤字を増加させないためには介護保険収入を増やすことが必要です。介護保険につきましては、令和6年度に居宅介護サービスの給付費は伸びておりますけれども、村外の事業所への利用が増加しており保険事業全体を見ましても給付費の4分の3が村外の事業所へ支払われている状況であります。健康福祉課としましても、村内でのサービス利用を図るべく、社会福祉協議会と協力し、現利用者の利用回数の増加の働きかけや、未利用者の利用促進を図るため、元氣塾・生坂おとこ塾の充実と利用の確保「はるかぜ」の利用を、施設を利用した取り組み、「デイサービスセンター」と高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」を活用した自立した生活期間の確保などによりまして、通所介護、訪問介護サービスの利用に繋げたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 健康福祉課長に再質問いたします。健康福祉課長には社協の経営についての説明をいただきましたが、続いて、社協の違った角度からの社協の経営についての再質問をいたしたいと思えます。

社協の経営悪化の要因は、介護保険事業の収益の減少にあると言われておりますが、なぜ介護保険事業が減少したのか、その原因は三つ考えられると思えます。

イ) として介護職員の不足によるサービスの低下

ロ) 政府方針の在宅介護への転換

ハ) 人口による介護需要の変化

の3つがあるかと思えます。私は、ハ) の人口による介護需要の変化が一番大きな要因であると考えます。

資料をご覧ください。この資料2の資料は、平成7年1月10日の信毎の記事でございます。これには人口規模の大きな団塊世代が75歳以上になる25年以降は介護需要が急増するとみられ政府推計によると、65歳以上の高齢者数は、40年には3928万人に上り、25年比で7パーセントの増加、うち85歳以上は25年比42パーセント増の1006万人になり、介護需要は40年に向けて急増するとあります。

それでは、当村においては、実際に政府推計と同じ団塊世代の人口増が見られるでしょうか。ここに示した次の資料をご覧ください。私の参考資料の中で、これは村の住民課からいただいた令和7年2025年1月31日、調査の年齢別人口推計調査です。この集計で、介護需要の多い85歳から99歳188人、全人口の11.7パーセントであるに比べて、現在65歳から75歳は395人、全人口の34.5パーセントを占めており、政府推計と同じく人口増団塊世代が見られます。

したがって、このデータから75歳から79歳126人が、早ければ5年後に高齢者で介護需要の多い85歳に達しますので、当村でも介護需要が拡大すると思われます。健康福祉課長は社協経営に大きな影響のあり、今後の介護需要についてどのように考えるか、見解をお伺いいたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) ご質問にお答えをさせていただきます。

今後の介護需要をどう見ているかというご質問でございますけれども、まず、議員がおっしゃったとおり介護保険事業の減少の要因といたしましては、議員がおっしゃった介護需要の変化というものが一番大きな要因ではないかと思っております。

次に、今後の介護対象者の見込みということでございますけれども、国レベルでおきますと議員がおっしゃったとおり団塊の世代が、高齢化を迎える世代におきましては、介護需要が増大する見込みということでございますけれども、生坂村におきましては、既に高齢者人口のピークは迎えておりまして、今後緩やかに人口は減少していくものというふうに推測をしております。これにつきましては、村づくり計画でおきまして、令和12年の予想値ではありますけれども、65歳以上の人口は613人ということで現在よりも減少していく予想でございます。これにつきましては、第9期介護保険計画を作成した折の見える化システム、これは国の方で行っております人口推計システムでありますけれども、これ自身の数値につきましては、村の方の数値と若干違いますので、控えさせていただきますけれども、こちらのデータにつきましても、今後高齢者人口は減少していくものということで予想をしております。

つきましては、今後介護事業の見込みにつきましても、緩やかに減少していくものというふうに推測をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 福祉課長からお答えをいただきましたが、2枚目のこの集計を見てまいりますと、細かいその年齢別に抽出をしてデータが出ておりますんで、これでいきますと、さっき申しましたように、65歳から69歳、第一段階の75歳から79歳までの間が、395人と非常に多いわけです。こころ辺が団塊世代にあたりますんで、国は大きな数になりますが、生坂村は小さいけれども、やっぱり団塊世代の数字がここに出ておりますので、そうしますと、この人たちが85歳に達しますと、今までにない介護需要が出てくると、そういうことが一応推察されます。

ですから、このこれからの介護事業、それから介護保険のそれぞれの予算作り等については、これらのデータをよく調査をして勘だけではなくて、数字に基づいた推計で、これから考えていただくことが必要じゃないかと思えます。生坂も小さいながら団塊世代はこれで出ているということがこの表ではっきりしておりますので、そこら辺のことを一応考慮して行政の方々も考えていただくことが必要じゃないかと思えます。

次に、社協の経営支援について、副村長にお伺いいたします。

今後の生坂村社協に対する支援について、社協理事である副村長に伺います。生坂村社会福祉協議会は前述したように、村の重点事業である「福祉の村づくり事業」を担う重要な団体であります。その団体の安定経営については、村政の重要課題でもあります。今後人口規模の大きな団塊世代が、75歳以上となる25年以降は、介護需要が急増するとみられ、社協の経営環境の改善が一層課題となります。今回、社会環境の影響で社協が経営難となり村民に対して安心した満足なサービスを実施できない事態となると重大であり、そんな事態とならないよう、行政（村）も村民も社協の支援については真剣に考えなくてはなりません。社協自体の経営改善と職員の資質の改善については、社協自体や外部委員を含めた検討委員会で協議するとして、今後一番必要であることは、給与、賞与の支払いを考慮して経営が逼迫し、手元現金預金に余裕のないことであります。社協の財政構造上、経常経費補助金をいかにして高めるかということが重要です。

以上のことから、社協の支援策として、村民と行政（村）に対して次の事項を提案いたします。

イ) 村民（協会会員）の支援策としては、会費の一口金額の増額です。

賛助会費 1口3千円を5千円とする。特別会費 1口1万円を2万円とすることを提案いたします。

ロ)として行政の支援策として、

a) 受託料金の概算払いを提案します。令和6年度には、村の協力で受託料金の概算払いを実施していただき、結果、職員の給料、賞与がかろうじて支払いすることが可能であったので、令和7年度も経営は同じ状況と考えるので、令和7年度も受託費の概算払いを村にお願いをいたします。

b)として行政(村)の社協補助金の増額を提案します。令和6年8月20日に、国は福祉活動専門設置事業に対して自治体に地方交付税の算定基礎単価のアップを通知し交付税をアップしているので、村の社協への補助金を令和6年度991万円を令和7年度にはこの金額以上に増額することをお願いする。以上、提案いたしますが、副村長のお考えをお伺いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) 8番 吉澤議員の社会福祉協議会への経営支援に伴う質問の社協への会費の増額についてお答えをいたします。

社会福祉協議会の会費については、平成24年に「生坂村社会福祉協議会あり方検討会」の中で、普通会費が1,200円から1,500円への見直しの答申があり、同年の定例理事会・評議員会において承認され、現在に至っております。賛助会費・特別会費についての見直しはありませんでしたが、直近の改定から13年経ち、収支が厳しい中で、会費についても検討すべき時期が来ているのではないかと考えております。吉澤議員からご提案のありました会費の増額に会費を増額いたしますと30万円の増額となります。先ほど健康福祉課長が答弁したとおり、社協の経営は厳しい状況でありますので、改定が必要かどうか、社会福祉協議会の理事会で検討をしたいと考えております。

次に、行政(村)ですけれども支援策についての受託金の概算払いについてお答えをいたします。

受託金の概算払いについてですが、令和6年度については、ご指摘のとおり資金繰りが厳しい状況となり、12月に入り、社会就労センターの指定管理料を概算払いでお支払いをし、また受託料を2ヶ月ごとの支払いを毎月支払いするように変更し対応をいたしました。令和7年度は、就労センターはかなり収益が見込める状況で、協定書により年3回から年4回のお支払いを予定しており、令和7年度も6年度と同様にお支払いをする予定であります。また、社会福祉協議会から福祉活動専門員補助金、公益法人運営費補助金の早期支払いの要望相談がございましたので、要望にお応えすることで、当面の資金確保ができる見込みであります。社会福祉協議会からご相談がありましたら、また今後も随時検討し、対応していくように考えております。

次に、社会福祉協議会への補助金の増額についてお答えをいたします。

福祉活動専門員補助金については、社会福祉協議会から要望額964万円を令和7年度一般会計に、予算に計上をしております。また、公益法人運営補助金につきましても100万円を増額し、400万円で計上をしております。令和7年度は補助金の増額した予算編成を行いました。今後、社会福祉協議会の経営状況が悪化して赤字が増加し、村からの補填を行っていくと村の財政運営に影響を及ぼしていく恐れがありますので、補助金の増額についても限度があります。

このため、社会福祉協議会の運営の改善について、私も理事としていかに事業収入を増やしていくか、職員の仕事内容を効率化して、1人当たりの職員の仕事量の見直しや、物件費等の歳出をいかに削減していくか。また、令和6年度から社会就労センターの指定管理を行っていただい

ております。社会就労センターの運営は、認定者の人数により補助金が交付されますので、認定者を増やすことにより、社会福祉協議会全体の運営に転嫁できる仕組みの検討も必要と考えております。そしてこれから検討していく重層的支援事業につきましても、社会福祉協議会の役割および収入に繋がるように考えていかなければと思っております。

また、今後10年先を見越した社会福祉協議会の利用者および収入についてのシミュレーションも併せて行わなければと考えております。このようなことを他の理事の皆さんや社会福祉協議会の職員と行政とでしっかりと取り組んでいきたいと考えております。答弁は以上です。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 副村長へ再質問をいたしたいと思います。

社協の経営改善には、将来を見据えた見地での改善策の構築が必要と考えます。当然その中でどのようにして支援をするかという議論が出てくるかと思えます。現在の社協の経営は、介護業務が急減して、収入が減少して手元現金預金が減少し、職員の給料賞与の支払いが心配される逼迫した状況にあります。その主たる原因は要介護を受ける人の減少で、これは私と健康福祉課長との議論で異論はありますが、国や村の人口増推計で将来一転して、人口規模の大きな団塊世代が75歳以上となる25年令和7年以降は介護需要が急増すると見られますので、昨年・本年が経営の谷間であると考えます。これからの将来の介護需要の急増に対応して、今から介護職員の確保と介護施設設備の整備が必要で、経営が苦しいからといって、その重要な部分の削減を実施することは避けなくてはなりません。遅くとも5年後には介護需要が増加し、この1、2年の短期間の苦しい経営は、村からの委託費や概算払いと補助金で経常経費の補助金額を高めて経営をし、苦しい時期を乗り越え、介護人口が増加する介護需要が急増する時代に備えることが必要と考えますが、副村長のご見解はいかがか、お伺いをしたいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問について、お答えをさせていただきます。

今後の利用者の状況、健康福祉課長と吉澤議員の見解がありましたが、これにつきましては、生坂村は小さい村であります。1人1人の状況、顔がしっかりとつかめる村でありますので、実務レベルに入ってどのようになるか、シミュレーションをしていきたいと考えております。それは、社会福祉協議会の職員、また健康福祉課の職員そしてまた住民課の職員等々、今後の状況をしっかりと精査をしまして、利用者がどのようになっていくかをしっかりと確認をしていきたいと思えます。これが、今後の社協の経営改善の根幹になるものと私は考えております。それをしっかりと把握した上で今吉澤議員が言われたような状況についても検討を加えていきたいなと思えます。答弁は以上です。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 社協の経営支援については副村長からほぼ補助金等については、今年度予算で400万円の増をいただいておりますので、ほぼ満足なご回答をいただきました。副村長は行政の代表として社協の理事会、今月の24日に開催されますが、そのときに、社協の経営支援を現在回答いただいた内容をさらに言明していただいて、社協や、村民に安心を与えるよう、一つご回答をお願い申し上げたいと思います。

次に、村長にお伺いします。国・県への福祉事業の経営支援要請について、村長にお伺いします。

2024年の介護業の倒産が172件発生するなど、全国的に介護事業者の経営悪化が発生しています。我々の身近でも、広域組合の介護施設の経営悪化や、東筑摩郡各町村の社協の「現金回転期間」が生坂村社協1.36ヶ月、山形村社協1.65ヶ月、朝日村社協3.92ヶ月、筑北村社協1.96ヶ月、麻績村社協0.55ヶ月など、各自治体の福祉の一部を担う社協の経営が逼迫している状況です。特に、経営の悪化の要因は、介護保険事業の収益の激減と介護職員の不足で、このままでは、さらに全国的に倒産が広がり、必要なサービスが受けられない「介護難民」が生じる恐れがあります。村民が少子高齢化の時代に安心して、福祉を受けることのできる体制を構築することは、自治体の重要な役目であると思います。国・県の新年度予算で国会での論争に注目し、国・県の新年度予算に介護福祉事業の経営支援が含まれていると期待しましたが、残念ながら経営支援は見当たりませんでした。

以上のことから、早急に自治体・議会で令和7年度予算に国・県に介護福祉事業の経営支援を追加するよう、請願、陳情を行う必要があると考えますが、県町村会の役員である村長のご見解をお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番 吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

国・県への福祉事業の経営支援の要望についてということでございますが、生坂村社会福祉協議会の経営状況は、先ほど健康福祉課長が答弁したとおりでございますし、議員ご指摘のとおり、全国的にも公的施設が行う介護サービス事業については経営が厳しくなっているところでございます。生坂村を含め14の構成市町村によります特別養護老人ホームの運営を共同で行っております「松塩筑木曾老人福祉施設組合」は、近年の社会情勢の変化により著しい介護人材の不足と、人件費の高騰等により経営状況の悪化によりまして、施設運営の継続が難しくなっております。その点で、令和2年度末には老人デイサービスセンターの全事業から撤退をし、現在10施設内の2施設の入所定員を減らすなどの経営改善を図っているところであります。

しかし、それでも令和9年度からは、構成市町村から負担金をいただかないと、運営が困難な状況ということでございます。吉澤議員からは、国・県への介護福祉事業の経営支援要望についてのご質問でございますが、社会福祉法人全国社会福祉協議会では、国への要望として、「令和7年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書」を令和6年5月28日に提出をしており、その中で、物価高騰を受けた福祉サービス・事業への確実かつ継続的な財政支援の実施を要望しているところであります。

また、長野県町村会としましては、令和6年11月26日に厚生労働省へ医療・福祉人材の確保を要望しており、この中で、介護サービス基盤の整備と介護人材の確保への取り組みについても要望をしたところであります。

また、長野県に対しましては、令和6年11月8日に26項目の要望を行いまして、この中で介護福祉の充実についても要望しているところであります。具体的には、「介護人材確保への取り組み」「介護サービス基盤の整備と国庫負担割合の引き上げ」「訪問介護員による生活援助の資格要件の緩和について」要望をしたところであります。県からは介護職員の確保に向け、入職促進、資質向上、定着支援、離職防止への事業を継続して実施をし、また介護報酬の適時適切な改定を行うよう国に要望していくとの回答をいただいたところでございます。

以上のような要望を毎年度行っており、介護職員の処遇改善に繋がった成果もございますので、引き続き介護福祉事業の経営支援に繋がるように国や県に要望してまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長に社協の経営難で国・県への支援要請をお願いいたしましたが、既に大部分の事項が要請されているとのことでございますので、また違った面から私の方は村長に再質問をいたしたいと思います。

村のリーダーとしても一つ、介護福祉の面で取り組んでいただかなくてはならない課題がございます。それは、健康福祉課長、副村長とも議論してまいりましたが、今後の介護需要の変化について急増するかしないかということを精査していただいて急増した場合にどうするかという問題でございます。村のデータでは、団塊世代の人口の多い75歳から79歳の126人の人は分布の多い世代の人たちが、介護需要の多い85歳以上になるのにはあと5年の余裕があり、その後15年間この介護需要が急増するのではないかと私は考えております。現在広域の近隣市町村社協の経営状況はみんな悪化しており、介護施設の廃止や、介護職員の人手不足が発生しており、このままでは急激な介護需要に対応できずに、これもまた介護難民が発生する恐れがあります。当村の社協についても、現在、職員の人手不足等があり、到底、現在の2、3倍の介護需要の急増には対応できるとは考えられず、当村にもそういう場合には、介護難民が発生する恐れがあります。村民が、村長の掲げる福祉の村づくりで将来高齢化しても安心して生坂村に住み、福祉を受けられる体制の構築が必要であると考えます。

村長は、もし介護需要の急増時代に対してどのように対応するか、特に介護施設の介護職員の不足、それから介護施設の不足に対して、どのようにもし急増した場合には対応できるかお聞きをいたしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 再質問に、お答えをいたします。

介護職員、介護施設の不足、5年後には介護の需要が急増するという推測でございますが、現在第9期の介護保険計画の中で来年度が2年目になります。また、3年に一度介護計画というのは見直しをしております、介護を受ける方たちの人数を推測し、また周りの介護施設の状況を推測して、入居者がどのくらい入居できるのか、当村は、特養老は主に「麻績のサンライフおみ」をお願いしているところが多いわけですが、民間の介護施設も増えております。そういうところで、介護難民にならないように、第10期の介護保険計画を立てなければいけません、第10期というのも介護保険制度ができてから30年になるわけでございます。そういう中で、国としても、県としてもしっかりそこら辺の介護人材の不足や、介護施設の不足を考えていくと考えますので、当村も国・県の動向を注視しながら、そして、生坂村の状況もしっかり考慮して介護難民がないように取り組んでいきたいと思います。以上答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 介護、要介護の人口の増加については、先ほど村長、それから副村長が言われましたように、たかが300人ぐらゐの高齢者を調べればわかるわけでありまして、そこら

辺の調査をしっかりといただいて、急増に対応するかしないかの、決定をしっかりとやっていただきたいと思いますし、要するに医学予防のための健康福祉課でございますので、そういうことのないように5年間の余裕がございますので、健康福祉課では、疾病の予防対策をしていただいて、介護をしなくてもいいような人間を増やしていただくという対応をしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終了しますが、この私の一般質問は、私の20年間の議員生活の中で、議長就任期間4年間を除いて、16年間の全定例会で一般質問を行いました。64回目の記念すべき一般質問となりました。私は、一般質問は議員活動の中で、行政の課題について村民に代わって質す重要な機会であると捉え、その内容についてはしっかり調査をして、質の高いものではなくてはならないと思い、毎回必死で取り組んでまいりました。最後に質問に対し、真剣にご回答をいただいた村長をはじめ、行政の職員の方々、また私の一般質問に耳を傾けていただいた村民の方々に、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩に入ります。再開は10時半とします。

休憩	午前10時18分
----	----------

再開	午前10時29分
----	----------

○議長（太田譲君） 先ほど吉澤議員の一般質問の際に、スマホか携帯の着信音ですね、メールの着信音のようなものが何回かしてます。スマホ、携帯電話の音が鳴らないようにしていただくか、電源の方を切っていただくように対応をよろしくお願いいたします。

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、3番 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 3番 藤澤幸恵です。通告に基づき、一般質問いたします。

議員になり、4年となります。自分的には長かったような短かったような、いろんなことに追われ、振り返っても何をしてたかなっていうような今状態なんですけれども、そんな中でこの役場に足を踏み入れることが多くなり、村の職員の働きだったり、仕事だったり、いろんなところで目にするようになりました。また、いろんな職員の方とお話をする機会も増え、そんな中で少し感じていて、少し心配なことがあったので今回質問をさせていただきたいと思います。

高齢化や少子化、労働人口の減少に直面している生坂村ですが、少数精鋭による村づくりが基本になっています。村の職員は、その核としての役割を期待されているところであります。ところが、人口の減少に伴い職員の数の減少の一方、業務量は大変多岐にわたり、多くなっていると感じます。1人当たりの担当と業務が増大して、余裕がなく疲弊している様子もうかがえます。全国的にも、メンタルダウンする職員の増加が問題になっています。こういった小さな自治体は、職員の安全・配慮を義務として長時間労働により心身の健康を損なうことがないように注意することもやっていただきたい。また、住民の満足のためには、まず職員がこの仕事に対して満足

でき、元気に働いていくことが大事かと思います。働き方や、ワークライフバランスといった考えのもと、いかに職員が働きやすさだけではなく、働きがいを持つことができるかが大事であると思います。

そこで、次の３点について村の考えを伺います。村職員の離職状況とその要因についてです。来年度採用も含め、ここ５年間の正規職員の採用人数は何人か。またこのうち既に退職している職員は何人か、離職の背景には何があるのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) ３番 藤澤議員のご質問にお答えをいたします。

職員の採用と離職状況、またその要因についてのお尋ねであります。議員言われるとおり、本村は職員の少ない職員の中で活躍を期待し、採用したそれぞれの職員であり、その職員の離職ということは、非常に残念に感じており、特に年度途中で退職をされると、他の職員への負担、また影響が大きくなり、心配しているところであります。直近５年の採用と離職の状況ということでもありますので、まず直近５年間の職員の採用につきましては、令和２年度から令和６年度まで、１９名の採用をしております。令和７年度につきましては、資格職２名を含め５名の採用を予定しております。先ほどの直近の５年間１９名の中には、保健師それから保育士といった専門職も含まれた人数でございます。

離職状況であります。過去５年間を見ますと、全体では６名の方が離職をしておりますが、１９名採用したうちの離職者については、内５名となっております。離職の背景についてでありますけれども、５名の離職者のうち、新規採用者の離職者のうち、１名は結婚のために転出された方、他の方については自己都合ということになります。自己都合と言いましても、それぞれ個々に事情は違い、役場の仕事が思い描いていたものと違って、これは、仕事内容や仕事量に対し受ける給料との乖離というものも含めてということになります。また、職場での人間関係や住民や来庁者との対応などからくるストレスによるメンタルの不調をきたし、退職をされた方も残念ながらおりました。離職者は、採用後１年以内の離職者が４名おり、多くが役場の仕事が思い描いていたものと違ったという方になると理解をしております。以上でございます。

○３番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○３番(藤澤幸恵君) やはり、私が議員になってからの新規採用で離職をされる方が多かったのかなという印象を受けました。また、退職者の中には中堅の職員の離職もあると思いますが、そういったところの主な要因は何だったのでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 中堅職員の離職も含めた主な要因についてのお尋ねでございます。

ここ５年間の離職状況につきましては先ほど申し上げたとおりで、民間から中途採用した採用まもない職員の離職が多く、役場の仕事が思い描いていたものと違ったという方になります。もう少しさかのぼってみますと、自分のやりたいことに向けて離職された方もいらっしゃいますが、中堅から役職、係長等になっていくことを、重責に思い、不安を感じていた方もいらっしゃいます。それまで、十分経験を積んできた職員であっても、公務員に対するニーズ、要請も近年

変わってきている。そうした中での離職であったのかなというふうには感じております。以上であります。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) そういった中で離職防止のために取り組んでいる施策や今後の課題について村の考え方を教えてください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番 藤澤議員のご質問にお答えをいたします。

離職防止のための施策、今後の課題、村の方針はということでございますが、職員の離職は生坂村だけの問題ではなく、近隣の村でも同様のことが起きておりまして、県でも離職者が多くなっていると聞いております。地方公務員の離職率は、近年微増傾向であるとも言われております。また、民間事業者の離職率は、公務員の職場より高いという調査結果もあり、日本の働き方に対する考え方の終身雇用という考え方は薄まりつつあると言われております。

離職理由につきましては、職員の採用試験に、村内出身者の応募がほとんどいないということも合わせて考える必要があると私は感じております。これは村民ニーズの多様化や議会对応等、仕事上の様々な人間関係を負担に感じることや、クレームめいた住民への対応などに懸念を感じている職員が増えていること。よって職員採用に際しても、村内の応募者の減少に繋がっているのではないかと感じているところでございます。対策といたしましては、離職防止について行っていることは、職員に何か変わったことがあれば、副村長を中心に課長や係長、場合によっては保健師にも関わっていただいて対応をしております。

また、研修会の開催では全職員対象に、令和3年度にハラスメント研修、令和5年度、6年度に市町村職員共済主催のメンタルヘルス研修を行い、係長以上を対象では、令和4年度にメンタルヘルス研修を行っているところであります。

なお、新年度は職員に自分のストレス状況について気づきを促し、メンタルヘルス不調のリスクを低減させるために実施をしたいと考えているところであります。それは、一時予防を目的としたストレスチェックを行うための経費を新たに新年度当初予算に計上をさせて対応していきたいと考えております。

また、状況によっては産業医への委託もしていきたいと考えております。このような取り組みを行い、元々少ない職員数で業務にあたっておりまして、年度途中で離職されることは一人でも大きく影響をするため、そうしたことがないように今後も対応してまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 離職防止のための対応策として、研修などを行っているということなんですけれども、主にメンタル面でのサポートを対応策としているという認識でいいのでしょうか。それっていうのはもちろん大事なことですけれども、それよりも、もう一歩前に、なぜメンタルがやられてしまうのかというところを考えることが、まず必要だと思うんですね。おそらく、採用面接では、ここで働きたい、働いて一生懸命仕事をしたいという意気込みを持って、採用試験に来ていただいていると思うんです。そこで、すぐに1年も経たないうちに、メンタ

ルがやられてしまって、離職にいつてしまうというのは、ちょっと早すぎるのかなという印象です。本当になぜだろうというところをまず根本的に考える必要があって、それは、何が原因で心の不良を起こしているのか。労働時間なのか、業務量なのか、人間関係、先ほど答弁にもあったように職場内、村民対応、議会の対応も含めなんですけど、そういったことがあると思うんですけど、具体的にいろんな職員の方々を見ていて、どこの部分を改善すれば、メンタルがやられる前に、改善できるのか。仕事量なのか、労働時間なのか、人間関係なのか、まずそのどの部分が一番影響しているのかっていうふうには、私はそこら辺がわからないので、もしわかれればお答えください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本当に労働時間なのか人間関係なのか、本当に私も職を辞していく職員を見て、常に悩んでおります。思い描いていた仕事ではなかった部分もありますし、労働時間が、仕事量が多いのかなってことも感じたこともあります。

しかし、職員の中にはそれをしっかりこなしている職員もいますし、人間の能力っていうのは十人十色だと思います。頑張っている人もいれば、ちょっとできないかなって悩んでしまう人もいます。本当にそれがどうやってその人を元気づけたり、そのまま役場において仕事をしていただけるか、私としてはなかなか妙案がないところが実情でございまして、その人が役場を辞しても、また違う職場で生き生きと仕事ができれば、それもまた一つの人生かなと思いますし、当村としては先ほど答弁したように、少数精鋭の職員数で行っておりますので、一人でも職を辞してしまうと、周りの方に迷惑になります。そういうことがないように今後も、来年度はメンタルのストレスチェックを行うとか、それがなかなか改善できなければ産業医への委託も考えているところでございます。以上答弁といたします。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) 個人的な差もあるので、本当に難しい部分ではあると思います。ただ村として職員が働きやすい環境、また働くモチベーションを保つようにやれることはまだまだあると思います。例えば、労働時間に関しては、やはり休日に出勤をして仕事をしていたりとか、夜遅くまで残って仕事をしている職員の姿も見受けられます。そういったところの部分でやはり忙しい時期とかそういったものもあるんですけど、その部分をもう少し職員全体で、その職場のルールじゃないですけど、働き方の改革っていうのをやっていくべきではないかなというふうに感じます。

他の自治体では、働き方改革として、働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択する。選択できるようにするというのが働き方改革ということで進めている自治体も出てきていて、この近隣で近いところ言えば、塩尻市がフレックスタイム制を導入するという事で議会に条例改正をかけるというような記事もありました。他にも別のところでは時間差の出勤だとか、勤務日の振替制度ですね、これは土日を休日とするのではなくて、平日に自分の休日を設けて、土日にその代わりに仕事をするというやり方、あとはテレワークできる部分はそういうことも取り入れたりというような改革が少しずつ進んでいます、大きな自治体では。生坂村はとても小さな自治体で職員の数も少なく、1人当たりの負担する業務量が多いと思うんですけども、その辺の業務量も、先ほど村長言ったように、こなせる人と、ちょっと難しい人にとってということ

でその辺は個人差あるので、そこら辺の見直してというものも行っていただいて、こういった職員が自分で選んで仕事をできる、その自分の何て言うんですかね、仕事仕事仕事仕事ってなってしまうと、どうしても減入ってきてしまうので、仕事と自分の時間っていうものの、メリハリがつくような労働環境を作っていくことが、メンタルにも良いと思います。私自身も仕事、自分の仕事、議会、その他諸々が一気に重なってくると、本当に自分もメンタルが崩壊しそうになるときがあるので、やはり職員の方も自分の時間を取ったりとか、何か自分の趣味であったり、そういうことに時間が取れて、切り替えができるっていうような環境を作ってあげることが大事なかなと思うんですけれども、ちょっと難しいとは思いますが、少しずつできることから始めるということとは検討できないでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 再質問に、お答えいたします。

毎年度職員労働組合からもいろいろな要望が出ておりまして、対応できる部分是对应をさせていただいております。今、宿直者がシルバーをお願いして、職員以外の方をお願いしておりますし、日曜日は日直はどうしてもいろいろな受付とかありますので、職員でなければわからない点もありますので、今のところは女性職員中心に日直をお願いしているところでございます。

本当に自分の時間を持つということは大事だと思います。それがまたリフレッシュに繋がりますし、仕事に追われると人間やはりつらくなる。

また、フレックスタイムも、私も議員のときにも、20数年前ですが、当時の村長に一般質問した経過がございますが、これも採用できるかどうかは検討させていただきたいと思っておりますけれども、なかなかテレワークも今県庁でもやっているような部署もございます。本当にいろいろな働き方が今できる時代になってきておりますので、そこら辺が当村にできるのか、今少数の中で働き方をどのように変えていけばいいのか、国は週休3日制というような話も今出てますし、いろいろな点で今後研究をしなければいけないと思っておりますので、また庁内でそちらの方も研究してまいりたいと思っております。以上答弁といたします。

○3番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○3番(藤澤幸恵君) ぜひできることからやれるように、業務内容だとかそういったことを精査して少しでも労働環境がいいものになるようにしていただきたいと思います。

それから、その理由の中で思っていたのと違ったという、答弁の中で何度かそうした言葉が出てきているんですけれども。何なんでしょうね、あの採用の募集があると思うんですけれども、今あれですかね、ハローワークとあと村のホームページ、その辺で私もちょっと採用の要綱っていうのを見させていただいたんですけれども、やっぱりちょっとわかりづらい部分もあって、わかりづらいというのと、難しそうなのかな、ちょっとハードルが高いのかなということ、具体的にちょっとよくわからない。おそらく地方公務員ということで安定しているだとか、長く勤めれば少しずつ昇給するだとか、土日がしっかりお休みだとか、福利厚生がきちっとしてるっていうような印象で多分応募してくると思うんですけれども、もう少し具体的にこんな仕事をしてます、こんなことをやってもらいたいです、というような地域おこし協力隊の採用とまではいかないんですけど、もっとわかりやすく採用のときの詳細がわかるといいのかなというふうに感じました。村内の方の応募が、本当にここ数年無いようで、今ほとんどの方が村外から通勤して来られて生坂村で働いているっていうことなんですけれども、やっぱり生坂村のこういう田舎の性質

というか、新しく採用された方がいると、あの人はどこから来たどういう人なんだっていう、村の人からの目っていうのが、すごく感じるところがあると思うんです。私達議員もそうですけれども、村民の目っていうのは厳しくて、そういったところでつらくなってしまう方もいるかなというふうに思います。新規で入った方がまず、職についてどのように仕事をしているのか、また最初から窓口対応を一人でやるとか、電話対応、クレーム対応を一人でやるっていうのは本当に大変だと思うので、きちっと中堅の職員またはベテランの職員が必ずフォローしながら仕事をしていていただきたいなと感じます。係長以上の方もいろんな研修を行ってると思うんですけれども、今メンタルの方とかそういったことの研修は行ってるようなんですけれども、例えば人を育てるだとか、そういったようなことの研修とかっていうのは行ったりはしているんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 係長等の研修のお尋ねであります。

当然職員一人ひとりについてその職務に就いたその職の中の専門的な研修は皆さん行っていたいております、それは係長、課長等も含めてなんですが、係長またあの課長等ということで限った今のところ、ここ数年といいますか、今のところそういった研修というものは行われてきてなかったということもあります、私も係長、課長になったからといって特にこれまでそういった専門的な研修は受けてはおりませんけども、今おっしゃられるとおり、いろんなニーズというものが広がってきておりますので、そういった中堅から係長、課長も含めての研修というようなものもこれから積極的に取り入れていかなければいけないかなということで、来年7年度からは県の研修センターの方に申し込む予定であります。以上であります。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） 人を育てるってことは本当に難しくて、なんていうんですかね、昭和の時代っていうんですか、見て覚えろだとか、そんなことぐらい言わなくてもできるだろうっていうような姿勢で上の者がいても、今の学生や子供たちっていうのはそういうふうに育っていないので、できない。でも言われたことはできる。でも自ら気づいてやる、やっていく、どんどん自分から仕事をくれ、くれと言って、意欲的にやれる子っていうのがもうだんだん少なくなっているのが現状で。なので指導する側っていうか、上に立つ人間も、そういった状況とか、時代の変化をきちっと自分たちで把握をして、よくある人材育成だとかコーチングだとか、人を育てる、こういうときはこういうふうに対応する、こういうときはこういうふうに伝えるっていうのは本当にそういった研修等も開かれていますので、ぜひそういったものも多分管理職の方もどういうふうに伝えれば、この人に伝わるのか、どういうふうに言えばこの人がやる気になるのかっていうのがわからないでいて、うまくアドバイスができず、フォローができないっていうことで悩んだりしてしまうこともあると思うんです、管理職の方も。なのでその辺が悪循環にならないように先ほども言ったようにそういった研修もぜひ取り入れていただければいいかなというふうに思います。

私としても村民の声としても、村出身の人に役場の職員でいてほしいなという声はよく聞きます。もう本当にでも、役場っておかしい、役場って大変そうっていうやっぱりそういうイメージがすごくついているのも現状だと思います。そういったところで学生さんとか新卒を取るのであれば、少し職場体験的なこととか、そういったことも間口を広げてやってもらって、私達はこう

いう仕事をしていますとか、こういうことをやっているんだ、村のために、村が良くなるように仕事をしているんだっていうような体験も、若い生坂村にいる子供たちに体験させてあげることも必要かなというふうに思うんですけど、そういった取り組みとかっていうのはできないですかね。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 今の職場体験、子供たちへの職場体験の場にもというそういうご提案でありました。以前には、中学生何年生かちょっとあれだったんですが、中学生がいくつかの自分の希望するところに行き行って体験をするというようなことをやっていたかと思うんですが、その際には役場にも何人かの中学生に来ていただいたという記憶はございます。そういったこともありますので、また教育委員会、学校等ともお話をし、そういった機会が設けられればいいかなというふうに思います。

そうしたことで村の理解に繋がり、役場の仕事にも理解が繋がって、村の職員になりたいという子が1人でも出てくれば、いいかと思しますので、またその辺は関係部署とも調整をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○3番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○3番（藤澤幸恵君） ぜひ検討をお願いします。本当に日々仕事に追われて、大変な思いをしていらっしゃる村の職員の方々です。ぜひ働く環境を改革していただいて、少しずつ口で言ってもなかなか取り組めないの、1個ずつ書き出して、本当はきちとしたプログラムのものができるのが一番いいと思うんですけども、ぜひそういったことを進めていって、村民だけでなく村の職員が元気に働けるように。そうすると村も良くなると思いますので、やっていっていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（太田譲君） 次に、2番 山本議員。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 2番 山本吉人です。通告どおり一般質問いたします。

昨年度から私は生坂村が元気になるような、そんな一般質問をしてきました。今回も、この生坂村が元気で若返って人がいっぱい集まるような、そんな若者も多くなる、そんなものにしていきたいなという思いで質問いたします。

質問事項は、チャレンジできる村、チャレンジする村、「生坂村」にしよう です。全国的に少子高齢化社会が進み、小さな自治体は、元気がなくなってきました。生坂村のこれからを考えると、また心配にもなってきます。国も、各自治体も元気になるには、若い世代が元気であることがまさに大切と感じております。私の若い頃、昭和になりますが、結構めっちゃくちゃなことでも、チャレンジができた気がします。現代社会は、成功か失敗かの二極化になっているような感じがしてなりません。私は、本当に大事なことは、成功、失敗ではなく、その過程だと思っています。そこで、簡単に言うと、チャレンジしたか、しなかった、が一番大事と考えています。そこで、国や各自治体が元気になるよう、生坂村が元気でいられるよう、次の提案をしたいと思います。

チャレンジできる村、チャレンジする村、「生坂村」の村づくりを提案いたします。チャレンジしていきたいことは山ほどあります。今日言えないこともたくさんありますが、今回は次の3点を提案いたします。

まず、1つ目は、イベント関係のチャレンジ。生坂村には多くの竹があります。その竹などを使って手作りの筏を作り、その筏で犀川筏下りをやったらどうかということと、昔はやっていた自治体もありました。今も全国では数少ないですけども、やっております。また生坂村に住んでいるからこそできることを子供たち、若者に体験してもらいたいとも思っております。まずは、以上の質問、振興課長よろしくお願いいたします。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 2番 山本議員のご質問にお答えいたします。

イベント関係のチャレンジについてということでございますが、村内には多くの竹林が存在し、春には山菜として道の駅などに出荷されております。また、村内の団体では、バランスとんぼや竹灯籠などの竹細工作りも行われております。山本議員の筏下りにつきましては、全国でも行っている自治体、また、自作の筏でレースを行っている自治体もございます。村内に多く自生しています竹を使って、筏を作り、穏やかな犀川の川下りはゆっくりとした時間を過ごすのには、良いかと思います。しかしながら、筏を作る竹の切り出しや作成するにあたり、誰が指導するのか、いつ開催できるのか、安全性の面は大丈夫なのかなど、検討課題は多くあると思います。

前回ご質問いただきましたカヌーによる川下りについて、お答えさせていただきましたが、議員が調査している情報などがあれば、ぜひご提供いただきながら検討してまいりたいと考えます。答弁は以上となります。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答いただきました。先ほども言いましたが、全国で行っている自治体、特に和歌山県北山川の筏下り、また北海道富良野での筏下りと、有名なところは多数ありますが、長野県内では無いというような状態であります。また、毎年全国筏サミットというのもありまして、その中ではやはりレース形式というものを行われております。

まずは、竹を使ってのどうやって筏作りをするかということですが、私この間言った私もよく知っているカヌー団体の方は各県で筏を作り、川下りの経験があり、サポートもしっかりできるということを聞いております。そして、また全国的に見ても筏下りをしたい、レースをしたいという方が非常に多いということも聞いております。

なぜ私が筏下りイベントの件について質問したかと言いますと、やはり集客性も多い、ということがあります。生坂村の中には、空、山、川があります。パラグライダー、京ヶ倉登山、また川では、カヌーやラフティング等あり非常に移住の方も興味津々。また、筏下りをしたいという方も、もしあれば、多分多数来訪される方が来ると思います。

安全面はどうかというところなのですが、現在、筏下りをやるときは必ず浮力として、タイヤのチューブを使い、確実な浮力を使い、土台はしっかりしたものをやり、竹はどちらかというとデザイン性ですね、竹を使っているように見えるような形で安全を重視した、筏作りをしております。そして、筏下りも大事ですが、筏を作るという過程も非常に魅力的なものと私は思っております。やはり自分の手で筏を作る、これも特に都会の方や、またはチビっ子たちですね、

子供たちは非常に関心があるんじゃないかということで、イベント性はかなりあると感じております。

また、昨年7月にB & Gで行われたスポーツフェスティバル。その中でSUP（サップ）等の経験をプールでやっておりました。しかしながら、新しいSUP（サップ）新しいカヌーがありながら、本当の川または湖での試乗をしていないということになると、本当のリアリティ、本当の川、本当の湖であるという体験、感激というものは、全くまだされていないような気がしております。その中でも、筏作りをしたりする中で、本当の川の素晴らしさもあるかもしれませんが、危険性、怖さ、そういったものを学習でき、または若者が体験できる。これは実社会に立つ上でも、非常に経験としては大切なものになるかと思います。また、生坂村のアウトドアの中でも先ほど言いましたが、パラグライダー、京ヶ倉、川の利用ということで、カヌー、筏作り、ラフティングというのも、私はぜひ前面に出していきたいなと考えております。

そこで、振興課長に質問ですが、筏下り、もしくはカヌーのようなリバーアクティビティをPRするにはどういった方法があるのでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） ただいまいただきました再質問につきまして、お答えさせていただきます。

リバーアクティビティ等も含めて村で行っている各イベント等でございますが、現在トレッキングツアーであったりそういったものについては、村のホームページ、また過去参加していただいた方にダイレクトメール等も行っております。新しく行う、例えばカヌーのツアー、それから筏下りなどを今後計画していくに当たりましては、また詳細に今後詰めていかなければいけない部分が多々ありますので、そういった面でクリアしていかなければいけない部分は、確実に安全性だったりとか、そういった面も含めて、打ち合わせをしながら進めていかなければなりませんので、そういった状況が整い次第PRできるのかなというような考えではおります。以上とさせていただきます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答いただきました。私の方も無責任な発案はできませんので、私の知っているカヌー団体と協力して安全な筏下りができるシミュレーション等やり試験的にも実施してみたいなと考えております。

では、次の質問に移りたいと思います。2番、農業関係のチャレンジ。休耕地となっている畑など、村内、村外の方に利用してもらう市民農園的な活用してはどうか。例えば、村営住宅に入ったら何坪かの畑を無料で使えるなど、野菜を育てる素晴らしさを体験できる。また、休耕農地の有効活用ができる。都市圏からの週末野菜作りで村に訪れる人が増えるかもしれない。第2のふるさとプロジェクトにも繋がり、効果があると思います。いかがでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 2番 山本議員のご質問にお答えいたします。

農業関係のチャレンジについてということでございます。村営住宅に入居されている方へ、休耕地を無料でお貸しして、野菜作りをすればということでございますが、野菜作りの素晴らしさ

を体験していただく提案については良いかと思いますが、村営住宅から休耕地までの距離や貸主を探す時間、農業機械や農具をどうするのか、休耕地の状態でお貸ししていただいても野菜が育てられるのかといったいくつかの課題があるかと思います。また、市民農園につきましては、農地の貸し手と受け手のマッチングをどのように行えば良いのかなどと研究していかなければなりませんし、近隣市町村で市民農園を開設している自治体では、借り手が満足な管理をしてくれない。圃場の使用料を支払ってくれない、などの課題を抱えているところもあるとお聞きしております。これらの課題も含めて今後検討していかなければならぬと考えます。答弁は以上でございます。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答いただきました。なぜ、村営住宅を例にしたかといいますと、これからもし移住されている方の中で、私、農業したいわ、俺農業したい、そんな思いがあって来る方もおられると思います。単身者であり、また家族で来る方もいるでしょう。今も農地の調査をしていると思いますが、その中で、休耕地、生坂村のさっき言った移動とかですね、畑が遠いとかっていう不便性があるとは思いますが、やはり自分で作った野菜を食べれる、まさに今米ではありませんが、非常に高騰して、手に入らない時代がいよいよきております。自分で食べる野菜、そんなものを作れるというのは非常に魅力のある村営住宅かなというPRにもなると思っております。

また、休耕地に関しても、やはりどうしても手をつけられない場所もあるかもしれないですけども、先ほど言いました不耕起農業をしたい方もいますし、また有機野菜、無農薬、通常の野菜作り、いろんなタイプの方がおられると思いますので、その辺はエリアゾーンを変えてこの辺は自然農法、こちらは通常農法というような形でふり分けすることで先ほど振興課長が言われました市民農園のトラブルというのもよくあるのは、やはり不耕起、もしくは無農薬ということで雑草を生やしたまま作る方、またはこちらではその隣ではしっかり通常の平均的な農業で草を全部取りという中で、お互いがトラブルになるというケースがよくあるそうです。ですから、そういった点では生坂村は種々に対応できるゾーンを作って、やるということも一つの手かなと考えます。

松本市の例で言いますと、大体年2,000円から18,000円で10坪から70坪ぐらいの市民農園を提供しているそうです。生坂の場合もし単身赴任だったら、これ5坪でちょうどいいという人もいられるかもしれません。ですからその辺の区画の多さは、いろんなものを使っても、いいかな、大きくても小さくてもいいということと、あとよくあったクラインガルテンですね。住宅地でやる農業、これも私考えましたが、こちらは年間の費用がやはり数十万かかるということで、非常にハードルが高いですし、また母屋も作らなきゃいけないということで、今現存する農地だけでやるとしたら、本当に市民農園という形で、農業をやりたいという都市圏、現在も生坂村の中で何か農業学校みたいのを個人的にやってる方おられるんですが、都心部の方に募集をかける、1週間に1とか、月1で必ず来てくれるそうです。それも講習料も払ってわざわざ来るといいうことになると、生坂村の休耕地を都市の方にPRして使ってもらうということも可能と考えております。

また、管理についても先ほど振興課長でトラブルが多いということの中で、ライブカメラの設置等で日々、または定期的に自分の畑、作物の生育情報そういったものを見れるシステムもいいかなと思っております。また、それが難しければ、LINEで定期的に1週間または2週間おき

に個々の撮影をしてやって、LINEで、現在こんな感じですよ、草が生えてますよ、と水やりしませんかっていうようなこともできるかなと思っております。

以上のこともふまえて1番問題となるところは、手をつけられない問題点というのが1番重大なところっていうと、どの辺になるんでしょうか。1番の問題としたら。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 再質問をいただきました。それにお答えいたします。

問題点は多岐にわたってありますが、農地法もありますし、また都心部から野菜作りに来ていただいても、なかなか例えば2週間に1回とか3週間に1回ってような状況で、その中で野菜も生育して、例えばきゅうりが大きくなってしまったりとか、そういったこともありますので、そのような中でどうしても管理していただける方とか、そういった人探しであったりとか、そういう面もございますので、現在村で行っている体験ツアーについては、野菜の管理をいただいている方もいますので、そういった方がいれば、3ヶ月に1回とかそういうような状況でも行えるのかなというところではありますが、今の1週間、2週間といったスパンで来られる、やりたいっていう方がいらっしやいまして、そういった管理上の問題がちょっと難しいのかなってようなことは考えております。以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答いただきました。確かに頻繁に来れない方っていうのは難しいかなとは思いますが、ただ、だからといって、休耕地のままでいるというのも非常にもったいないし、やりたい方もいるというので、限定的ではありますが、来れるよう、または村の中にあるいろんな団体ありますけども、そういう人たちに、当然有料ですけども、管理の方してもらようなサポートもやってもらえたら、まずは考える余地は、まだあるかなと思います。その辺の関係で、やはり今までこういった体験ツアーのみでやったことはないっていうことでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 再質問にお答えいたします。農業体験ツアー以外については、それほど力を入れてやっていないような状況でございます。また、先ほど村内各団体からの協力ということでございますが、なかなか各団体の皆さんも、高齢化が進んできておるといような状況で、引き受けていただけるのかの問題もありますので、今後進めていくに当たりましては、そういった団体との協議も必要かと考えております。以上です。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 非常にそれが難しい問題だということはわかりましたが、私もこれからまた研究して、何とかやれるような方向性を見つけたいなと思いますので、頑張っていきたいと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。3番、若者の夢へのチャレンジということで、生坂村に住む全ての若者、地域おこし協力隊、移住者も含む、の相談支援などの対応をする専門機関を作る。夢をどう実現していけばいいのかわからないまま年をとってしまうことのないよう、

サポートする機関が必要と考えます。例えば、人間関係、土地を探している、資金調達など聞きにくいことなど。特に地域おこし協力隊で生坂村に移住してきた方は夢を持ってきているはずで
す。また、任期3年間で夢を叶える活動をしなければならないプレッシャーもあると思います。

生坂村に夢を持ってきた移住者の方も含む夢への希望、情熱が消えないよう、若者が夢に向かってチャレンジする、勇気を出せる村の環境づくりの機関を作るべきと考えます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番 山本議員のご質問にお答えをいたします。

若者が夢に向かってチャレンジする勇気を出せる村の環境づくりの機関を作るべきというご質問でございますが、人間は小さい頃からいろいろな夢を持ち、その夢の実現に向け、勉強や努力をしてまいります。山本議員は、若い頃からいろいろな挑戦をして、私達が経験したことのない体験をしてきており、そうした経験から今回の質問、ご提案をいただいたのかなと考えております。

地域おこし協力隊の定住に向けた支援に関しましては、村づくり推進室が窓口になっており、副村長と室長が中心となり、随時、隊員と面談をしていく中で、定住に関する意向を聞き、助言・支援などを行っており、必要に応じて私も加わり、良い方向性が出せるように進めているところでございます。当村における地域おこし協力隊の募集は、従事してもらいたい具体的な業務を示し、行っているため、どうしてもその業務に従事する時間が多くなり、定住に向けた準備が進められないという状況になっておりましたが、最近は定住に向けた準備のための活動を業務に支障のない範囲で認めており、スキルアップに繋がる勉強なども行っている方もいるところであります。

村内の若者の夢の実現に向けての環境づくりにつきましては、本年度から生坂村各種協議会および発表会出場者激励金交付要綱を設け、スポーツ大会や芸術活動の成果を発表する会に出場した村民に対し、激励をすることとしております。こうしたことも励みに、挑戦意欲を持ってチャレンジしていく若い村民が増えてくれればと思っております。個人のチャレンジは千差万別であり、村民個人への支援を行う機関を作ることは難しいと思いますが、チャレンジする本人が熱意を持ち、自ら行動を起こしていかなければ成功はしないと思いますので、そうしたチャレンジをしている方に対しては、村の若者、地域おこし協力隊の区別なく、村としても支援をしていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答いただきました。私の方でも総務省での地域おこし隊の定義を読みましたが、大概の地域おこし協力隊での募集で自治体の方に参られる方は夢をしっかり持った中で、その自治体にいき、自治体での夢の実現というものをメインに取り上げているような募集要領であったと思っております。

生坂村の方では従事、村の仕事の方を重要視ということで募集をされているとのことですが、地域おこし協力隊の募集で来られる方の中には夢ですね、実際に行って、夢を何かをつくりたいってことを前提に来ているとは思うんです。その中でまず聞きたいのは、これまでの地域おこし隊で、生坂村で夢が実現した、もしくは夢に向かってチャレンジしたという方は何割ぐらいいるのかを、お尋ねします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 地域おこし協力隊が、村で定住していくための夢が実現した率というお尋ねであります。本人の夢かどうか分かりませんが、村に定住していただいて、起業された隊員は実際おりまして、何割かというところとちょっとあれなんです。今数えただけでも4、5人はその起業された方がいらっしゃいます。以上であります。

すみません。地域おこし協力隊で、元々の農業支援ということで、公社の方で農業研修を受けられた方もその中に含めれば、かなりの数になっていくものと思います。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答いただきました。あと確認ですけれども、地域おこし隊で先ほど言った生坂村の事業の支援というのを重視ということで、やはりそれが目的でも来てる方もおられるってことですね。そういう方は、そのまま在住、村の仕事をやるのも夢の中のひとつということであられる方もいるってことの解釈でもいいんですかね。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 募集時に、こうした業務をやってほしいということで応募をしております。それを面談しまして、こうした業務をやっていただきたいよということをご理解していただいた上で来ていただいて、その任期を終了した後には村に定住をしていただいて、集落支援員になられた方もいらっしゃいますし、家庭の事情で当然転出される方もいらっしゃいますけれども募集時につきましては、村の業務をやっていただくということをご理解した上で、隊員となっていていております。以上であります。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 回答いただきました。理解したのは、生坂村に来る地域おこし協力隊の方は、ほぼ3年を満了して在住していらっしゃるというふうな形ととってもよろしいということでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。

これまで地域おこし協力隊で従事された方の残った率ということかと思いますが、全体で見ますと、6割から7割程度の方は、任期後も含めて定住をしていただいているかと思っています。以上であります。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） わかりました。非常にいい割合で定住されているということで安心いたしました。

最後ですけども、また村長にひとつ質問したいんですが、これからはやはり若者、またはこれからの人生を歩んでいく方が生き生きしなきゃいけない時代になっていくと思います。そこで、私は先ほど言った、チャレンジする村、チャレンジできる村、または若者また、これからの人がチャレンジできる村、チャレンジする村という形でスローガンのものを打ち出して、村づくりをするというのはいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。

スローガンはいろいろございますが、若者に特化したスローガンもまた一つかと思いますが、なるべく早めに一般質問をいただければ、今回の第3期の総合戦略の中のスローガンにも入れられたかもしれませんが、また策定することもございますので、そのときには少し考慮してそのスローガンを入れられればと思います。以上答弁いたします。

○2番（山本吉人君） 議長。

○議長（太田譲君） 山本議員。

○2番（山本吉人君） 大変失礼しました。もっと早くに質問しておけばよかったと思います。でも村長、行政の皆さんもそういうふうを考えていらっしゃるということで、とても安心しました。これからの生坂村がますます発展するように願って私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（太田譲君） 一般質問が終わりました。ここで暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩	午前11時40分
----	----------

再開	午後1時00分
----	---------

○議長（太田譲君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、7番 平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番 平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

質問の内容ですが、冬の地震時における避難所対策についてということで質問いたします。防災・減災対策は最悪の事態を想定して考えることから、始めるべきではないかとの意見が国の防災対策をリードする中央防災会議が昨年11月、能登半島地震を踏まえた災害対応のあり方を発表したことが新聞の掲載に載っておりました。地震はいつ起こるかわかりませんが、阪神淡路大震災、東日本大震災、能登半島大震災などは冬の時期に起こっています。能登半島大地震の反省点についての報告が新聞等で書かれておりますが、例えば多くの自治体では、8月であったり、9

月に避難訓練を行い、災害対策本部の設置から始まり、各組織への伝達や各地区への連絡体制の確認や、それぞれの備蓄の確認、テント、ベッドの確認などを行っております。そして、決められたマニュアルに沿って行動確認を行っております。冬の時期に避難所を開設するとなれば、暖房器具などの設備が必要ですが、どこの自治体も十分な用意はできていないのが実態のようです。当村でも、冬の避難所開設を想定した様々な準備が必要と考えます。

そこで、最初の質問なんですけども、体育館など大きな避難所を設けた場合、下にブルーシートを敷き、プライバシーを守るテントを設置し、ダンボールベッドをセットしますけども、冬となれば、毛布、ストーブ、発電機、ホッカイロなどの暖房器具も用意しなければならないと思いますが、当村の場合はこれらの準備はできているのでしょうか。また、この他に備蓄内容や数量、保管場所などについては決まっているのでしょうかについて質問をいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番 平田議員のご質問にお答えをいたします。

避難施設、大きな避難施設の暖房対策についてというお尋ねであります。本村の立地条件や気象条件から見ますと、大雨による災害は比較的暖かい時期になるため避難所での暖房ということは、これまであまり検討はされてきませんでした。

議員が言われるように、地震はいつ起こるかわかりません。阪神淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震はいずれも寒い時期に発生しており、避難所における寒さ対策も考えておく必要があります。本村における寒さ対策となる備蓄品は、毛布、使い捨てカイロ、ストーブなどを村の防災倉庫に保有しております。各区の防災倉庫にも、毛布などは保管しているものがあります。備蓄品に対する数量には特に決まりはありませんが、予算の範囲内で随時追加をしている状況であります。被災時は、暖房器具は村で所有する施設のストーブや、小・中学校にある大型のストーブの他、各ご家庭でもお持ちのストーブなどの活用もすることになるのかなと考えておりますし、布団や毛布なども被災状況によりますが、住民の皆さんにもご協力をお願いすることも想定しております。

また、長野県では、能登半島地震での課題を教訓に、長野県地震防災対策強化アクションプランを作成し、県内の備蓄体制の充実強化のため、県と市町村における備蓄の考え方について協議し、具体的な方向性がまとめられ、これをもとに、県・市町村で具体的な備蓄を検討し、取り組んでいくこととされており、村におきましても、県や県内市町村と連携し、備蓄品の整備に努めてまいります。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほどの答弁では県と市町村における備蓄の考え方について協議し、基本的な方向が決められ、これをもとに具体的な備蓄を検討し、取り組んでいくこととなったとの回答ですけども、実は具体的にはですね、そういう基本的な方向性とは何かについて、まずお答えいただきたいと思います。実際被災した場合ですね、それから各家庭で避難所に持ち込みができるのかも、いろいろ被災の状況によっては、持ち込めないこともできてるんですけども、その辺のところも踏まえてですね、もう一度その辺の基本的な方向は何かってことだけ教えていただきたいと思いますが。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

県との連携に対する基本的な考え方と方向性ということであります。県のアクションプランでは、想定する被害、避難者の数ですとか、県と市町村の役割分担、それから対応する期間、備蓄する標準的な品目、数量等を基本に今後検討されていくということであります。役割分担ですとか、避難想定とかというものは、県と市町村との関係で言いますと、県と市町村は3日間に必要となる物資について、それを目安に確保していこうということを検討しております。その後になりますと、国ですとかそういったところからも、他の自治体からいろいろなものが応援で届くということも想定をしておりますので、発災から3日間の間の備蓄品について、それぞれの役割分担を持って計画を立てていきたいと思いますということになっております。以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） いつもそうなんですけど、要するに行政的なそういう組織、いわゆる国だとか県だとか市町村、そういうようなところの今やり取りは今そういうようなことになりすけども、実際に地震とかそういうのが起きた場合に、まずは身近なところで用意しなきゃいけないと思うんですけども、実際にこういう今日、今回はね特に冬の時期、を想定した、そういうものをいろいろ考えてみると、確かに県とか、からもいろいろ送ってもらう、そういうことが大事なんですけども、今のそれと周りから、いわゆる学校だとかそういうところにもストーブがあつたりとか、まず確かに周りの人たちの民間から集めることも可能だと思うんですけども、やはりその辺で実際の被災の状況もね、いろいろ軽いつていうか、大きなことになるとまたそれもまた不可能になるということも考えられますけども、その辺の細部にわたって、状況等をある程度整理した考え方も必要だと思うんですけども、今のお答えの中では、やはり行政ともそういう県とか国と、そういうようなことの関係のみの回答だったものですから、その辺の実際に身近なところとのやり取り、そういうのはどんなふうにやろうとしてますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

備蓄品といいますか、避難所で使うものについて、民間の力もというお尋ねかと思えますけども、村でも民間の事業所とも協定を結んでるところがございます。

それから、先ほど来ありますアクションプランのいろんな検討会議を開いていく中でも、県の方から示されたのは、もう県が県としていろんなそういう物資を供給していただける民間団体とも既にいろんな協定を結んでいらつしゃると、そういったことをお聞きしておりますので、長野県は、南北に長い県でありますので、生坂村が被災しても南の方はまだいいとか、もうちょっと北の方はいろんな対応ができるとか、そういうことになりますので、県内のそういった近いところからの物資の支援、それから関係する民間の企業等との支援というものは、協定等を結んで円滑に行われるように進められております。以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 生坂村の中でも、北の小さな地域だとか、南の方の下生野だとかね、そういうような地域もあります。逆にまた上生坂の場合ですと、例えば小舟地区だとか、それか

ら今度はこの上生坂の梅月から旭、原とかね、ありますけども、いわゆる一つのことを伝達するにも、それから避難訓練やるにしても、例えば大日方あたりは、ちょっと声かければすぐ集まりやすいんですけども、意外と上生坂と意外と集まり、集めづらいついていうかね、そういうようなところがありますのでそのようなちょっと今質問をしました。

つづいて、次の質問いきたいと思いますけども、避難所では寒さ対策は最低限必要なんですけども、今度障がいのある人や高齢者が避難した場合、避難所生活やトイレなど介護の福祉の面でもわかる人がいないなどの非常に困ったとの報告があります。当村では健康福祉課などの職員がそういうことを一切するのでしょうかということについて質問をしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

障がい者や高齢者などの避難所生活の対応についてのお尋ねかと思います。障がいのある方や高齢者を含めた要配慮者に対する避難所での対応は個々に事情が違っており、対応も異なるため、慎重に行う必要があります。村の防災計画では、デイサービスセンター、高齢者生活福祉センター、下生坂の はるかぜ を福祉避難所として指定しておりますが、総合防災訓練では、福祉避難所としての訓練は行われておりません。施設を指定管理で運営をしていただいております社会福祉協議会では、県社会福祉協議会や地域ブロックの福祉避難所の立ち上げ研修に参加し、村社協独自にも業務継続に係る訓練も実施していただいております。健康福祉課と総務課の防災担当で避難所行動要支援者名簿を作成中であり、名簿作成後には個別避難計画を作成更新していくこととしております。これまでも総合防災訓練では、村社協には訓練に参加をしていただき、村との連携を図ってまいりましたが、それらの名簿や計画をもとに、福祉避難所の開設・運営が適正にされるよう、今後も村社協と関係部署との連携を図ってまいります。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 再質問したいと思いますけども、これまでの訓練というのは総合訓練ということで社協の方も中入ってやっているわけですけども、実際、私もこういういろいろ訓練参加している中では、一通りずっとやっているんですけども、もうちょっと何か具体的なことをやって、その中に取り入れていかなければ実際に何かあったときは何もできないような、そういう私はそういう心配をしてるわけなんですけども、実際ですねなんていうかな、そういう地震があった場合に、社協の人たちもそこに今度は来られない場合もあります。そういう場合はどうするんだ、あの役場の職員の人たちもそういうような非常にその面に明るい人がいるのかいないのかもありますし、そうやってみたらもうちょっと身近な人たちにもそういうことができるようなことを少し勉強会っていうか、教えるっていうか、そういう訓練も何か必要じゃないかなと思うんですけども、それについてはどういう具合に考えられますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

確かに社会福祉協議会の職員が実際に社協の施設に来れないということも想定ができるかと思っています。そういったことも含めて、社協では村社協独自に業務継続に係る訓練も実施していただいていると、これ机上になるかと思いますが、机上での訓練も実施していただいております。

それから村におきましては、当然社協の専門的なそうした知識のお持ちの方が来られない場合には、村の保健師が行ったりですとかそういった連携は当然取ることとなると思います。それから村といたしましても、できるだけ村民の皆さんにも防災意識の向上ですとか、村民の皆さんにそういったことを啓発していただくために、防災士の育成などにも努めておりますので、またさらにそうした防災士の育成にも村民の皆様にご協力いただけるように広報啓発をしていきたいと思っています。

また、社協では赤十字の関係で区長さん方を集めての防災訓練なども行われておりますので、1人でも多くそうした経験を積んでいただくことが大事かと思えます。誰かがやるのではなくて、いろんなそういった経験を積んでいただいたり知識を持っていただくということが大事かと思えますので、いろんな場面で村民の皆様にもご協力をいただきたいと思います。以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 話は違うんですけども、昔中学校の前でこういう交通事故があって、そのときに、いわゆる車にはねられた人がいっぱい血が流れたりしてて、そのときに自分はなんか話を聞いたときに、頭の中でやってすぐ行けなんだよね、そういう何もできないっていうのがあって、そういうようなことがあったもんで、それからいわゆる救急救命だとかね、そういうとこ少しでもやらなきゃいけないなと言ってそういう講習を受けたりしているんですけども、それがやっぱり1年に1回とかねやっぱりやっていかないと、実際には手が出ないと思うのが現状じゃないかなと思うんです。

そんなようなことから、本当に目の前でそういう地震があったりしたっていろいろ被災したり、いろいろな条件で亡くられる方とか、家に挟まれたとかってというような話が実際に出てくるかもしれないですけどもね。

そのときに何ができるのは本当に心の準備ができなきゃいけないっていうまずそういうの思ったもんですから、ちょっとそういう心配をしました。

それで、3番目の質問なんですけども、災害が起こると大量に発信されるSNS情報の対処・整理、またそれを発信する作業で、それが整理をすることがもとでそういうことが人手不足になって困ったのは、今実際にあるみたいなんですけども、それについての今研究などはなされているでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 災害時のSNS情報発信についてのお尋ねであります。

SNSを使った情報は災害時に限らず、根拠、裏付けのない情報、嘘、誤った情報などの拡散ということは最近の社会問題ともなっております。

特に災害時にそうした情報が拡散してしまいますと、避難行動や支援活動にも影響を与えることとなります。SNSを利用し、村が情報発信をすることは可能であります、フェイク情報への対応ということについては、これまで特段研究はしておりません。以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 自分も、実際にそういうようなSNSに流れてくるのは大量だっていうことも話は聞いてるんですけども、実際どんな程度なのかよくわかりません。あるところでは議員の人たちに応援をしてもらってやっているという話も聞きますので、これから議会とのそういう災害協定もしているんですけども、そういうようなことも何か少し織り込んでもらったかどうかというふうに思います。特に何か議会の場合は、こういうSNSだとか、それからよそからお客さんで来られたとか、受付がわんわんとしてるようなんですけども、そういうようなこととか、それから荷物の整理、大量に来るもんですからその整理整頓なども、何か議会にお願いしてやってもらってるっていうかね、そんなようなことも言われてますので、今議員の人たちもある程度行政もわかってますので、そういうようなまだやり方もまたいいんじゃないかなと思いますので、そういうようなことも、これからの中で考えていってもらえればなというふうに思います。

次の質問なんですけども、被災者となった場合の確認名簿は、2021年では自治体の努力義務として作成されているようなんですけども、最近では何か今実際には個人情報などもそういうものがあったりして、なかなか更新がされていないようなんですけども、当村の場合は改めてそういうその辺の作成はしておられるのでしょうか。そういういわゆる個人情報の関係でできない話もよく聞くんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

被災された方の確認名簿についてのお尋ねかと思います。災害応急対策期から災害復旧期にわたり行われる被災者に関する業務については、大規模広域災害になるほど被災者が多数に上り、被災経験の少ない本村のような自治体の職員は、被災者援護に関する業務に習熟していないことなどから被災者に対する支援が適正に行われなことを防止し、公平に効率的に支援を実施するため、関係部署で共有・活用するため、被災者台帳が作成されます。災害対策基本法第90条の3第1項に、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成することができると定められております。現在では、被災者支援に係るシステムもあるようですが、本村の規模、費用に対する効果なども検討が必要かと思います。また、台帳は平時からみだりに情報を収集することや、被災者の援護に関係ない情報の記載・記録・援護事務と関係ない取り扱いをすることはできません。

本村では、被災者台帳の作成は、これまではありませんけども、災害時の迅速な台帳作成に備えていけるように努めていきたいと考えております。以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） もう何年か前なんですけども、各常会にゼンリンの地図が配られて、その中にこう足していくってことをやってきましたよね。それが何となく今、途切れてるようになっていないかなと思います。今上生坂区だけみても、結構移住者が増えて、まず名字がわからない、その家庭の何人いるのかもわからない。それから大原団地は全く情報が無い。だからどういう人がいるかもわからない。連絡はというと連絡も取れない。今それが現状なんですよ。

多分、他のところではそういうところ、同じ移住の方おられても今一緒に入ってると思うんですけども、上生坂区で見てもなんかそんなような感じもしますんで、その辺のところも踏まえて、本当に身近なところで今実際にこういうことが起こってるんだなというふうに思います。そういうようなことで、もうちょっと実際にそういう台帳を作る場合は、役場で作るか、あるいはそういう各常会にお願いしてやってるのか、そういう方法としてはどういうやり方で今やっておられるのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えいたします。

今の議員のおっしゃられたのは、以前に村の方で用意をさせていただいた「支えあいマップ」のことかと思います。「支えあいマップ」の活用につきましては、区長会議ですとか、常会長会議などでもそういった会議が開催され、出来た折にはできるだけ活用してほしいということでお話をさせていただいているところでありますが、議員の心配されているように十分に整備されているかどうかということは、こちらの方でも現在確認はしておらない状況でありますので、またそうした会議の際にはまた改めてお願いをしていきたいと思っております。

また、そこに記載する名簿ですね。それは各常会におまかせをしておるところであります、村といたしまして、先ほども若干申し上げましたが、避難行動要支援者名簿については、現在、健康福祉課と村の防災担当の方で作成中でありまますので、そうしたこともまた、上手に活用ができるような名簿作りをしていけるように努めてまいります。以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほど上生坂だけでもね、わからないところがあり、とにかく今現在では役場の職員もよくわからない人もいますし、大好き隊の人も身近なところで知らないのが現状なんで、これは何か自分でわからないのか、情報を村長の前の話、意見じゃないが、とりに行かなきゃいけないっていうのか、その方がいいのかちょっとわからないんですけども、前はわざわざそんなことしなくても、大体みんな名前がわかったし広報とか声を聞けば誰が流してたっていうのもそれもわかるんですが、最近声を聞いてもよくわからなくなった。それだけ年をとったのかなんて思ったりしております。

それでは、次の第5問にしたいと思います。避難所では、女性に配慮した対策をとっていない自治体は何か実際に多いようなんですけども、しかも男性の担当者っていうのは、ほとんどのようなんです。それが現状だっていう報告があります。身の回りの生活内容や、例えば生理用品だとかショーツなどの用意ができていないなどで混乱を招いているのが実際にあるようなんです。

当村でも、女性職員と一緒に訓練に参加してるようですけども、どっちかっていうと、女性は男性の後ろにくっついていてような感じで、実際に積極的に自分からその立場になって物を考えているようには見えないようなんですけど。そのようなことも考えて、これからは、そういう女性が指示を出せるような、そういう立場の人も必要だということになってますけども、これからそういう講習を受けても、対応は、このように今の言ったように、1人でもそういう何かあったときに女性もそういう独り立ちでちゃんと指示ができるような、そういうような対応はこれから訓練の中ではやっていただけるのでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 避難所対策における女性職員の増員といいますか、配置についてのお尋ねであります。

災害時には様々な困難に直面することとなりますが、男性と女性とでは、その困難の質や度合いに大きな違いがあると認識をしております。ひとたび大きな災害が発生すると、高齢者、障がい者、障がい児とともに、乳幼児や妊産婦など多数の女性が厳しい現状に置かれることとなります。特に避難所では、限られた空間の中に多くの人が暮らすため、衛生面やプライバシーの問題から、心身の健康を害する人も多く出ることとなりますし、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズが十分配慮されず、必要な物資や支援が提供されなかったり、女性や子供への暴力が起きると言われるなど、議員が言われるとおり、女性の心身への負担が非常に多くなることが指摘されております。

避難所への女性職員の派遣・配置をしっかりとすべきだというご提案であります。村の総合防災訓練では保育士も含め、全ての職員が避難所運営に当たれるよう、地域の避難所で訓練に参加してきております。被災状況にもよりますが、職員数にも限りがあり、その中での女性職員にもさらに限りがありますので避難所全てに女性職員を派遣していくということは、難しいと言わざるを得ないと思います。避難所の集約、社会福祉協議会との連携、ボランティアなども入ってくると、女性の運営スタッフを確保していくということは可能になっていくと思います。村内で、女性の避難所運営スタッフを確保していくには、女性の皆さんにも防災士の資格を取得していただくことも一つの考えになると思いますので、資格取得に向けた啓発に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 女性のスタッフの増員ということで、今説明いただきました。実際は、今よく言われてるのは男女共同参画って言われてますよね。女性の立場が悪い悪いって、それ今の議員の中でもそういうことをおっしゃるんですけども、やっぱり女性自身も自分の自覚が必要だと思うんです。こういう災害のときには、自分の役割っていうのは、やっぱり今こういう中でもあるように、男性が手を出しづらいところ、そういうところは特に女性がカバーしてほしいなと思うんですけども、実際には、訓練を見てても、それから地域へ行っても、ほとんど男性が主で、女性の人はいつも後ろに下がってて、やってる避難も避難所にいるもんですから、実際に本当にことが起こったときは、これ何もできないんじゃないかっていうふうに私はそういうふうに今非常に感じております。

先ほどの説明の中でも、例えば防災士の資格をとってほしいっていうふうに言われます。ぜひそういう方向で、女性の人たちも参加、そういう防災士を取って、それでいろいろ少しでもそれを勉強してほしいなっていうふうに自分は感じております。

それから地域の入っても、例えばそういう上生坂なんかでも集まってくる人たちは、まず女性が少ない。女性の人たちは例えばテント張るにしても、ダンボールを作るにしても実際に手を出す人が少ない。そういうようなことから、どうしても実際に起こると、男が先に手出すようになってっちゃうんですけども、なかなかそういう辛いところに手が届かないのが、現状だと思いますので、それをどういう具合に皆さんに協力してもらうようにすればいいかっていうのは、ちょっと私も何かよくわからない、わからないっていうかできないっていうのはあるんですけども、これ村長そういうのは答弁どうですかね、そういう人を育てるっていうそういうことに、育てるっていうのは何かそういう名案でもありますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

災害対応というのは、自助・共助が7割8割を占めると言われておりまして、そういう中で、男性も女性も同じように対応をしていただかなければならないと思います。

男女共同参画で女性の地位も向上してきておりますし、女性の皆さんもちゃんと訓練には参画されておりますので、男性が前へ出て訓練をされているように感じているようですが、私はそんなことはなくて、女性は控えめにされてるのかなということも感じますけれど、いざとなれば男女とも一生懸命対応していただかなければいけないと思っていますし、どんな方法で、まずは自分の防災意識を高めていただいて、防災士を取得することもいいですし地区の皆さんで防災について研究する、また対応をどうすればいいかという話し合いをするということも大事かと思えます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 本当に今の村長に言われたように男女共同参画だったり、それから自助・共助・公助、この辺のところも頭ではわかっていると思うんですけども、なかなか、実際にだと思えますけどもこういう、意外とこの生坂村あたりは過去の歴史を見ても、そんなに大きな地震で被害があったっていうのがあんまり書かれていないものですから、みんな何となく安心して。そういうのが歴史になってるような気がするので、もうちょっとこう親身になれないというか、深刻にならないのかなというようなことをちょっと考えてみます。

次の質問なんですけども、地震後のインフラ整備についてなんですけども、地震が起こると電気や水道設備、下水道設備が破壊されてしまいます。また、土砂崩落や道路沿道の木などが倒木し通行ができなくなります。まず電気に関してはこの辺ですと、中部電力、それから今度はいくさかてらすの会社で対応すると思われんですけども、規模が予想以上に大きな場合の連絡体系は整っているのでしょうか、について質問いたします。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 7番 平田議員の地震発生時の連絡体系についてのご質問にお答えいたします。

道路、下水道施設などが被災した場合には、その被災状況等を無線放送やSNSなどを活用し、情報を発信するとともに、職員が現地に向かい、状況を把握するよう体制整備しております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 確認なんですけれども、電気については中部電力、それからいくさかてらす、そこへの連絡になるんでしょうかね。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君）　いくさかてらすの関係が出ましたので、私の方からお答えをさせていただきますと思います。いくさかてらすが管理する範囲については、電線を管理する範囲については、マイクログリッド内の電線については、いくさかてらすが管理をするようになりますが、その他の電線については今と同じように中部電力が管理するようになります。

また、連絡体系につきましても、いくさかてらすは役場との連絡体系は密になるように、事務所も村民会館に置いておりますので、その対応ができると思いますし、中部電力の方についても、現在いろいろ振興課の方、総務課の方と何かあった場合については、連絡を密にするようにということで中部電力には申し入れをしております。答弁は以上であります。

○7番（平田勝章君）　議長。

○議長（太田譲君）　平田議員。

○7番（平田勝章君）　実際に、先ほど言われたように、何かあった場合には、職員の方が無線放送やSNSのそういう活用で、そういうところに状況把握、あるいは連絡をしていただけるということになってるようなんですけども、実際には、職員もなかなかそういう被災した場合には、来れなかったりとか、そういうようなこともあるんですけども、その場合に、そういう職員の方にまた手伝ってくれるような、そういう人だとか、実際に機械を動かすとか、そういうような方のそういうことへのついで連絡体系、そういう連絡網というのは実際にはできているのでしょうか。

○振興課長（真島弘光君）　議長。

○議長（太田譲君）　振興課長。

○振興課長（真島弘光君）　再質問にお答えいたします。

ご質問いただきました内容でございますが、建設業組合さんとかそういった方々と連携をとって復旧等に当たるというような連絡体系をとっております。以上です。

○7番（平田勝章君）　議長。

○議長（太田譲君）　平田議員。

○7番（平田勝章君）　実際に地域地域でもって、この地区は誰がどこで行くとか、この地区はどこで行くというような、そういうようなことをやっていかないと道路が決壊して動けなくなったとか、そういうようなこともありますので、その辺のことも考えながら、そういう連絡網の体系を明確にやっておいた方がいいんじゃないかなというふうに私は思いました。

次に、山の崩落や倒木で道路が通行できない場合、そして水道だとか下水設備が被災した場合の対応、これについても、今連絡網はどのように整っているか、について質問いたします。

○振興課長（真島弘光君）　議長。

○議長（太田譲君）　振興課長。

○振興課長（真島弘光君）　7番　平田議員の水道下水が被災した場合の対応する連絡網について整備されているかというご質問にお答えいたします。

土砂の崩落や倒木により道路が寸断され、通行できなくなった場合には、国や県の関係機関や建設業組合などと、また水道および下水道施設が被災時には松本地域振興局環境廃棄物対策課、消防署、水質検査機関、指定工事業者などの関係機関への連絡網は整備されております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 実際にあちこちでこういう倒木があったとき、今私の覚えてる中では、昭和34年の伊勢湾台風のときには、本当に全部村中、沢から沢へ全部倒木があったり、道路が全部寸断されて、そういうのを目の当たり子供ながらに見てましたので、本当にそうになったらどうなるかなっていうふうにね、ありますけども、まずはそういう連絡網、ちゃんとしたものが、とりあえずそこからスタートだということでこれからも気をつけて、その辺の細かいところもまた確認するようにしていただければと思います。

最後の質問になりますが、地震に対しては国土強靱化の中で国からのガイドラインに沿って、避難所の運営方法や道路や橋、水道、下水などの強靱化の事業を進めていると思いますけども、どの程度クリアされているのでしょうか、について質問いたします。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 7番 平田議員の国土強靱化のガイドラインの避難所の運営方法、橋、水道、下水などの状況についてのご質問にお答えいたします。

国土強靱化を推進する上での基本的な方針の中には、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、経済発展の基盤となる交通・通信、エネルギーなどライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化、地域における防災力の一層の強化の5本柱があります。避難所の運営方法につきましては、5本柱の中にもありますデジタル等新技術の活用や、官民連携強化、地域防災力強化など、防災訓練を通じて村民とともに、よりよい運営方法を考えてまいります。

また、道路・橋梁・上下水道では、道路施設の点検の他、橋梁では5年に一度の点検をしなければならないこととなっております。実施しました検査結果により修繕が必要な場合には、国の補助事業を活用して橋梁修繕工事を実施しております。道路構造物についても修繕が必要な箇所につきましては緊急自然災害防止対策事業債等を活用して修繕工事を実施しております。

上下水道事業の管路等の現在の耐震化率につきましては、上水道の送水管で耐震管率41.5パーセント、配水管で32.0パーセント、配水施設は38.5パーセントとなっております。今後、令和11年度末までの耐震化目標としては、送水管68.5パーセント、配水管51.7パーセントとしております。

なお、下水道関係につきましては議員ご存じのとおり、農業集落排水地区は3地区、その他の地区につきましては小型合併浄化槽となっております。耐用年数につきましては、管理および施設50年であります。今後更新時期を迎えるにあたっては計画的に実施していくよう考えてまいります。ご質問いただきましたライフライン等はどの程度クリアされているかにつきましては、明確にお答えすることは困難であります。日頃から点検等を行いながら維持管理に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 最近ですと、埼玉県の下水道のそういう事故があるように、生坂村でもこういう農業用排水の場合はどうしても事故があるときは拡大されちゃいますし、合併槽の場合は、まだそんなに被害は少ないんじゃないかなと思っております。

いずれにしても、何て言うんですか、こういう地震が起きたときにいろいろなことが想定されますし、それから後のインフラを早く治す、いわゆる能登半島ではいろいろテレビ報道でも1年経っても、なかなかまだそのままだというのはいさやう映し出されていますけどもこれを、こんなにも時間かかるかなというようにあります。

また、東日本大震災の場合は昨日もテレビでやってましたけども、だいぶ低いところ嵩上げなんかもされて、だいぶ整備はしているようですけども、まだ能登半島の方がだいぶ遅れてるように思います。お互いに、これからこういう地震が起きたときにどうすればということになりますけども、先ほど村長の言われたように自助・共助・公助、これは、何か住民の人たちもちょっと、はき違えるということもあって、先に行政でいろいろ何でもやってくれるような頭がどうしてもあるような気がします。

まずは、自助でその辺のところをやらなきゃいけないというのが、なんか昔の生坂村よりも最近の方がなんか人間がちょっと薄情になってるような気がしますので、その辺のようなところも何か人間的に改善していくっていうか、これについても、どうすればいいかっていうと、1人1人のですね、心のメンテを何か変えなきゃいけないような気がするんですけども、役場の職員の質問もありましたけれども、何か住民の何かそういう心の診断もしなきゃなんかその辺も直らないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のそこから、まずはこういう災害に対しても、みんながしっかり大事だっていう話をこれからもみんなに説明っていうか、そういうことを話していかなきゃいけないなというふうに私は感じましたのでこういう質問をさせていただきました。以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田譲君）　ここで暫時休憩とします。再開を2時にします。

休憩　　　午後1時52分

再開　　　午後2時00分

○議長（太田譲君）　再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、1番　島議員。

○1番（島幸恵君）　議長。

○議長（太田譲君）　島議員。

○1番（島幸恵君）　1番　島幸恵です。通告に基づき、一般質問をいたします。

まず初めに、予算編成について伺います。高森町では、令和7年度予算公開検討会が、2月7日に開催されました。これは壬生町長の公約で、高森町の予算編成がどのように行われているか、町民の皆さんに広く知ってもらい、意見をいただいて最終的な判断をするという趣旨で開催され、今年8回目だそうです。検討会に町民が参加でき、その様子はインターネット、ローカルテレビで生中継され、YouTubeでアーカイブが視聴できます。また、東京都小平市、香川県高松市など、予算編成過程をホームページで公開している自治体があります。

1つ目の質問です。3月定例会で議会に当初予算を示す前に、住民と予算公開検討会を持つことや、予算編成方針、予算編成過程などを公開することについて、村長のお考えをお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番 島議員の質問にお答えをいたします。

「議会に予算案を示す前に村民と公開討論会を持つことについて」でございますが、これまで予算編成後に予算案を示すことは、議会を一番先に示すように行っていました。これは、過去に議会より先に報道機関に示し、公表されたことに対し、最初に議会へ示すべきとのお話がありましたので、そのようにしてきた経過がございますし、本村における予算編成のスケジュールからみても、公開討論会を開催することは困難であります。

予算編成方針・予算編成過程等の公開についてであります。地方財政法では、予算編成の基本的な考え方について「法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算出し、これを計上しなければならない」となっており、収入については、「あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ経済の現実に対応して、その収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と規定をしているところであります。こうしたことを踏まえ、村においては、社会経済情勢と動向、村の財政状況とその見通し、予算編成の基本方針、予算編成の方法について基本的な考え方、歳入・歳出の積算・計上方法について示しております。

また、予算編成方針をホームページ上で公開をしている自治体もありますが、毎年度12月に行っております「新年度当初予算編成会議」の内容になるかと思いますので、議会と村民の意向を把握して検討をさせていただきたいと考えます。

予算編成過程の公開につきましては、財政担当が何人もいる自治体であれば、公開資料の作成も可能であります。当村は実質1人の担当で取りまとめを行う状況において、新たな資料作成等で職員負担が生じることや期間も短期間で作業を進めているため、公開は考えておりません。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 予算案をまず議会に示すように考えてくださっていること、また新年度当初予算編成会議の内容を公開検討してくださること、ありがたいです。ぜひ、公開していただければと思います。職員の方お1人では重たい荷物ももっとみんなで分けて持つようにしたら軽くなるのではないかな、つまりみんなで一緒に考えていけないかなというふうに思っています。議会に予算が示されると、議員は質問をしたり意見を言ったりするんですけども、それでもやっぱり行政側の皆さんが決定して予算化されているものを議会で変更するっていうことはなかなかできないのかなというふうに思っています。

1月の臨時議会で、物価高騰対策として、村民1人当たり1万円の商品券を配る案が行政から示され、「生坂での商品券配布はまだかな」ともおっしゃってる方いらっしゃったので、私も来た来たと思って賛成したんですけども、でも後から「村内事業者への振興策だったらマル得商品券があるから現金で配ってもらいたかったな」というようなこととか、あとは「水道料金に充てたらいいんじゃないかな」というようなことをおっしゃる方もいらっしゃいました。

兵庫県の高砂市議会では、給付金をどのように配るかっていうことを会派ごとに案を出して委員会で議論をして議会として事前の提案をまとめて、行政側にその中から選んでもらうという

ようにしているそうです。議会が提案した案がメニューとして複数採用されて、水道料金の減免を選んだ市民の方も、多かったそうです。行政から示された議案の可否を判断するだけではなく、議会も一緒に考えることができた例なのかなというふうに思います。生坂でもこのようなことっていうのは可能でしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。

物価高騰対策の応援商品券につきましては、国からの指針がありまして、現金でお配りすることとはできない指針になっております。また、経済の活性化も当然寄与しなければならないということで、水道料金の減免等は可能かと思いますが、議会からの提言もいただきながら、そういう対応できることもありますけれど、行政のことについて、議会からそういう話があればまた検討させていただきたいと思います。以上答弁いたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 議会からの提言も検討してくださるとのことです、ありがとうございます。今回、私も任期は最後なのでどうなるかわかんないんですけども、議会からのその提言っていうのも本当にこれから一緒になって行政の皆さんと議会とが、村民の皆さんのために仕事をしていたら素晴らしいなというふうに思います。高森町の公開討論会ってインターネットとかでご覧になった方っていらっしゃると思いますか。私が視聴して印象に残ったのは信州高森温泉改修事業についてです。これは当初予算ではなく3月補正で計上されるというもので、開設から30年経過した温泉施設を15億円かけて改修するっていう案が出されてました。施設については前々からその検討会っていうのが開催されて町民アンケートが取られ、説明会も開かれたそうです。どのような施設になるのかっていうのがスライドとかで示されて、町民の参加されてた方から楽しみだとか、大金をかけて赤字にならないのかなっていうようないろんな意見が出てました。

生坂村では令和7年度当初予算で、やまなみ荘の浴室と厨房の改修工事費が計上されてます。お風呂を毎日利用されてる方もいるので、昨日の予算の説明で、工事のために2ヶ月半ほど閉めなきゃいけないっていうようなお話があり、どのように改修されるのかっていうのを、利用されてる方たちっていうのも知りたいのかなというふうに思いました。説明会なんかを開くと、いろんな意見が利用者の方から出て、より良い改修になるのかな、より良い皆さんが使いやすいやまなみ荘になるのかなというふうに思ったんですけども、説明会なんかを開くっていうような考えはいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 今回詳細設計を今行っておりまして、現場の皆さんと毎月の定例会等でも協議をし、現場の意見を把握して改修工事を進めていきたいと思います。改修の時間、時期に休館するのはなるべく早めに改修工事を終了させたいということもありますし、それの方が事業費がかからないという部分もあります。いろいろと行政側で協議してお示しをし、また村政懇談会でもお示しはできるかと思いますが、議会、村民の皆さんの意見を聞きながら設計することとはなかなか難しい問題で、今のあるものを改修することが第1に考えておりますので、新

しく建てるものとは違いますので、そこら辺はご理解をいただきたいと思います。以上答弁いたします。

○議長（太田譲君） ただいまの質問は予算編成過程の公開とは関連性がないため次の質問に進んでください。

○1番（島幸恵君） はい。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 2つ目の質問です。当たり前のことを聞いてしまうんですけど、予算編成に住民の声とか議会の検討結果を反映させるっていうことは大切だと考えられていますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 島議員の質問にお答えをいたします。

予算編成に村民の声や議会の検討結果を反映させることについてであります、村民の意見や要望等に応えるためコロナ禍以外は、毎年度村政懇談会を開催し、いただいたご意見やご要望は、次年度の予算に反映できるもの、反映をしております。

また、区長会議や地区担当職員が各区の総会などに出席して、意見や要望の把握に努めておりますので、それらについても予算に反映した経緯もございます。高森町の予算公開検討会は、予算編成作業がほぼ済んだ段階での予算や事業等の説明会のようなので、つまり予算執行前に行うか、当村のように年度が始まり、主に新しい施策等に関して説明をさせていただき、協働による村政運営に対して、村民の皆さんのご理解とご協力をいただくとともに、村民の皆さんの新たな要望や、提言を把握して、村民主役の村政運営に努めるために行っているという違いかと考えております。

議会の検討結果につきましては、議会全体で検討して議会の総意の提言であれば、予算に反映できる施策は反映をしていきたいと考えておりますし、先ほど私が再質問で答弁した内容でございますが、また議員各位の意見や提案は一般質問などで質された内容についても庁内で検討し、事業化すべきものは予算に反映をしているところでございます。以上答弁いたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 村政懇談会も毎年開いてくださっていて議員の一般質問からも可能な限り施策に反映していただきありがたいです。議員も報告会を開くべきだっていうようなお叱りも受けるので、報告活動会なんかは個人的にでも開くことを考えています。プロジェクト会議などの各種会議・協議会・運営委員会も住民の皆さんのご意見が伺える大切な場であると考えます。

私は地域支えあい推進協議会に議員として出席しています。昨年度は公共交通の使い方を広めて、お出かけをもっと楽しくもっと便利にっていうような試みがありました。私を含めその中で、そのバスに乗ったことがある人っていうのは、何回か乗ったことがあるっていうようなくらいだったんですけども、会議には車で行ってましたし、例えば村営バス運営委員会の委員会の方っていうのは日常的にバスを使う方っていうのは入っていらっしゃるのでしょうか。会議の時

間ってというのは、バスの時間とかが考慮されて、会議に出るのにバスで行けるとかその委員の選定方法ってというのは利用する当事者の方ってというのが入るようにはなっていますでしょうか。

○議長（太田譲君） 島議員。通告にないんですが

○1番（島幸恵君） 皆さんの意見を予算に反映するということだったんですけど

○議長（太田譲君） 予算の編成の質問とは関連がないのですが。

○1番（島幸恵君） はい、わかりました。

はい。当事者の方が会議にいて意見を出すことで同じバスの予算でも、もしかしたら利便性が向上したりとか、担当職員の方のお仕事が楽になったりしないかなというふうに思います。村長に御答弁いただいたように議会として検討し、総意として予算要望するっていうことも大切だと思います。

あと予算書なんですけれども、最近ちょっといろんな議会の予算委員会、できるだけ傍聴するようにしていて、池田町なんですけれども予算委員会の中で予算書を見ながら事業の通し番号っていうので、何が何番ってというのが、番号が振られていて、それがその決算のときにも反映されて、質問するときも事業番号1087のこれこれについてなんですけど、ってというような質問をされてたんですけども、生坂でも当初とか補正もそうなんですけれども、そういう事業の通し番号っていうのを予算書につけていただくことってというのは、できますでしょうか。決算書の方には備考欄のところに番号がついてたんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 再質問にお答えをいたします。

予算書と決算書の見比べが容易にできるようにという、そういう趣旨かと思います。確かにそうやっている自治体があることは承知をしております。それを行うには、またかなりのお金をかけてシステムの改修というものが必要になってくるかと思います。

本村の場合、できるだけ款項目節細節のところにできるだけ細かい事業名を載せるように努めておりますので、その辺で同じ目の節を見ていただいて、事業名合わせていただくようなことをしていただければありがたいです。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） それでは、次の質問に移ります。

住み続けたい村とはということで、初めに生坂村の自治活動について伺います。常会の加入率とは、どのくらいでしょうか。住んでいるけれども常会に加入していないという世帯は何件ありますでしょうか。常会に加入しない世帯の理由ってというのは何であると考えられますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 1番、島議員のご質問にお答えをいたします。

常会に加入していない世帯等の状況についてのお尋ねであります。区長や常会長さん等から加入していただけない世帯への対応について、年に数件、相談をいただいております。災害時の対応などもあるため、できるだけ対応していただくようお願いをしているところであります。

実際に加入していない世帯については把握をしていませんが、村内にそうした世帯があることは想定をしております。加入しない世帯の方から連絡をいただくことはほとんどないため加入しない理由についても把握はしておりません。平時は役員が回ってきたり、近所との付き合いが煩わしさも感じることもあるかもしれませんが、災害時には共助や公助の際に世帯の情報がなく、適切な対応がとれないことも考えられますので、ぜひ常会あるいは区への加入をお願いしていきたいと思っております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 年に数件の相談っていうことは多くの方は常会に入っていらっしゃるのかなって思います。私の実家の両親はマンションに住んでまして、隣とか上とか下の人がどんな人かっていうのは、私はよくわからなかったんですけども、移住してきて常会に入って、たくさん穫れたお野菜なんかを近所の人と分け合ったりとか、おやきの作り方を教えていただいたりとか、常会に入って本当にお茶飲んでお話するのも楽しいですし、よかったなっていうふうに思うんですけども、地域の繋がりが薄いところから来た移住者の方っていうのは、そういうところに入るってような経験がなくて、入る意味もないんじゃないか、みたいなことで入らないってようなことがあったりとか、常会費とか区費とか、うちの区っていうか常会なんか、氏子の会費なんかもあるんですけども、いくらかかるのかわかんなかったりとか、役員にされるのも嫌だなとか、手間が面倒だになっていうようなこともあるのかと思います。

そこで、区長さんに区内のこの常会の様子、会費なんかがいくらぐらいとかお祭りがこんなあるよみたいなことを村で集約していただいて、その常会入会のすすめっていうようなチラシみたいなものとかができないんでしょうか。前に他の議員さんが一般質問でやって飯島町なんかは常会入会のすすめっていうパンフレットを作っていて、常会ってというのがどういう活動をするところだよとか、地図でここにこういう常会があって、そのQ & A、加入しなきゃならないの、とかお金っていうのはいくらかかるの、みたいなこととか入ってよかったっていうような地域の繋がりができたとかそういう声なんか載っていてこういうのもあったらいいのかなというふうに思いました。最近、外国の方とかも住んでらっしゃることがあるみたいで、英語とか中国語なんかも併記したら言葉が通じなくても渡して読んでもらうみたいなこともできるのかなっていうふうに思ったんですけどもいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 今飯島町の事例などもご紹介をいただきました。うちの村、空き家バンクを利用された方には常会に入ってほしいと、入ってくださいというそういった一定の条件といいますか、強制ではないものの、そうしたお話をしておりますし、常会長さんや区長さんへの顔繋ぎなんかも担当の方でさせていただいております。ただ空き家バンク以外で転入されてきた方などについては、そこまでの手配がされておられません。そうしたことも含めまして、飯島町の事例をご紹介いただきましたので、また参考にはさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（太田譲君） 島議員に申し上げます。資料については、許可を求めてから提示するようになしてください。

○1番（島幸恵君） すいません。

○議長（太田譲君） 今回許可を求められておりませんので、いきなり出すことは慎んでください。

○1番（島幸恵君） はい。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 次の質問です。

区の公民館の修繕費について、それぞれの区で考え方が違うと思われます。公民館の設置、管理および職員に関する条例、また公共施設総合個別管理計画を見ると、各区の公民館は村の公共施設と書かれており、村のものと考えられますが、いかがでしょうか。また公民館の登記の状況っていうのはどうなっていますでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 各区にあります公民館についてのお尋ねであります。

各区の公民館は各区からの要望により設置をしてきたものが多く、地域の負担を軽減するために、その時々、国や県の事業を活用し整備をしてきました。そのため各施設については、条例化をして村の施設としての扱いをしています。指定管理者によりまして、各区に管理をお願いしているところであります。各施設とも建設時に地元の話し合い等が行われて地元負担金や維持管理については、各施設違うことはご理解をいただきたいと思います。

公共施設である施設の登記でありますけれども、公共施設である施設は、登記をしなくても法令違反とはならないため、本村では登記をしておりません。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） それぞれの区で公民館の扱いが違っていると、その老朽化をして、大規模修繕が必要になったときに大きな差が出てくることが考えられます。例えば、引っ越ししてきてすぐにその修繕があるからちょっと大規模だから1件当たり10万円出してよ、なんて言われたら例えばなんですけれども出てっちゃうかもしれないですし、だからこういう差があるっていうのがどうなのかなっていうことと、あと区の公民館に株式会社いくさかてらすの太陽光発電設備の設置が進んでいます。太陽光発電設備っていうのは長期間載せておく必要があると思うので、ここでの公民館っていうのは村の施設として建物の修繕も含めて村が責任を持ちますよっていうふうにはっきり言っただけないでしょうか。また宇留賀の公民館の土地っていうのは旧広津村で登記されているようなんですけれども、土地っていうものの登記も問題はないでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） はじめに、私の方から各公民館の修繕は公共施設として何かあった場合については対応するという点なんですけども、先ほど総務課長答弁したとおり公民館の建設には各区の事情がありまして、各区の取り組みを当時の担当者が理事者で行いましてやっております。大規模改修とかする場合については、耐震化する当時につきましては地元からの負担金をいただきながらやったという経過がございますので、その都度その状況に合わせながら、対応していきたいと思います。ですので一律に行っていくということは昔の取り組み上不可能かと認識しております、と公共施設の改修等についての答弁は以上です。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） ご質問の内容がよく把握してないので間違ったら申し訳ないんですが、一般的に土地は全て村のものは村の名義で登記されておりますし、個人の方であれば個人の名義で登記がされているかと思っておりますので、宇留賀の公民館が広津村のときの土地だということでもありますので、それが広津村になっているのか生坂村になっているのか、その他誰かの土地になっているのかということは調べなきゃわかりませんけども、一応あの土地については全ての筆について所有者はありますので、村のものは村になっている。当然借りて村のものが建つところもありますけども、それぞれの土地の名義人になっているかと思っております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） では次の質問に移ります。

各区にある除雪機っていうのは活用されていますでしょうか。また山の上と下では積雪量が違います。規定の積雪になったら住民から除雪に来てほしいと直接請負業者に要請できるホットラインのようなものっていうのができないでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 島議員の除雪機の状況および降雪対応についてご質問にお答えいたします。

まず、各区の除雪機の活用状況でございますが、平成17年度に各区へ除雪機を配備し、高齢者世帯や通学路など、地域住民のご協力をいただきながら除雪を行ってきております。運用につきましては、各区により取り扱い方法や置場などを決めていただいております。

次にホットライン関係でございますが、村内の除雪路線につきましては、路線ごとに業者等に割り振って対応しておりますし、コース状況については、各業者で把握して作業を行っている状況で、降雪対応をしている場合もございますので、ホットライン等につきましては現在のところ考えておりません。

また、村道以外にも国道・県道で、除雪作業も行っていることと、人員や機械ともに限られているため場所によっては作業開始が遅くなる場合もございますので、その点ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 除雪機が活用されているということは良かったです。私が住んでいる区では除雪機が公民館にあって、除雪で困っているところがあっても取りに行けないうちやいけないとかちょっと使いづらいことがあって、なかなかこう使われてるのかなっていう、活用がされてないような状態かもしれないんですけども。あとはその除雪車が来る積雪量っていうのは道によって違いますよね。山の上と下の方では本当全然降り方が違って、例えば請負業者の方がその中間地点で例えばその積雪量を測るってなったらそこでそんなに積雪ないからっていうふうなことで除雪をしないと、上の人でちょっと困ってるっていうような声が何人かから聞かれまして、役場に電話をしてみたけれども役場の方、先ほどお話、職員の方のお話もあったように、村の方じゃない方とかが電話に出たりとかすると、どこのことだかわかんないみたいなこともあるっていうような、で結局来てもらえなくて困ったっていうような声もちょっと聞かれたので、できれば積雪量になったら請負業者の方が上まで測りに来なくても住民の方がお知らせできるような仕組みっていうのが何かできないかなっていうふうに思うのでぜひそのご検討をお願いしたいです。

次の質問に移ります。生坂村奨学金貸与条例に村長は申請を受けると8人以内で構成される奨学生選考委員会の意見を聞き、奨学金の貸与を行う者を決定するとあります。申請できる要件をはっきり示せば奨学生選考委員会っていうのは不要なのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 1番 島議員の奨学金対応についてのご質問にお答えいたします。

まず趣旨ですがこれからの生坂村や社会を担う人材を育成するため、高等学校や大学で学ぶ意欲がある生徒や学生が経済的な理由などで就学を諦めることがないように、奨学金貸与の制度を設けております。奨学金の対象者についてですが、生坂中学校卒業し、高等学校や大学に就学する者です。対応要件について、奨学金貸与条例で定めており、親権者が生坂村に引き続き1年以上住民票を有し、生坂村に生活の本拠を有し、村税等納付金の滞納がない。また、経済的理由により就学が困難と認められる者。学業が優秀で、性格、行動が良好であり、向学心が旺盛である。さらには他の学資の貸与等を受けていないこととしております。

奨学金の貸与申請があった場合は、教育委員や民生児童委員協議会の会長等で構成される奨学生選考委員会での意見を踏まえ、貸与の可否を決定することとしています。要件を細かく定めれば、奨学生選考委員会は不要ではないかという趣旨のご質問をいただきましたが、複数の委員が意見を出し合うことで、公平性や透明性が一層確保できると考えられます。

また、申請者の家庭の経済状況や本人の学業成績、将来の進路や意欲などは様々であり、要件を細かく定めてしまうことで、対象者を狭めてしまう恐れもあります。

そのため、今後も、奨学金対応の決定にあたっては、奨学生選考委員会の意見を聞いて参りたいと考えております。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 安曇野市は入学準備金貸付制度の所得要件が複雑でわかりにくかったということで、世帯合計の所得基準額を緩和いたしました。子供1人世帯で年収800万以下、子供

2人世帯で900万円以下などです。生坂村も所得要件をわかりやすくした方が借りやすくなるんじゃないですかという趣旨の質問でした。

次にいきます。昨年4月に生坂村各種競技会および発表会出場者激励金交付金要綱ができました。生坂村の子供は元々少ないですし、県大会、全国大会に出場した子に等しく発表出場激励金を渡すべきではないでしょうか。主催が公益財団法人でなくても一般社団法人等であっても営利を目的としている法人であるというふうには限らないと思います。

○教育次長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（坂爪浩之君） 1番 島議員の各種協議会および発表会出場者激励金についてのご質問にお答えいたします。

村では昨年夏に開催されましたパラリンピックパリ大会のブラインドサッカー競技に本村出身の平林太一選手が出場することに合わせ、スポーツ競技会や文化芸術活動発表会への出場者に対し、村や村民を挙げて応援するため生坂村各種競技会および発表会出場者激励金交付要綱を制定しました。この要綱では、公的機関や団体が加盟する競技団体が主催する県大会を上回る協議会、または県大会を上回る芸術文化の大会に県大会以上の予選成績などを経て出場する場合を交付対象としております。また、対象となる協議会の主催者として公益財団法人日本体育協会、国際オリンピック委員会や国際パラリンピック委員会、国際競技連盟加盟団体などを定めております。さらに、交付対象者は村内に住所を有することを原則として児童生徒に限定はしておりません。スポーツや芸術文化の国際大会、全国規模の大会への出場は、出場者の日頃の努力やそのご家族の支援の成果によるものであり、村や村民の皆様にとっても大変名誉なことです。ですが、全国・国際・世界などの名称を含む大会は数が多く、全てを対象とすることは、予算や審査の面で難しいため、一定の基準を設ける必要があると考えております。

激励金の交付対象である競技団体の範囲を拡大できないかという趣旨のご質問をいただきましたが、要綱で定めている競技団体は、世界や国内、各競技を代表する団体であり、また、激励金は村民の皆様からいただく税金から支出するものであり、出場者以外の方々にも広く認知されている公益的な団体であることが適当と考えております。村民の皆様がスポーツや文化芸術活動を通じて健康で豊かな生活を送ることは健康づくりや生きがいづくりの観点からも大切です。多くの出場者の激励金を交付し、応援したい気持ちは理解できますが、今後も現在の要綱に基づき交付してまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） この交付の要綱なんですけれども、公益財団法人日本体育協会とか国際競技連盟加盟団体っていうのは書いてないので、含まれるんじゃないかなっていうふうな趣旨で質問をいたしました。生坂村中学校では部活動が吹奏楽とバトミントンしかありません。他のスポーツなどやりたい子っていうのは保護者がクラブチームとか団体を見つけて月謝なんかを払って送迎をして、そういう習い事っていうのをさせてさせてっていう子供が好きな事っていうのをやりたいように保護者の方もすごく努力されてます。部活の地域移行について生坂村でも試行錯誤されているところなんですけれども、太田議長が以前その部活の地域移行で質問されたように、この要綱はやっぱりその部活以外でも頑張っている子供たちを応援するものだというふうに私は捉えています。

同じ団体に所属して同じ結果を出しても、住んでいるところが違うと、他の地域の子供はこう激励されるのに生坂村はちょっと対象外ですって言われることで村の愛着っていうのはわくのかなとか、村に帰ってきたいかなっていうふうに思うかなっていうところがやっぱり疑問です。最近剣道の大会とかで小学生の子が県で1位になったんですけれども、村長を表敬訪問して頑張ったねって村長に言ってもらえたらすごく励みになると思いますし、生坂村の子はすごいなっていうふうに周りの市町村の方にも思っていただけなのかなっていうふうには思ったので、ぜひ、部活動以外でも頑張っている子供たちを応援していただきたいなっていうふうに思います。地域の皆さんも税金なんですけれども、なんであの子にお金を出すんだっていうようなことっていうことを言うような人はいないんじゃないかと思いますのでぜひ応援をしていただけたらなっていうふうに思います。

次の質問に移ります。脱炭素事業についてです。

いくさかてらすから令和6年度PPA事業として、平林建設に委託された委託料の総額はいくらかでしょうか。そのうち、環境省からの交付金はいくらで、総委託料から交付金を引いた差額はいくらかでしょうか。また差額は松本信用金庫の融資を受けたのでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 1番 島議員の株式会社いくさかてらすから令和6年度にPPA事業で発注された委託料ではなく工事費ですので、工事費についてお答えをさせていただきます。

令和6年度のPPA事業は、株式会社いくさかてらすから委託料ではなく平林建設株式会社への発注工事として行うもので、村から当該事業に対して補助金の交付をしていただき、PPA関連工事を行うものであります。

株式会社いくさかてらすでは、令和6年度当初、オンサイトPPAで6億500万円の事業計画を予定していましたが、会社の電気の小売事業の手続きに時間を要したことから、全体事業費を縮小して、4億8436万円として事業を行っております。本年度事業完了分は2億7745万円で、残りの2億691万円は翌年度繰越により継続して事業を実施していく予定であります。

本年度事業分で2億7745万円に対する村からの補助金1億7822万円の交付をいただき事業費から村の補助分を引いた差額9923万円がいくさかてらすの実質的な負担となります。ご質問の融資に関しては、現在、松本信用金庫と協議を行っており、この額をいくさかてらすで必要に応じて融資を受けるようにすすめております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） いろいろ再質問したいんですけど、時間がないので次に行きます。公共施設に設置された太陽光発電設備と蓄電池で各施設に必要な電力の何パーセントを賄えているのでしょうか。発電している公共施設の実績を平均値でお答えいただきたいです。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 公共施設に設置された太陽光パネル、電力の使用する使用電力の割合についてのお尋ねであります。公共施設の設備の稼働はいくさかてらすの小売事業手続きの認可が完了する本年4月からの運用開始を予定しております。

この小売事業手続きの認可前での前倒しでの運用方法として、役場と道の駅いくさかの郷の2施設は現在PPA電力供給契約により設定設備の稼働を開始しております。しかし、稼働開始から間もないため、平均値での数値をお示しするためには、まだまだデータを収集することが必要であり、一定期間必要になっているかと思えます。

現時点でお示しできるデータとしましては、役場庁舎の月の電力消費量について、昨年令和6年1月は1万4184キロワットアワーの全量を中部電力による外部からの供給によるものでありましたが、設備導入後の本年は令和7年1月分は1万3276キロワットアワーの全体の電力消費量のうち、中部電力からの供給1万239キロワットアワー、庁舎の太陽光発電により3037キロワットアワーを発電して電力を供給しており、庁舎の太陽光パネルによる役場の電気の約23パーセントをまかなっております。

太陽光パネルでの発電量は気象条件や年間の季節により変動しますので、今後も検証のためのデータ収集を行っていくとともに、稼働を開始していない公共施設についても、いくさかてらすとの手続きを進め、速やかに再生可能エネルギーでの各施設への電力供給を進めていきたいと考えております。

さらに、マイクログリッドや小水力発電が今後整備できると、より村内での電力の自給率を高めることができますので、引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） もちろん天候とかにもよるんですけども、23パーセントが賄えていてその他のものっていうのはこれからいくさかてらすが売電するようになっていくと電力の需給調整をしていく必要があるかと思うので、ここも注目しています。

次です。令和6年度、村で行う事業で、マイクログリッド小水力発電事業費等から交付金を引き、過疎債を充てて補填されない差額っていうのはいくさかてらすが設備使用料として村に支払うのでしょうか。また令和6年度の差額はいくらでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番 島議員の質問にお答えいたします。

ご質問の内容のとおり、マイクログリッド小水力発電事業につきましては、村が実施する事業であることから、事業については環境省の脱炭素先行地域事業交付金を活用し、差額につきましては過疎債を充当する計画としております。同事業は村自体が行う事業であるため、債務負担による複数年の契約により整備が完了に至るまで、交付金と過疎債の特定財源で事業を行うものでございます。よって、運用が開始する前の整備段階では使用料は徴収いたしません。

設備の運営にあたっては、村の施設を管理してもらう村側からの委託費、受託者側では村の設備を使用する使用料と、双方ともそれぞれの費用の見解がございます。設備整備が完了し、運用開始するまでの間に、管理規定や費用の詳細については、村と株式会社いくさかてらすとで協議をし決定してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 確認なんですけれども、過疎債で補填されないものっていうのは、いくさかてらすと協議の上、そのいくさかてらすの方が村に払うように、今すぐには払わないんですけども、払うようになるということで補填されない分っていうのは村が払うことはないということで確認よろしいですか。いくさかてらすが払うということ。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 今回の事業については村の事業でございまして、環境省からの脱炭素先行地域事業交付金、あと残額は全て過疎債が認められますので補填されない金額はございません。以上答弁いたします。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 村からの持ち出しがないということで安心いたしました。

次です。現在、多くの公共施設に太陽光発電設備、蓄電池が設置されています。昨年3月1日の大雪で生坂村の多くの場所で長時間停電になりました。今もし停電になったとしたらいくさかの郷にあるトイレは太陽光発電設備や蓄電池から電気の供給っていうのは、されますでしょうか。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 島議員の停電になった場合の道の駅いくさかの郷トイレの通電についてのご質問にお答えいたします。

道の駅に設置してありますトイレにつきましては、道の駅の敷地内の活性化施設いくさかの郷とは別の独立した県の施設であります。現在のところ、太陽光発電施設等の導入には至っておりません。今後は、トイレ施設へも設備導入を行い、設備の稼働が始まれば、停電の際でも蓄電池により電気の供給は可能となります。道の駅のトイレへの設備導入につきましては、長野県所有のため松本建設事務所との協議が必要であることから現在調整中であり、今後、設備の設置を進めていく計画でございます。

なお、活性化施設いくさかの郷につきましては、令和6年度の太陽光発電、蓄電池の整備事業により導入が完了しており、現在PPA事業での稼働を開始しておる状況でございます。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） いくさかの郷に設置されている蓄電池、見に行ったんですけど、まだマイクログリッドに接続するまでは蓄電池として使えないっていうようなことも聞いたんですけども、いつぐらいにせっきく大きなのがあるので蓄電池として使えるようになるんでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 現在蓄電池を設置して中部保安協会の方と電気を流したり蓄電池をするってというような保安の関係の調整をしております。その調整が整い次第、蓄電池の方も利用できるというふうに聞いております。答弁は以上です。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 調整が整ったらせっき大きな蓄電池があるので使えるっていうことで。

それでは、次なんですけれども、やまなみ荘の木質チップボイラーにどのように木質チップを安定供給する計画でしょうか。それは生坂村の材を使っていく計画ですか。あとは森林環境譲与税ってというのはどのように使われる予定でしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 私からは、やまなみ荘木質チップボイラーの木質チップの安定供給および材の供給について答弁させていただき、森林環境譲与税については振興課長の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

やまなみ荘の木質チップボイラーについては、令和5年度に木質バイオマスボイラーの導入調査を行い、運搬や中間処理等で材が取り扱いやすいこと、また既存の小型のチップパーを保有していること、破碎作業では、村内の民間事業所で活用可能な施設、敷地があること等から、木質チップ材によるボイラーを選定して令和6年度に設備の設置を進めることといたしました。また、ボイラーで使用できるチップ材としては、通常の本材だけでなく、ブドウの剪定木や松くい虫の伐倒処理による枯損木も燃焼試験を行い、活用可能なことを調査で確認しております。

供給体制については、必要な施設での整備をできるだけ控えて、調査により、村内で施設、敷地等を用いて、チップ材が供給できるよう、稼働が開始するまで引き続き詳細について検討して体制を構築していきたいと考えております。

チップとして、受け入れる材に関しては、村の森林整備等による通常の本材だけではなく、村内で調達可能なブドウの剪定木や、松くい虫の枯損木等も含め、活用可能なものは積極的に活用するよう関係者と調整を行っているところでございます。答弁は以上です。

○振興課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（真島弘光君） 1番 島議員の森林環境譲与税につきましてのご質問にお答えいたします。森林環境譲与税の活用につきましては、今年度も実施しておりますライフライン等保全対策事業として、村道沿いの支障木の伐採を行っております。当村の山林の多くは、急傾斜地であります。そのため、木材の搬出が困難なため、なかなか森林整備が進められていない状況です。今後、森林環境譲与税を活用して、木材の搬出可能な山林の抽出業務を進めるとともに、ゾーンを決めて森林整備を行ってまいりたいと考えます。以上でございます。

○1番（島幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 島議員。

○1番（島幸恵君） 村の材を活用していくのであれば、森林環境譲与税の交付を増やす上でも林業従事者の方を増やしたりとか育成するっていうことが必要だと思います。森林環境譲与税

は、大都市の人口が多いところに多く配分されるというような傾向があってそのような都市と姉妹都市提携をして、姉妹都市提携みたいなのをして地方に譲与税が入って大都市の森がないところには木工製品なんかを渡すってというような取り組みをしている自治体があります。過疎化とか高齢化で地元の山の登山道を何かの整備もどうしたらいいか話し合いをしてるんですけども、まず中央との太いパイプのある村長さんに、森林がないけどお金が、譲与税がいっぱいある自治体っていうのを見つけていただけないかと。終わります。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩をとります。再開は15時10分とします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

○議長（太田譲君） 再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に、4番 望月議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番 望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、大きく2つに分けて質問を作りました。1つは、村民の有事の際の連絡先の取り扱い等について。もう1つは、要支援者への対応について、この2つです。

それでは最初の質問に移ります。村民の有事の際の連絡先の取り扱い等について。全国的に一人暮らし世帯、高齢者世帯の増加が見受けられます。本村も例外ではないでしょう。2023年9月の定例会で、村民の有事の際の連絡先について、質問しました。そのとき、支援を必要とする人以外にも範囲を拡大し、全世帯を把握するため、民生委員が聞き取り調査の活動を始めたところだと答弁をいただきました。

最初の質問です。進捗状況はどんな具合でしょうか。まだ回りきれていない区があるとも聞いています。完了予定は立っていますでしょうか。登録された資料は、定期的書き換える必要も生じると考えられますが、足並みが揃っていないと厄介です。1年半近く経過した今の現状、考えを伺います。お願いします。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 4番 望月議員の質問にお答えをさせていただきます。

村民の有事の際の連絡先の進捗状況についてというご質問でございますが、福祉台帳聞き取りの進捗状況につきましては、11月末をめどに訪問してもらうようにしておりましたけれども、まだ2地区の委員さんからの提出がないという状況でございますが現在約460世帯分の情報を保管しております。完了予定については現時点では未定となっております。

今のところ、この台帳を活用して緊急連絡をした事例はございません。定期的な書き換えにつきましては、各地区の民生委員さんには毎月住民の異動状況はお知らせをしておりますので、必

要に応じて、台帳の更新はされていると思いますし、新規の世帯の方につきましては、随時情報をご提出いただいております。一斉更新につきましては、民生委員の任期が今年11月末までで、12月から新体制での活動となりますので挨拶や確認の意味を踏まえ、このタイミングで再度訪問をお願いしたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 実は今回の答弁を伺って、ちょっとばかり驚いております。それは460世帯分の情報を現在、聞き取り調査が済んでいるということでまだ二百数十件の世帯はまだ回りきれてないということなんですよ。2、3の住民の方からまだ聞き取りに来てくれないんだけどってような不安の声も聞いております。まだ回りきれてない、二百数十世帯の対応をこの健康福祉課の事務局としては、どういうふうに対応をこれからなさっていくのか。お考えを伺いたいと思います。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

まず回りきれていないと言われた200世帯分でありましても、それにつきましては正確には民生委員さんの方で訪問活動はしておりますけれども、役場の健康福祉課の方に情報をお渡ししたくない、同意をされていない方ということになります。ですので、民生委員さん回られて、緊急連絡先とお知らせはいただいている方たちはいるんですが、その方たちが行政側に住民票でない親族等の情報も記載されますので、その情報をお渡ししたくないという方たちもいらっしゃいますので、実際には100世帯前後の方たちが最大でも回ってないだけではないかというふうには考えているところになります。

対応でありますけれども、まず支援が必要な方につきましては、日々の業務の中での記録、例えば保健師の方の訪問記録ですとか、障がい者等の支援者の記録、高齢者の見守り訪問の方の活動ですとか、介護認定調査の関係の記録等日々の記録の中で個人ファイルを作っておりますので、そのファイルを活用するよう考えております。その他、通常一般の方につきましては、また委員さんの方と相談しながら、ということではありますが、全世帯分がこちらの方に提出されるとは考えていない状況であります。以上です。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） ちょっと私勘違いしてるんですかね。全世帯分の連絡先を民生委員の方が聞いてそれを台帳にして、健康福祉課で保管するっていうようにとっていただんですけど、そのときに、これも確認なんですけど、村と共有するための承諾書っていうものも取っていただいて、それで何か緊急の避難のときとかそういうときにはすぐに救助に向かっていただけるっていうようなふうにとったんですけど、そういうふうではないっていうことでしょうか。確認したいです。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

まず議員がおっしゃるとおり、訪問につきましては、全戸ということで住民票のない世帯も含めまして民生委員さんの方には回っていただくようお願いをされていて、日々の活動の中で民生委員さんの持っている台帳には記載されている方はいらっしゃると思います。健康福祉課の方にご提出いただく情報につきましては、各世帯からの同意を得たものであるということでありますので、同意を得ないものにつきましてはこちらの方には提出いただかないということにはなっております。民生委員さんの活動も信頼関係になっておりますので、渡したくないものっていうものはもちろんこちらの方にいただかないということで伺って活動をしているところになります。

ですので、今の台帳ということでおっしゃられましたが、民生委員さんが持っておられる台帳が主でありまして、うちの方で扱っているのはその複製の副本というような位置づけになります。民生委員さんがもし有事の際に、民生委員さんと連絡が取れない場合に、うちの方の台帳を活用して、親族等と連絡を取るというのが主な目的でありますので、全く同じものが民生委員さんと共有されていることではないということだけご了解をいただきたいと思います。

それと併せまして、次の質問になりますけれども、同意の中でうちの方では有事の際に活用するという前提のもとに、情報をご提出いただいておりますので、それ以外の部分について共有は今のところしていないというところになります。以上です。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） この次の質問に聞き取った情報の役場との共有管理についてということをお伺いするつもりだったんですが、それが今のお答えの中にあったということでよろしいんですか。わかりました。それでは、もういっぺん聞くんですけど、さっきまだうちの方には回ってきてないというような不安げな住民の声を聞いたんですけど、そういうところはどういうふうに対応していただけるんでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） ご質問にお答えをさせていただきます。

回ってきていないという情報はうちの方も掴んでおりまして、委員さんの方と相談をさせていただいておるところであります。ただし、いろいろご都合ございましてこの場でお答えできないような内容でありますけれども、情報共有等をさせていただきながらゆっくりではありますが、進めさせていただいているということだけお答えさせていただければと思います。以上です。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） はい、わかりました。今回ですね、親戚が長野県の中におりまして、その者から面白い話を聞いたんですけど、その地区は、緊急安全カードっていうものを各戸へ配ってまして、そこには住所、氏名、年齢、それから連絡先、もしかかりつけの病院があれば、その名前、自分の持病があれば持病、そういうものを書いてそのカードと一緒に、プラスチックの筒も丸い筒です。筒も、配布されまして、それをその書いた紙を筒の中へ入れて冷蔵庫に入れといてくださいっていうことを、その地区の社協がやってるということをその親戚の者から聞きました。それで、ちょっと社協へ確認に行きたかったんですけど、時間がなくて、社協の方の確認が取れてないので、ここではその地区の名前は申し上げられませんが、生坂も、もしかしたらそういうこともやってもいいのかなって。冷蔵庫その筒に入れてしまっておくっていうのは、なん

かすごく変なところへ紙で書いて貼り付けておいて連絡先を知らせるとか、自分がもし倒れて喋れなくなった場合に、緊急の連絡先を教えるっていうより、冷蔵庫の中へ入れておくっていうのは面白いアイデアだなと思って、ちょっと感心して聞いてきたんですけど、そういうことを今、健康福祉課長聞いたときに、どんなふうに思われましたか。突然で申し訳ありません。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

今プラスチックの筒に入れて冷蔵庫で保存するという事例がありますが、私達の方で聞いているのはおそらく木曽の方の事例かなとは思いますが。他の地区でも、地区の方で個人情報を書いたものを封筒に入れて、地区の役員さんが毎年お預かりをして、何もないとお返しするというような地区もあるということでは聞いておりますのでいろいろな活動はあるかと思えます。プラスチックのカードにつきましても、物も1回見たことがございまして、本当にこれぐらいの円筒形の筒でありました。ただ本来、地震等で家屋が潰れた場合とかですね、本来見たいときに見れないという可能性もあるっていうところで、その保管の意味でも行政機関等で預かれれば預かってもいいのかなというふうには考えたときはございます。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） わかりました。ちょっと聞いたときには面白いな、これ冷蔵庫っていうのがすごく斬新だなと思って、冷蔵庫なら地震のときはちょっと危ないかもしれないけど、それ以外はどっか破れてなくなってしまうわけでもないし、それでその親戚が言うには、定期的に連絡先が変わってしまうこともあったりするから、そのたびに書き換えも定期的って言ったから、そのときに聞いた親戚はちょっとよく覚えてなくて1年だったか、3年だったかなんて言っていましたけど、その時期に書き換えるように指導されてて、それで自分でも連絡先が変わった場合とかは、書き換えてまた筒に入れて、しまっておくっていうようなことを言っていました。

もし、これもちょうど参考にさせていただけたらいいなと思って、ここでちょっとお話をしました。それと2番目の役場との共有ということですが、さっきちょっとお答えいただきましたけど、これもう一遍、答弁読んでいただくことができますでしょうか。お願いいたします。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。聞き取った情報の役場との共有管理についてということでお答えをさせていただきます。

役場との共有管理については、保管しております福祉台帳については、災害等の発生時に世帯と連絡が取れない場合に、関係者に連絡し、安否確認をすることを想定いたしまして、本人から健康福祉課で保管する同意を得たものとなります。この情報は、個人情報の保護に関する法律第27条第2項、これは人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人同意を得ることが困難なあるときという規定でありますけれども、この場合に該当すると判断した場合に、生坂村役場職員、これは消防団員も含むということで、もしくは第三者ということで、警察、消防関係者に提供いたします、ということで説明をした上で、こちらの方で保管をしておりますので、平常時は健康福祉課で保管し、災害等で必要なときには速やかに各部署へ共有をしたいというふうに考えているものになります。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 何度も答弁したりいただいて申し訳ありません。私も役場との共有管理ってということについて、2023年のときの一般質問で、ぜひ一緒にやってほしいなと思ってんですけど、いろいろ事情があるようですし、個人情報とかそういうものの取り扱いもあるっていうことを理解いたしましたので、この問題はこれで私納得いたしました。

それでは、次の質問に移らしていただきます。要支援者への対応について今回の聞き取り調査で、新たな要支援者というか、1人では避難できない高齢者とか障がい者などが浮かび上がってきているのではないのでしょうか。地域で考えなければいけない問題だとは思いますが、専門部署としての考えを聞かせてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番 望月議員の質問にお答えをいたします。

要支援者の対応についてというご質問でございますが、1人では避難できない高齢者、障がい者の対応について、また支援が必要な方の情報については社会福祉協議会で保管をしている介護が必要な高齢者の情報、健康福祉課で保管している障がい者の情報など、災害時には迅速に提供すべきものがございます。これらの情報を防災福祉簡単マップで社会福祉協議会、健康福祉課それぞれで対象者を避難支援の優先度でランク付けをして登録をしており、災害時には消防で災害情報を照らしながら早めに避難を開始できるよう整理をしております。

また、介護保険を使っていない高齢者の1人暮らしや高齢者夫婦、また家族と同居しているが、日中は高齢者のみの世帯といった情報についても高齢者の見守りを行っています大好き隊員の情報を考慮して整理をしているところであります。

また、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。個別避難計画は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者1人1人の状況に合わせて災害時に誰が支援して、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要になるかなどを記載した個別の避難行動計画でございますが、作成には、当該避難行動支援者の同意を得なければなりません。村では今年度様式等の整備を行いつつ、1件の作成を行ったところでございます。今後は同意を得ながら、順次作成していく予定でございますが、今年の民生委員が新体制となるタイミングで、民生委員の皆さんを交えて作成を進めたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 村長にお伺いします。

村では、今年度1件の個別避難計画を作成したと答弁されました。作成に当たっては、支援者の同意も必要と述べられています。新体制になったら、民生委員を交えて作成するともあります。今回の作成がどういう形でなされたのか。これをもう少し具体的にここで説明していただくことはできるでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 詳細について私の方から説明をさせていただきます。

避難行動計画につきましては、今年度1件ということで、様式等の整備を含めまして今進めていたところでございますけれども、こちらにつきましては比較的、1件事例でありますけれども、障がい者の方で日中、また生活全体を通して村の施設との関わり合いが強い方であります。支援の方も行政側がかなり手厚く、手厚くといいますか、行政側で把握できている方につきまして、計画を立てたところであります。このデータを基にして、今度地区の方に落としていくということで、今やっているところでありますので、今後支援者の同意も必要ということでもありますので、民生委員さんまた地区の役員さん等も含めまして、必要に応じて協議を進めていかなければいけないというふうには考えているところになります。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 今の答弁聞いてると、個別避難計画を作った時には支援者とかそういう方のあれは、要支援者と支援者とが理解し合って話し合って作ったものではないのですね。確認したいのですが。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えさせていただきます。

両方とも同意を得た上でということを進めております。今回、最初の一件でありますので、最初から地区の方におろす、というのではなくて、支援者側が比較的行政側と言いますか、社協を含めまして行政側で把握している方について、計画を立てただけでありますけれども、行政側で全て立てたわけではなくて、支援する側として行政が携わっているということで立てたものになります。今後につきましてはこの支援する側が住民の方、近所の方、いろいろな方がいらっしゃると思いますけど、そちらの方に移りますので、今回のデータをもとにして、皆さんにお話ができるものというふうには考えているところになります。以上で答弁とさせていただきます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 村長にもお伺いしたいと思うんですけど要支援者の不安な気持ちを聞いたりするのは、とっても大事だと思うんですね。また、支援する人も名前を記載するだけではなく、本人とも話し、またできれば前もって家に行って、避難経路の確認をしておけば、いざというときにも役に立つと思うんです。

それでこれはテレビを見たときに、聞いたことなんですけど、障がい者権利条約批准、批准ということは国家の最終的な確認、確定的な同意の手続きっていう意味だそうなんですけど、そのときに障がい者として認められた思いとして障がい者の認められた思いとして、「私達のことを私達抜きで決めないで」というその思いがあるということを聞きました。この気持ちとてもよくわかるんです。これをテレビの特集を見たときに、こういうこと大事なんだなって思いました。これ村長、どう思われますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問に答弁いたします。

とにかく障がい者であれ高齢者であれ、個々の状況はみんな違っていると思います。だから一律に決めるのではなく、国はどうしても一律に決めざるを得ないところもございますが、村は小さな村で高齢者の見守り隊もいますし、健康福祉課、社協もアンテナをしっかりと立ててそれぞれの皆さんの状況を把握するように努力しておりますので、その方に合ったやはり避難計画を立てるべきだと私も考えておりますので、その同意をいただきながら、この避難計画を進めていければと思います。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） しつこく聞くようですが、「私達のことを私達抜きで決めないで」という気持ちががとっても大事だなと思って話し合いをしながら当事者と支援する人と、それから担当部署と民生委員とかの方とかそういうふうな人と話し合いをして、それで個別避難計画っていうものを作って、それを出来た時点でちょっと事前の訓練みたいなものをやってみるっていうのも一つの方法、打ち合わせとか訓練もやってみたらどうかなっていうふうに思うんですけど、村長いかがお考えでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それぞれ事情はあると思いますけれど、当事者と支援をする方、また社会福祉協議会であつたり健康福祉課で本当に話し合いがしっかりできれば、その方の個別避難計画は確かなものとなりますし、それにプラス、訓練ができれば、有事の際には役に立つと思います。そのような方向性で民生委員を交えてできるのかどうか、そこはいろいろ事情がありますので、その事情に合わせながら検討をさせていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 前向きな答弁をいただいたと思いました。この個別避難計画っていうのは、県内ではこれは義務努力っていうことの計画らしいんですけど、県内では15市町村がまだ未作成、本村は未作成ではありませんが、作成率は下の方だというような資料です。全国でも8割以上の作成率は14パーセントしかないということです。いろいろ聞いてよくわかりました。本村のキャッチフレーズは、安心・安全な村っていうのがうたい文句ですよ。これから少しずつ個別避難計画っていうものができていくと思うんですけど、このキャッチフレーズに、恥じないような支援体制の充実をぜひぜひお願いして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（太田譲君） これより私が一般質問を行いたいと思いますので、議長を副議長と交代いたします。

○副議長（藤澤幸恵君） 議長を交代しました。一般質問を続けます。次に5番 太田議員。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 5番 太田譲です。通告に基づき、一般質問を行います。

この2期目の任期、この3月の定例会が最後の定例会となります。1期目の4年間と比べ、この2期目の4年間は本当に駆け足のように過ぎていった私はイメージがあります。みんなで議会で決めた住民に近い議会というものを目指しながら議会運営をさせていただきながら、その中でコロナであったり、事件であったり、補欠選挙であったりと、うちの議会は本当に様々な出来事があった4年間だと思います。その中で私は4年間笑顔になる村づくりということを自分のスローガンに掲げて活動を行ってきました。今回2つ質問を出したかったんですが、最後なので。自分の納得できる準備ができなかったので、1つに絞らせて質問を行わせていただきます。

今回は魅力ある村に向けてということで私はこれまで、人口減少、少子高齢化の抑制に対して観光人口、交流人口の増加が人口流出抑制と移住者増加に繋がるポイントの一つとして、これまで世の中の流れとリンクさせたタイミングで様々な提案を行ってきました。今後生坂村が生坂村として自立し、運営を行っていくためには、基幹産業である農業の進化、合わせて新たな魅力の確立がマストだと考えています。今回は、その中の魅力について質問をします。

初めに、第6次総合計画の人口見通しでは、令和11年度の人口予測は1,423人に対し、人口ビジョンの目標設定人口は1,598人となっていて、当時自然増・社会増を促進する効果的な施策の実施が求められる、と記されています。目標達成に向け、子育て支援を始め、定住促進住宅の建設など、村は様々な施策を実施してきたと思いますが、計画の半分を迎えた現段階での状況を伺います。

○住民課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（中山茂也君） 5番 太田議員のご質問にお答えをいたします。

現段階での状況についてのご質問でございます。私からは、住民課所管部分としまして人口の状況についてお答えをさせていただきます。直近であります令和7年3月1日現在の人口は、1,613人で、5年前の令和2年の1,739人と比較しますと126人減少しております。人口動態では、令和2年の4月1日から令和6年2月28日までの間、自然減で92名、社会減が38名、うち令和6年度2月末では、自然減24名、社会増1名という状況でございます。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 再質問します。人口ビジョン目標設定人口の1,598人というのはこれ25年の目標値になっていて、この基準を1月なのか12月で示しているのかでちょっと変わってくるとは思うんですが、現時点では目標数値を上回っています。それは非常に目標達成もできありがたい話だと思います。その要因について、村としてどのように分析をしていますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 5番 太田議員の再質問にお答えをいたします。

人口減少が目標値より鈍化してるそういった要因でありますけども、この過去5年間、総合計画の計画が始まりました5年間のさかのぼってみますと、まず一つ目が、石原団地の8棟の住宅の建設、それから空き家バンクにおきまして、ちょっと前はあまりあれだったんですが、令和4年度以降で20件を超える契約が成立をしている。また地域おこし協力隊も令和2年度以降、20名を超える隊員が来ていると。そういったことから考えますと、大好き隊員なんかは地域おこし協力隊員は家族で来られている方もいらっしゃるし、石原団地にも家族で住まわれると、そ

ういったことがありますので、そういったことから、社会減が一定程度目標を設定したときよりも、抑えられているのではないかというふうに考えております。どうしても自然減につきましては、少子高齢化というこれうちばかりでなくて日本全体の問題ではありますけども、自然減についてはちょっと少なからず多い数字に、現状が多い数字になってしまいますけども、一定程度の社会減については抑えられた結果が鈍化の要因かなというふうには考えております。以上であります。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） ただいま答弁いただいたように、社会減が非常に抑えられているというのは、私も感じております。その要因として協力隊の雇用であったり団地の新設による定住、あとは空き家バンクのなんですかね、好循環な回転っているのが示されているということで分析をしているということです。私も同じようなところは考えておりますが、やはり社会減が少ないというのは非常にありがたいなというところです。これからもこういう状況を当然ながら続けていきたい、続けていっていただきたいということなんですけれども。

再質問です。これからもこのような目標を上回っていく状況を維持していくために、村として何か新たな取り組みなど考えていることはありますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えします。

本当に自然減を抑制する、社会減はなかなか難しい状況でございますけれど、新年度はUターンの方に補助金を新設させていただきました。生坂村で生まれ育った若者が、ぜひ生坂村に戻ってきていただいて、地域を支える一翼になっていただければと思っております。

また、今回の脱炭素先行地域づくり事業によりまして、これだけ地球温暖化の問題がある中で、先駆的にこの事業を行うことによって地域エネルギーの重要さ、また温暖化ガスの排出をゼロに近づけていくという試みも若者にぜひ、この良さをわかっていただいて、生坂村にまたUターンまたはIターンしてくれる方が増えてくれればと考えているところです。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 答弁いただきました。そうですね、当然これからはさらにそういう社会減が抑制されることは当然あれなんですけれども、自然減に向けても、自然減の何て言うんすかね、削減というか、長寿命化というか、そういう施策も力を入れていただいて、高齢者の方も元気で楽しく生きる村にできていければなというところです。Uターンの補助というのが今、村長の方から明言がありました。今回予算の方にも反映されていると思いますので、また委員会等でしっかり内容の方、話を聞きながら、本当に村で育った人が生坂村に戻ってきて、来たいなって思えるような、いい施策に繋がっていけばなというふうに私も感じています。

次に、総合の質問に移ります。総合計画作成当初に当時の小学校4年生以上の全ての村民にアンケートを実施していると思います。小中学生のその中でもトップ5ですね。確か小学生中学生ぐらいまでと、それ以上高校生以上は多分質問の内容が違ったと思うんですが、その小学生中学生のアンケートの中のトップ5として自然や緑が多い村、便利で快適な暮らしができる村、観光

レジャーなどがある楽しい村、子育てしている人が暮らしやすい村、事故や災害が少ない安全な村となっています。自然保全と便利で快適な暮らし、災害や事故については、本当に今回のその脱炭素事業でも森林整備マイクログリッドによるレジリエンスの強化、また省エネ機器の更新などを行い、やっています。子育てについても学校給食無償化や教育のタブレットの1人1台タブレットの導入など他の自治体よりも早く取り組み、今年度もCoDMONの導入などによって切れ目のない支援をしています。あとは、観光とレジャーについてアクションを起こせば、これからの生坂村を引っ張ってってくれる若者が理想とする村に繋がっていくと考えます。

そこで、来年度、これらを担う若者と施策などに強い有識者を集い、住み続けたい村、戻って来なくなる村、行ってみたい村を観光とレジャーの面でも進めるための仮称ではありますが、「いくさか魅力向上計画」というのを策定することを提案しますが、お考えをお伺いします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 「いくさか魅力向上計画」の策定をというご提案であります。若い方の定住は大きな課題でありまして、特に村に戻ってきていただくUターンについては、先ほどもありましたとおり、村長の思いも非常に強いところがあり、令和7年度において新規事業を計上しているところであります。

住み続けたい、あるいは戻ってきたいと思える村にしていくための計画のご提案であり、計画策定に向けたプロセスにおいて、これらを担う村内の若者と、有識者による方々から委員会・懇談会のようなものを設け、意見・提案をいただくとの理解をさせていただきましたが、そうしたところに参加していただくことで、地域おこしの人材育成にもなると思いますし、村の歴史や文化、現状を理解していただく、理解してもらうにも良い機会になると思います。一方で村には総合計画をはじめとするいくつかの計画がありますので、新たな計画が必要か設置された委員会あるいは懇談会からの提言というような形もあるかと思しますので、そうしたことも踏まえまして、研究をさせていただきたいと思います。以上であります。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 再質問します。

今の答弁の中に出てきた関係計画となると第6次総合計画は当然なんです、その下位計画となっているまち・ひと・しごと創生総合戦略であったり、いくさか村づくり計画が今私が提案したものに、内容に当たるかと思うんですが、総合計画では、体育館施設であったり村内外を含めた方々の活用と必要に応じた改修・補修を図る観光協会の組織の体制の強化村づくり計画ではファミリースポーツパークや総合グラウンド等の積極的な維持・補修、それら施設とやまなみ荘と連携して適切な管理と施設の有効活用、総合戦略では、田舎暮らし体験、観光農園各種イベントアウトドアスポーツなどの地域資源や郷土食を生かして交流人口の増加を図る、村の交流拠点施設のやまなみ荘、いくさかの郷を活用し、滞在時間の延長やリピーターの確保というところになっています。確かに計画は関連性も含めれば、いろいろ出てくると思います。しかし、KPIなど目標など設定をしているのは総合戦略だけであってその他については明確な目標や期限というようなものが明確には示されていません。示されていないことが悪いということではないんですけども、総合計画も村づくり計画も方向性を示していくものですので、それはそれでいいと思うんです。

私が提案しているのは、さらにその下位計画として、より具体的で、期間を定めて計画的に進めていくようなもう今はタイミングではないのかなということです。脱炭素先行地域づくり事業をはじめ、子育て・高齢者支援など、非常に住みやすい環境が整い始めています。そうした中、地元で生活が続けていく、地元に戻って生活をしてみたい、より良い移住先を探したい。そのポイントとしてやっぱり魅力があるかないかっていうのは、非常に重要なことだと思うんですね。魅力と一言と言っても、本当にいろんな魅力があると思います。近くに仕事があるとか、近くに病院があるとか、交通が非常に便利だとか、買い物をする場所がすぐいっぱいいろんなものがありますよとか、観光レジャーがありますよって本当に挙げていけばざっと挙げただけでもこれぐらいさっと出てくるぐらい魅力っていろいろあると思うんですね。

この全部の魅力を満たすことってというのはこういう小さい自治体ではほとんどの自治体でなかなか厳しい状況だと思いますが、その自治体に適した魅力っていうものは見つけることができると思います。その魅力を確立して交流人口を増加させて生坂村をもっと知ってもらって、魅力を発信してもらって、それを見て、聞いて、感じてこの地にとどまったり、戻ってきたり、新しい人に見つけてもらったりするっていうことができると思うんです。村としても、これからいろいろと魅力アップして、Ｕターンや流出抑制に繋がりたいと考えているはずですよ。村民や村外に出て生活している人にわかりやすい目標や期間を示して、村と住民と一緒に進めていく。まずはこの今いる村民が楽しく、この魅力を実感するようなそのための計画を作ったらどうかなということです。ちょっと思いというか、気持ちの方が先に出ちゃったような再質問になるんですけども、そういうことをもう一度聞いていただいた上で、再度お考えを伺えればなと思うんですけども、もしよろしければ村長お願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 「いくさか魅力向上計画」という仮称のお話でございますが、当村は第6次総合計画を根幹にしていくさか村づくり計画は毎年度ローリングをしながら、実施計画として進めておりまして、その中に今年度策定をしました第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略もございます。総合戦略の方にはＫＰＩを入れることは義務付けられてますので、現状を見ながら、5年後はどのくらいの目標値を設定するかということで進めてまいりました。本当に地元の皆さんもＵターンされる方、また移住される方も生坂村に魅力を感じていただきたいというのは行政も当然でございます。

魅力に関しても今太田議員言われたようにいろいろな魅力があると思います。その魅力をこの計画によって示すことも一つの方法かと思いますが、総務課長答弁したようにその会議が開催できるのかということから、まず検討をしていかなければならないかなと思います。議員の皆さんもいろいろなお考えがあって、そのご意見もいただきながら今村政運営をしている状況でございますので、それにプラス、若者が魅力を感じてくれる、また住んでいる方老若男女の方が魅力を感じていただけるというような村にしていくにはどのようにしていくか、議会の皆さんとも協議をしながら進めていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 今、村長にお答えいただきました。なかなかそういう準備の段階でもいろいろ時間、人力的な問題も出てくると思います。ただこういうものを計画としていくのか提言という形でいくのか、聴取して反映していく形になるのかわかりませんが、今総務課長も村長の

答弁も、そういうことは頭に入れて今後も運営をしていきたいというような思いは伝わっておりますので、どんな形にせよそういうところを進めていただきたいなと思う中で、今までそういうKPIも示してあったりとか、あと総合計画には、施設の有効活用という言葉がよく出てくるんですが、今ある既存の施設が果たしてこの総合計画から今5年ぐらい経ってるんですけど、増えているかって考えるとなかなか変わらなかったり、使用が減ってきたりっていうことはやはり時代のニーズにもやっぱ合っていないっていうことだと思うんですね、そういう施設自体が。そういう交流人口の増加を、村も必要と考えているということであれば、提言という形にせよしっかりスケジュール管理して、施設の改修や新たな観光資源の開発を進めていただきたいなというふうに提言をさせていただきます。当然議会としても、他の人たちもみんな一生懸命村の発展にいろいろ考えて、またこういう提案であったりいろいろ出すと思いますけれども、ぜひその辺一緒にやっていければなというふうに思います。

3つ目の質問です。現在村にはトレッキング、パラグライダー、ラフティング、キャンプ場にコテージ、総合グラウンドにテニスコート、マレットゴルフ場、屋内外ゲートボール場、プールに体育館と様々なアクティビティや運動ができる施設が存在をしています。村内外の利用者問わず、窓口がバラバラというのはやはり手間になりますし、1つだけ利用して終わってしまう可能性が高く、先ほどにも言いましたが滞在時間が減ってしまって、他の施設並びに飲食利用もしていただく機会を失う可能性が予想できます。このような状況を解決し、利用者がストレスなく楽しめる一括管理を行う「いくさかアクティビティパーク」。これも2つ続けて仮称で申し訳ないんですが、その設置を提案したいと思います。

方法としては先ほど提案した「いくさか魅力向上計画」などを元とし、各施設やアクティビティの設備の充実を図り、マンパワーとしては地域おこし協力隊制度を活用して将来アクティビティを軸にして起業したいと考える若者の人材を数名招き、協力隊員の期間内にパラグライダーやラフティングなど他のスポーツもそうですが、そういう指導・管理ができるライセンスの取得と運営スキルを身に付けてもらって、最終的にはこの村の素晴らしい観光資源を業務委託で運営管理を行ってもらえれば、村の魅力アップにも繋がるとともにパラグライダーやラフティングその他スポーツの指導者や後継者の確保にも繋がると考えます。

現在の各アクティビティや施設の管理運営の状況も踏まえ、今回の提案に対する感想というかご意見を伺いたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番 太田議員の質問にお答えをいたします。

仮称「いくさかアクティビティパーク」の設置のご提案でございますが、先ほど議員からもお話ありましたとおり、生坂村で行いますアクティビティなどは大城・京ヶ倉および金戸山のトレッキング、スカイスports公園でのパラグライダー、犀川を利用したラフティングやSUP（サップ）、高津屋森林公園でのキャンプやコテージ利用、総合グラウンド、テニスコート、マレットゴルフ場、屋内ゲートボール場、B&G海洋センターの体育館やプールを利用したスポーツなどがございまして、教育委員会、総務課、振興課で様々な事業実施や管理運営を行っているところでございます。以上の施設の管理運営やイベントなどの事業を一元化して、一括管理を行うことはかなりの職員体制を整えなければいけないため、研究が必要と考えております。

地域おこし協力隊の制度を利用してアクティビティを軸とした起業についてでございますが現在スカイスports公園内のクラブハウスを利用して起業を考えています地域おこし協力隊員と、毎月1回ほどの会議を行いまして、起業に向けての準備をしているところでございます。

その中でパラグライダーのインストラクターのライセンスを取得して、収入に結びつけることができないか、現在スカイスports公園を指定管理していただいています管理組合の皆さんなどと検討を始めているところでございます。太田議員提案の内容につきましては、この検討を進める中で模索をしていきたいと考えております。以上答弁いたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 答弁いただいた中にありましたように、これだけの施設であったりアクティビティを一元化して、一括管理を行うというのは、かなりの職員体制を整えることが必要っというのとは私も理解しています。

しかし、先ほど来からの話の中でもそうですが、今後、村の観光資源の更なる開拓であったり、既存の施設などをニーズに合わせて改修を行っていくと思うんですね。そうなれば、かなり今より多くの交流人口が見込めるはずで。現状の管理運営状況では、そうなると対応も厳しくなり、職員への負担も出てくる可能性があると思います。なので、今から意欲あふれる協力隊員の方を数人招いて委託管理ができ、企業体制の整備を行えばどうか、という思いで提案もさせていただきました。

現在アクティビティを軸に起業したい協力隊との話を進めているということですので、パラグライダーだけではなく、他のアクティビティやスポーツの指導、運営についても、ぜひそこで運営管理ができるような話し合いをしていただいて、観光資源と既存施設の有効活用で生坂村の魅力を爆上げに繋げていただきたいなと思っております。

時間少し残ってしまいましたが、今回準備できなかったのもありましたけれども、この4年間私はこの観光であったり、人口、交流人口が村の発展・活性化に繋がるということを常に一番上、上位で考えて活動をしてきた中で、今日こういう質問で締められることは自分にとっても4年間のテーマは貫くことができたのかなというふうに思っております。今後、次の今回準備できなかったものについては、違う場所であったり、次がこういう機会でもしあればやっていきたいなと思います。これで私の一般質問を終わります。

○副議長（藤澤幸恵君） 太田議員の質問が終わりました。ここで議長を交代いたします。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は19日水曜日の午後1時半から再開します。本日はこれにて散会します。

○議長（太田譲君） 起立。礼。お疲れ様でした。

散会 午後4時13分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 12 日

議 長

大 田 隆

署名議員

平 田 勝 章

署名議員

若 沢 弘 迪

令和 7 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

9 日目（3 月 19 日）

- ・追加議案
 条例案 1 件
 補正予算案 8 件
- ・総括質疑

- | | |
|-------|------|
| ・追加議案 | 5 P |
| ・総括質疑 | 11 P |
| ・散会 | 12 P |

令和7年第1回 生坂村議会定例会

令和7年3月19日 午後1時30分 再開

議 事 日 程 【9日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
		(追加議案の提出)	
		散 会	

令和7年第1回 生坂村議会定例会

令和7年3月19日

追 加 議 事 日 程

【9日目－追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議 案 第 2 1 号	生坂村企業版ふるさと納税基金条例案	
2	議 案 第 2 2 号	令和6年度生坂村一般会計補正予算【第9号】	
3	議 案 第 2 3 号	令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算【第3号】	
4	議 案 第 2 4 号	令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第3号】	
5	議案第25号	令和6年度国民健康保険特別会計補正予算【第1号】	
6	議案第26号	令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第4号】	
7	議案第27号	令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第1号】	
8	議案第28号	令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第3号】	
9	議案第29号	令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算【第2号】	
10		総括質疑	

出席議員（８名）

1 番	島	幸 恵 君	2 番	山 本 吉 人 君
3 番	藤 澤	幸 恵 君	4 番	望 月 典 子 君
5 番	太 田	譲 君	6 番	字 引 文 威 君
7 番	平 田	勝 章 君	8 番	吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村	長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	真 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	中 山 茂 也 君	
総 務 課 長	藤 澤 正 司 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君	
		教 育 次 長	坂 爪 浩 之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長	藤 澤 保 君	書	記	田 中 翔 太 君
--------	---------	---	---	-----------

開議 午後 1 時30分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより令和7年第1回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会では、感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、上着、マスクの着用については適に判断をお願いします。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。会議規則125条の規定により、1番 島議員、2番 山本議員を指名します。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。

お手元に配付してある日程の他に、理事者より提出されております

議案第21号「生坂村企業版ふるさと納税基金条例案」

議案第22号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」

議案第23号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第3号）」

議案第24号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第3号）」

議案第25号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第26号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第4号）」

議案第27号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議案第28号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」

議案第29号「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算（第2号）」
の条例案1件、補正予算案8件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。
よって、議案第21号から議案第29号までの9件を日程に追加します。
追加議事日程を配布しますのでしばらくお待ちください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長（太田譲君） ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3月定例会の会期中に、毎年度お願いしております。今年度の補正予算案などにつきましてご説明をさせていただき、ご審議をお願いするものでございます。

議案の説明につきましては、条例案1件、予算案8件の計9件でございます。

議案第21号「生坂村企業版ふるさと納税基金条例案」

この議案は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から寄附された寄附金を適正に管理し、当該事業の経費の財源に充てるための基金を設置する条例案であります。

議案第22号「令和6年度生坂村一般会計補正予算（第9号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出1億8144万3000円を減額し、総額を32億6499万8000円とし、地方債の借入限度額を2930万円減額して、繰越明許費の経費を定める補正予算であります。

主な内容は歳入では、減額で国庫支出金1億3161万7000円、繰入金8976万9000円、地方債2930万円、増額で村税604万5000円、地方交付税6535万8000円などであります。

歳出では、減額で総務費1758万4000円、衛生費1億2386万3000円、農林水産業費837万5000円、教育費926万1000円、交際費675万円などあります。

議案第23号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出175万円を減額し、総額を4762万6000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で繰入金180万3000円減額し、歳出では総務費175万円を減額しております。

議案第24号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第3号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出229万6000円を減額し、総額を1億1803万1000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の減額で、使用料および手数料598万円、増額で、繰入金326万4000円、歳出では経営管理費を229万6000円減額しております。

議案第25号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出7201万5000円を減額し、総額を1億7928万5000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の増額で国民健康保険税281万円、繰越金276万7000円、減額で県支出金7653万3000円、繰入金204万4000円とし、歳出では減額で保険給付費7932万円、増額で基金積立金719万2000円としております。

議案第26号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第4号）」

この予算案は、既定額に歳入歳出166万6000円を増額し、総額を3億3165万3000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入の増額で国庫支出金1040万2000円、県支出金336万9000円、減額で介護保険料222万1000円、繰入金815万2000円とし、歳出では増額で保険給付費211万3000円としております。

議案第27号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

この予算案は、既定額から歳入歳出106万6000円を減額し、総額を3313万4000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入の減額で、後期高齢者医療保険料58万2000円、繰入金47万3000円とし、歳出では減額で後期高齢者医療広域連合給付金120万9000円としております。

議案第28号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」

この予算案は、収益的収入で574万2000円増額し、総額を8090万6000円とし、収益的支出では104万7000円減額し、総額を7345万2000円とし、資本的収入では847万円減額し、総額を7242万9000円、資本的支出では682万円減額し、総額を7407万9000円としております。企業債の限度額を200万円減額し、総額を4040万円としております。

議案第29号「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算（第2号）」

この予算案は、収益的収入で3725万6000円増額し、総額を1億1685万6000円とし、収益的支出では33万2000円減額し、総額を8010万3000円とし、資本的収入では1695万2000円減額し、総額を4191万6000円、資本的支出は23万9000円減額し、総額を5862万9000円としております。

以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・議案第21号

○議長(太田譲君) 追加日程1・議案第21号「生坂村企業版ふるさと納税基金条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程２・議案第22号

○議長(太田譲君) 追加日程２・議案第22号「令和６年度生坂村一般会計補正予算（第９号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) (住民課長 朗読説明)

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) (振興課長 朗読説明)

○教育次長(坂爪浩之君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(坂爪浩之君) (教育次長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は15時とします。

休憩 午後２時 48分

再開 午後３時 00分

◎追加日程３・議案第23号

○議長(太田譲君) 再開します。追加日程3・議案第23号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程4・議案第24号

○議長(太田譲君) 追加日程4・議案第24号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程5・議案第25号

○議長(太田譲君) 追加日程5・議案第25号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程6・議案第26号

○議長(太田譲君) 追加日程6・議案第26号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) (健康福祉課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 7・案第27号

○議長(太田譲君) 追加日程 7・議案第27号「令和 6 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(中山茂也君) (住民課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 8・議案第28号

○議長(太田譲君) 追加日程 8・議案第28号「令和 6 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算(第 3 号)」議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 9・議案第29号

○議長(太田譲君) 追加日程 9・議案第29号「令和 6 年度生坂村下水道事業会計補正予算(第 2 号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(真島弘光君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程10・総括質疑

○議長(太田譲君) 追加日程10・これより総括質疑に入ります。

追加日程1・議案第21号の条例案1件、追加日程2・議案第22号から追加日程9・議案第29号までの補正予算案8件について総括質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 議案第22号「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第9号)」についてお伺いいたします。この予算書において、節が別事業で合算されている箇所があるんですけれども、合算して記載する理由というのを教えていただきたいです。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 節の合算をしているというのは具体的にどこでしょうか。申し訳ありません。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 具体的に、28ページの款の4衛生費、項の4地域脱炭素事業費、目の1脱炭素地域づくり推進費の節の17備品購入費103万3000円の減額の中にペレットストーブの差金も入っているという説明を昨日受けました。あと児童館のエアコンについても合算をされているというような、合算というか、差し引きがやっぱりどこの事業で不用額がいくらで、それがいくら必要だったというところがわかりにくいので、こういう記載をされている理由をお願いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたします。この節ですけれども、すいません、節の前に議案書の1ページの前に補正予算に関する説明書というふうに記載がございます。そのページ以降は、予算書の説明箇所、説明書の部分になります。この節というのは地方自治法の施行規則で決まっているものでありまして、それに沿って予算を組み立てております。ですので、工事請負費の中、工事請負費というのは14節で、工事請負費というのは法律で決まっているものでありまして、その中で、いろいろな工事費を計上しているということで、個々のものについては、予算書には、予算の説明書のところには出てきておりません。

先ほどのペレットストーブのお話がありましたが、これは備品購入費ではなくて工事請負費ですのでよろしく願いいたします。以上です。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) ただいまの説明において、節については工事請負費ということで、そうしますと616万8000円の減というところに、マイクログリッドで減額補正をされた分、あとはその

ペレットストーブの差金と、あと児童館のエアコンという取り付け費とかが入っていると思うんですけども、あの節で書けないのであったらこの説明のところでそれぞれの事業において、いくらその減額になったとか、こちらの方で書いていただきたいんですけどもいかがでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 書いてほしいというのは、この説明の欄に書いてほしいということかと思うんですが、この予算書はシステムで運用しておりまして、この中に全てその時々の増減については記載することはできませんので、その説明については、今回の場合ですと昨日の全員協議会の中でもご説明をしているとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(太田譲君) その他質疑ございますか。

○議長(太田譲君) 質疑なしと認め総括質疑を終結します。

◎散会

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は21日金曜日の午前10時から再開し、委員長報告およびこの19日に提出された追加議案の討論・採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

○議長(太田譲君) 起立。礼。お疲れ様でした。

閉会 午後 4 時 8 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 19 日

議 長

大 田 隆

署名議員

島 幸恵

署名議員

山 本 吉 人

令和7年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

11日目（3月21日）

- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
- ・19日に追加された議案の質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
- ・継続審査の申出
- ・村長あいさつ
- ・閉会の宣言

・委員長報告、質疑、討論、採決	5 P
・議事日程の追加	16 P
・質疑、討論、採決	17 P
・19日に追加された議案の質疑、討論、採決	18 P
・議事日程の追加	22 P
追加2－1 議案第30号「教育委員会教育長の任命について」	
・採決	23 P
追加2－2 議員派遣の件	24 P
・継続審査の申出	24 P
・村長挨拶	24 P
・閉会の宣言	27 P

令和7年第1回 生坂村議会定例会

令和7年3月21日 午前10時 再開

議 事 日 程 【11日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		19日に追加提出された議案についての質疑、討論、採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

令和7年第1回 生坂村議会定例会

令和7年3月21日

【11日目－追 1】

追 加 議 事 日 程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第1号	持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について	

【11日目－追 2】

追 加 議 事 日 程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第30号	教育委員会教育長の任命について	
2		議員派遣の件	

出席議員（８名）

1 番	島	幸 恵 君	2 番	山 本 吉 人 君
3 番	藤 澤	幸 恵 君	4 番	望 月 典 子 君
5 番	太 田	譲 君	6 番	字 引 文 威 君
7 番	平 田	勝 章 君	8 番	吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村	長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	真 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	中 山 茂 也 君	
総 務 課 長	藤 澤 正 司 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君	
		教 育 次 長	坂 爪 浩 之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長	藤 澤 保 君	書	記	田 中 翔 太 君
--------	---------	---	---	-----------

開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長(太田譲君) これより、令和7年第1回生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は感染症予防のため、適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、上着、マスクの着用については適に判断をお願いします。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1・会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番 藤澤議員、4番 望月議員を指名します。

◎日程2・委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2・この11日に提出し、各常任委員会に付託しました議案第2号から議案第5号までの事件案4件、議案第6号から議案第12号までの条例案7件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件、合わせて19件を一括して議題にし、常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) 初めに、総務建経常任委員長 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 山本議員。

○総務建経常任委員長(山本吉人君) 総務建経常任委員長の山本吉人です。ただいまより、総務建経常任委員会の報告をいたします。

総務建経常任委員会は3月11日にて、事件案4件、条例案6件、予算案4件について付託された議案審査を3月13日午前9時からと3月17日、脱炭素事業関係を10時からの2日間をかけ、第2会議室にて出席議員 山本、平田、吉澤、太田、また、令和7年度の予算もあり、社会文教常任委員会議員島、望月、藤澤、字引での連合審査となりました。

行政からは藤澤村長、牛越副村長、総務課は藤澤総務課長と担当係長、振興課は真島振興課長と担当係長の出席で開催いたしました。

総務関係と振興課関係について細部にわたり、説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次とおり決しましたので会議規則第76条の規定によりご報告いたします。

議案第2号「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」

この議案は、生坂村過疎地域持続的発展計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものです。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第3号「村営土地改良事業計画について」

この議案は、村営土地改良事業を実施することについて、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第4号「生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設（大日向農産物直売所）の指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設（大日向農産物直売所）の指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第5号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」

この議案は生坂村山清路の郷資料館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑としましては、生坂村山清路の郷資料館の利用はどれくらいあるのかの問いに、週末はカフェ、キャンプ場など村外の方の利用が大変多いとのこと。また、指定管理者は通常5年更新だと思うが、3年なのかはなぜかの問いに、事業者の経営等見えにくいところもあるため期間を3年にしているということです。

議案第6号「職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は実際に対象者はいるのかの問いに、現在のところ対象者はいないということです。また、会計年度職員も対象になるかの問いには、この条例に関しては対象にはならないということです。

議案第8号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第10号「基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案」

この議案は、村の基金のうち13基金について、基金の管理法を追加するための整理条例です。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定。

主な質疑は、有価証券等取り扱う場合は非常にリスクを伴うが、その点は大丈夫なのかの問いに、国が保証しているものを運用しているので大丈夫ということです。

議案第11号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

この議案は関連法令の改正に伴う条例の一部改正です。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、消防団ではない一般の人の対象となるのかの問いに、一般の人も対象になるということです。

議案第12号「生坂村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑は、機能別消防団員も対象になるのかの問いに、これは対象にはならないということです。

議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」

この予算は、歳入歳出予算の総額を36億200万円とする予算で前年度と比較して、4億6500万円の増額となっています。

主な歳入では村税で1億4969万7000円、地方交付税で12億5000万円、使用料および手数料1億2408万2000円、国庫支出金9億2626万円、県支出金1億1879万円、繰入金2億3700万円、村債6億2100万円、寄附金4500万円などとなっています。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

総務課関係の主な質疑は、自営線マイクログリッドの見積もりが適切なものかわからない、との問いに、現時点での見積もりは業者側の入札時のものであり、正式なものはこれからできくるとということです。

生坂ダム小水力発電の工事詳細がよくわからない、との問いには、まもなく正式な工事内容ができてくるとということです。

生坂ダム、小水力発電で洪水等が発生した場合の対応は、考えているかの問いには、遠隔操作等対応を考えているとのこと。

小水力発電の耐久年数はどのくらい、の問いに、50年、半世紀以上はあるということの回答をいただきました。

また、やまなみ荘の改修工事に2ヶ月半かかるようだが、やまなみ荘の運営にも影響する。工期期間を短縮することができないのかの問いに、工期期間短縮可能かどうか検討していきたいということでした。

また、CO2削減の効果促進事業をもっとやってもらいたいとの問いに、松本山雅等を活用し、効果促進事業をしていくとのこと。

振興課関係の主な質疑は、農業機械整備事業債で、購入予定のハンマーナイフは、今までのものよりだいぶ小型になるが、性能等は大丈夫なのかの問いに、コンパクトで取り扱いやすく、高性能なものを予定しているとのことでした。

また、森林整備業務に関しては、議会から提出した附帯決議の内容を守って、森林整備をしてもらいたいとの意見もありました。

議案第14号「令和7年度生坂村営バス特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を5450万円とする予算で、前年度と比較して650万の増となっています。

主な歳入は、使用料および手数料で200万、繰入金で5135万円です。

主な歳出は、総務費で5097万4000円、運行費265万5000円となっています。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第19号「令和7年度生坂村簡易水道事業会計予算」

この予算案は、簡易水道会計予算で収益的収入および支出の収入は、7197万9000円、支出は7689万3000円と定め、資本的収入および支出の収入は5996万3000円、支出は6511万9000円と定めています。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第20号「令和7年度生坂村下水道事業会計予算」

この予算案は、下水道事業会計予算で収益的収入および支出の収入は、1億946万8000円、支出は7830万円と定め、資本的収入および支出の収入は、443万5000円、支出は5530万3000円と定めています。

採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

以上で総務建経常任委員会の報告を終わります。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告は終わります。

総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長、島議員。

○社会文教常任委員長(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○社会文教常任委員長(島幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長 太田譲殿

社会文教常任委員会委員長 島幸恵

社会文教常任委員会は3月11日、本会議において社会文教常任委員会に付託された条例案1件、予算案5件、請願1件、陳情1件の案件について、この14日午前9時から第2会議室において委員議員 島、望月、藤澤、字引の4名が出席し、委員会を開催いたしました。

出席者は藤澤村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名、説明者には、坂爪教育次長、松沢健康福祉課長、中山住民課長、関係係長他7名で詳細に説明を受け、審査を行いました。なお、予算案については、連合審査で行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定によりご報告いたします。

議案第7号「生坂村特別職の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について

この条例案は、公立の学校医で整形外科医が指定されていなかったのを追加し、報酬額の根拠とするため、条例を一部改正するものです。

全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑として、令和6年度まで整形外科医の報酬として2万円支払っていたが、条例改正により4万円になる。その金額の根拠は。という質問に対し、医師会から報酬の引き上げ要望があったこと、児童生徒数によって報酬が変わるので生坂村は報酬額が低い方である、との回答がありました。

議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」について

この予算案は、歳入歳出の総額を36億200万円とする予算で、前年度と比較して4億6500万円の増額となっています。

社会文教常任委員会部分の主な歳出として教育委員会部分で、保育園環境整備事業、こども家庭センターの開設、子ども・子育て応援ギフトなど、子ども・子育て事業で7940万9000円、小中学校へのタブレット整備、中学校部活動指導員の任用、小中一貫教育「Ikusaka学」の推進など、学校教育事業で2985万3000円、健康福祉課部分では、在宅での生活支援等サービス事業で1281万8000円、新規に高齢者带状疱疹ワクチン接種を加えた保健衛生事業で597万1000円、妊婦のための支援給付事業を新たに加えた保健衛生扶助関係で1118万2000円。住民課部分では、福祉センターやまなみ荘改修工事、社会福祉協議会補助の拡充など社会福祉事業で1億2406万3000円などです。

社会文教常任委員会部分について全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、教育委員会関係では、保育園の遊具の修繕が計画されていることについて、数年前に新しくしたのはとの質問がありました。それに対し、そのときに更新しなかった雲梯などの修繕であること、シーソーは大規模な修繕または撤去更新という判定が出ているが、修繕で対応できるとの説明がありました。

こども家庭センター設置に伴う事務室の改修工事について、いつから行うのかという質問がありました。工事予定は4月下旬から2週間程度、工事中でもびよびよひろばには影響がないと回答されました。

こども家庭センター設置により人員が増えすぎないか、との質問がありました。新規に採用する社会福祉士の他は、教育委員会と健康福祉課職員が兼務をして運営すること。令和8年までにこども家庭センターが設置できれば準備費や運営にかかる人件費は国と県から費用が出ると説明されました。

子供や若者の意見を聞く座談会を持つ計画があります。いつ頃、何回ぐらい計画しているのかという問いには、具体的には決まっていないが、回数は1、2回くらいとの回答で、子供や若者からの意見を聞く場を設定し、その意見を様々な施策に生かしていく、とのことでした。

中学校の部活動を地域に移行するため、休日の指導員が確保されます。指導員の報酬は、国と県から3分の1ずつ補助を受けて、村から3分の1を負担します。部活に入っていない子供たちに何の手立てもないのは不公平ではないか。という意見がありました。それに対し、公平性が第1なので、来年度協議し、検討していきたいとの回答でした。

今年度から始まった「Ikusaka学」に専門的意見を入れ、子供たちがより深く学ぶことができるように、コーディネーターが採用されます。学びは大切なのでしっかり進めてほしい、という意見、コミュニティスクールとも連携ができないかという意見が出ました。連携については、要望すれば可能との回答でした。

来年度、学校給食に有機米を提供してくださる方がいます。現在給食に米を提供している農業公社と同じ1kg当たり240円でよければと話を進めていると説明されました。有機米1kg240円は安すぎるので、振興課と連携して、農業振興費などから差額を補填できないかとの質問がありました。それに対し、その方とは公社と同じ価格でよければぜひ提供してくださいと話をしているとの回答でした。

健康福祉課関係では、高齢者の緊急通報装置はどれくらい利用されているかという問いに、現在3件、去年は2件との回答でした。

老人福祉費ではるかぜのお風呂を利用してもらう計画があります。どのように運営するのかという問いに対して、毎週水曜日の半日を使ってお風呂を利用してもらう予定であり、送迎の必要な方については、社会福祉協議会と調整中であるが、できるだけ要望に応えたいとの回答でした。

いくさか敬老の日に出席できない人にも何か対応ができないかという問いには、新型コロナが流行しているときには商品券を配布したが、現在は村でお祝いをするという形に戻している。お知らせもしているので、ご理解いただきたいとのことでした。

住民課関係では、村民税が800万円ほど増えている理由は、との問いに対し、主には、令和6年度実施の定額減税が終了したことによるとの回答でした。

来年度から税金滞納者に対して、預貯金をオンラインで紹介するシステムが使えるようになります。これにより、税金滞納者の支払能力があるかどうかを紹介するとの説明でした。

井戸についてのアンケートをもとに、災害時に井戸を使って良いと同意をいただいた方に災害時協力井戸の表示をつける計画があります。これにより、災害で水道が止まったときに使用できる井戸がわかるようになります。

マイナンバーカードについての質問がありました。所持率は2月16日現在86.36パーセントで、県内22番目。マイナンバーカードの5年目の更新はカードではなく、暗証番号の変更なので、必ず役場に来て手続きをお願いしますとのことでした。

議案第15号「令和7年度生坂村福祉センター特別会計予算」について

この予算案は、歳入歳出の総額を1億720万円とする予算で、前年度と比較して540万円の減となっています。

主な歳入は、使用料および手数料で8470万円、繰入金2177万1000円です。

主な歳出は、経営管理費で1億716万9000円となっています。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、やまなみ荘改修のため2ヶ月半、休館になる予定です。

工事期間を短くする、全館休館せず工事をする方法は考えられないかとの意見がありました。休館中の従業員の方の処遇も合わせ、なるべく休館しないようにしっかり考えていくとの回答でした。

お風呂の湯は、チップボイラー設置後はチップを燃やして沸かしますが、予算計上されているのは、今までと同じLPガスの価格との説明がありました。

ラフティングについて質問がありました。以前行っていた体験型のイベントを再開するもので、明科の木戸橋からゴムボートに乗るとのことでした。

議案第16号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計予算」について。

この予算案は、歳入歳出の総額を2億4850万円とする予算で前年度と比較して280万円の減となっています。

主な歳入は、国民健康保険税で3638万3000円、県支出金1億9785万2000円繰入金1422万円です。

主な歳出は、保険給付費1億9405万円、国民健康保険事業費納付金で5004万1000円です。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、いわゆる年収の壁が引き上げられると保険税に影響するののかという質問に対し、額が引き上げられれば影響はあるが、まだ決定ではないので従来どおりとの回答でした。

議案第17号「令和7年度生坂村介護保険特別会計予算」について

この予算案は、歳入歳出の総額を2億7880万円とする予算で前年度と比較して840万円の減となっています。

主な歳入は、介護保険料で5290万3000円、国庫支出金で7190万7000円、支払基金交付金で7147万9000円、県支出金4142万3000円、繰入金4107万5000円です。

主な歳出は、保険給付費2億5222万円、地域支援事業2320万8000円となっています。

全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

後期高齢者が今後爆発的に増えるのではないのかという質問がありました。それに対し、お亡くなりになる方もいるので、全体的には減少傾向との回答がありました。

介護保険と社会福祉協議会の運営に関わるので、今後しっかり調査し、動向を見定めてほしいと意見がありました。

議案第18号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」について

この予算案は、歳入歳出の総額を3430万円とする予算で前年度と比較して10万円の増となっています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で2221万9000円、繰入金で1197万9000円です。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で3289万4000円となっています。

全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、人間ドックの補助が増えたことについて質問がありました。後期高齢者になって人間ドックを受ける方が増えていること。令和6年度の実績も合わせ、増額して計上しているとの説明がありました。

請願7第1号「県立木曽病院での分娩休止の撤回および麻酔科医・産科医の確保を求める請願書」について

この請願は、県立木曽病院での分娩の継続、麻酔科医、産科医の確保をお願いするものです。賛成少数で可とすべきと決定いたしました。

陳情7第1号「『持続可能な学校の実現を目指す意見書』」採択を求める陳情書」について

この陳情は、忙しすぎる教職員の働き方改革を推進し、具体的な施策の実行をしてほしいというものです。

全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君) 社会文教常任委員長の報告を終わります。
社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告のありました議案第2号から議案第5号の事件案4件、議案第6号から議案第12号までの条例案7件、議案第13号から議案第20号までの予算案8件、請願7第1号、陳情7第1号の、合わせて21件について一括して討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) はじめに、反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。

議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」について反対の立場から討論いたします。

当初予算というのは、1年の村の行方を決定するもので、とても大事であることは私も重々承知しております。今回、反対討論に立った理由といたしましては、いくさかてらすの補助金というところで、1億5833万2000円というのが出ておりますが、これについての説明で、これは1億5833万2000円というのは環境省からの補助金であって全体のいくさかてらすのPPAの令和7年度の事業費ではありません。これは国庫、3分の2または4分の3相当の補助金であって、それにまた3分の1もしくは4分の1のお金をいくさかてらすで、融資を受けて事業をしていくものです。さらに、令和6年度から繰り越しされたお金が、2億691万円あります。全体を足すと、4億ぐらいになると思うのですが、それについての説明というのがやはり少ないと思うのです。

いくさかてらすはこれから民家の方とも契約をして、太陽光パネルを令和7年度は野立ての方も行っていく予定になっていきます。野立てについても、どこにということも説明がありませんでしたし、パネル、令和7年度は民家に何件つけます、事業所に何件つけますという件数はあるのですけれども、私はこれだけ大きな事業をする上で、もう少し説明が必要だと思います。ですので、私のこれで反対討論といたします。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 2番 山本議員。

○2番(山本吉人君) 2番 山本吉人です。賛成討論をしたいと思います。

3月17日午前10時から脱炭素事業に関して集中質疑をいたしました。その中で、いくさかてらす補助金についても、しっかりした説明、また質疑に対応していただき、的確な情報を得てますので、ひとつも不透明なところはございませんでしたので、賛成いたします。以上です。

○議長(太田譲君) 次に、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論ないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

○1番(島幸恵君) 議長。すいません、今のすいません一般会計の予算のことだけだと思ったので、

○議長(太田譲君) いや。

○1番(島幸恵君) すいません、討論をお願いします。

○議長(太田譲君) 閉じたんですけど

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

○議長(太田譲君) 議案第2号「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に議案第3号「村営土地改良事業計画について」採決をします。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第4号「生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設（大日向農産物直売所）の指定管理者の指定について」を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第5号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第6号「職員の勤務時間および休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第7号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に議案第8号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第9号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第10号「基金の管理の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案」を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第11号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第12号「生坂村非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎令和7年度 当初予算

○議長(太田譲君) 次に、令和7年度当初予算については、賛成の方の起立を求めます。

まず、議案第13号「令和7年度生坂村一般会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立多数です。

よって議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第14号「令和7年度生坂村営バス特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第15号「令和7年度生坂村福祉センター特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に議案第16号「令和7年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第17号「令和7年度生坂村介護保険特別会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第18号「令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第19号「令和7年度生坂村簡易水道事業会計予算」を採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第20号「令和7年度生坂村下水道事業会計予算」を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、請願7第1号「県立木曽病院での分娩休止の撤回および麻酔科医・産科医の確保を求める請願」を採決します。

請願7第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって請願7第1号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情7第1号「『持続可能な学校の実現を目指す意見書』採択を求める陳情書」を採決します。

陳情7第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情7第1号は委員長の報告のとおり決定しました。

◎議事日程の追加1

○議長(太田譲君) お諮りします。

配付してある日程の他に、本日、議員より提出されております発議第1号、「持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について」を追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって1議案を日程に追加します。ここで追加日程を事務局より配布していただきますのでしばらくお待ちください。

◎追加日程1

○議長(太田譲君) 追加日程1・発議第1号「持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

○議長(太田譲君) 提出議員の朗読説明を求めます。1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。「持続可能な学校の実現をめざす意見書提出について」説明いたします。

ただいま学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など深刻な教職員不足により、子供たちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については、上限が守られない状態のまま放置されています。

そこで、学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施することを求めるものです。

一 教職員の負担軽減を図る観点から学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと

一 教職員の配置確保も含め、学校の働き方改革推進のための必要な財源確保等を行うこと

一 長時間労働に歯止めをかけ、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること

一 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること

以上です。

以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑・討論に入ります。

追加日程1・発議第1号について質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑ないようですので、反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論ないようですので賛成・討論は省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

追加日程１・発議第１号「持続可能な学校の実現をめざす意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって、発議第１号は原案のとおり決定することに決定しました。

◎日程３・３月19日の追加議案の質疑・討論

○議長(太田譲君) 次に、日程３・定例会の９日目、３月19日に理事者から提出された追加議案、議案第21号の条例案１件、議案第22号から議案第29号までの令和６年度補正予算案８件について、質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 初めに質疑はありませんか。

○１番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) １番 島議員。

○１番(島幸恵君) １番 島幸恵です。

議案第22号「令和６年度生坂村一般会計補正予算（第９号）」について質疑を行います。

28ページの、款の４衛生費、項の４地域脱炭素化事業費、目１脱炭素地域作り推進費、節４工事請負費、減額の616万8000円の内訳を細かく金額ももう一度教えてください。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたしますが、前回全員協議会でも詳細についてご説明をさせていただいたところでありますので、この場では答弁は省略をさせていただきますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(太田譲君) 他にありませんか。

○１番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) ただいまのことについて、続けて質疑を再質問いたします。

この節の14工事請負費の中に公共施設、ペレットストーブの差金も入っていると説明いただきました。その金額っていうのは全員協議会のときには出していただけてないんですけども、この中には工事請負費として、公共施設ペレットストーブの差金、あとはマイクログリッドの減額補正がされたもの、あとは児童館のエアコン330万円が入っているという説明だったんですけども、広報いくさかの中で開札結果というのが出ているので、それを総務課長に見てくださいと言われたので、その計算をしてみたんですけども、ペレットストーブ公共施設のものは、当初で3300万円出ています。これは10基分ということで単純計算すると1基当たり330万円なんですけれども、広報いくさかの開札結果で確認したところ、8基で全部合わせるとその開札入札の金額っていうのが全部で1166万円になっています。これに消費税を足したとしても、3300万円と、結構な差があると思うんです。ですので、ここの金額っていうのを、しっかりわからないと私達も審査っていうのができないと思うので、しっかり金額をお願いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 今島議員の方からも数字等を示していただいて、お話をいただいたとおりなんですが、5年度からの繰り越し分もありますので、本年度の予算とその入札結果との金額が合わないところが出てくるかと思います。

それから、前にもご説明させていただいておりますが、この節の中の予算というものは、執行側にある程度の権限が与えられておりますので、その中でできるだけ経費のかからないような方法ですとか、ご説明をしてきましたけども、違う工事に振り替えたりですとか、そういったことをさせていただいておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長(太田譲君) 他にありませんか。

○議長(太田譲君) 質疑がないようですので、討論に移ります。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 1番 島幸恵です。議案第22号「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第9号)」について反対の立場から討論をいたします。

先ほど総務課長から執行の権限っていうのは、ある程度行政側にあるので違う工事に振り替えるなどをしているという説明をいただきました。しかし、私達議員は予算がいくら出てそれが何に必要で、その結果どういうふうになった。で使い切れなかった分は繰り越したりとか不用額になったりとか、いろんなことがあると思うんですけども、そこを審査していく上で、何にいくら必要なのか。一体入札の差金はいくらだったのか。不用額はいくらなのか、繰越はいくらなのかっていうことを、しっかり確認をして審査をしていく立場であると思います。

12月の補正予算でも、私は小水力の設計委託料が出てきたときに、3773万円かかるというふうに思っていたんですけども、実際のところはその需給管理システム、デマンドレスポンスがそこから957万円が差し引かれていて実際に必要なお金っていうのが4730万円だったっていうことを後で広報いくさかの開札結果を見て知りました。

この節のところで、工事請負費としてまとめないといけないっていうのは、説明をいただいたんですけども、隣の説明のところで一つ一つ、これはこういうふうになった。これはいくらになったっていうのをしっかり書いていただかないと、私達はわからないわけです。昨日も、口頭で説明すればいいというようなお話だったんですけども、すいません昨日じゃない一昨日ですね、そのときも、私は備品購入費だと思ってたのが、工事請負費だというご指摘をいただき、聞き間違いとかもあるわけなので、しっかりそこは、説明の節の横に書いていただきたいと思います。

私は、この予算書を見て、わからないのは問題だと思うので、私の反対討論といたします。以上です。

○議長(太田譲君) 島議員。いいですか。今のは、この予算書の説明のところに細かく記載をしてほしいっていう意見ってことですか。討論の内容がわからないんですけど。

○1番(島幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 1番 島議員。

○1番(島幸恵君) 先ほど申し上げましたように、当初で、ペレットストーブに関して言いますと、3300万円計上されています。

広報いくさかに開札の結果が出ていると言われたので、計算をしたんですけども、そのときにこの数が合わないと思うんです。計算が何にいくら、マイクログリッドの不用額が工事請負費でいくらだったのか。児童館のエアコンは、330万円っていうのは聞いてます。ペレットストーブも、私が聞くまでは説明はされなかったんですよ。最初のときは。

○議長(太田譲君) わかりました。

○1番(島幸恵君) 数が合わないと思います。

○議長(太田譲君) 数が合わないと思うので、反対しますということでいいですか。

○1番(島幸恵君) はい。

○議長(太田譲君) わかりました。最後の文章だけちょっと抜き取っちゃいましたね。すいません。私がちょっと解釈を間違えました。

○議長(太田譲君) 賛成討論ありませんか。

○2番(山本吉人君) 議長。

○議長(太田譲君) 2番 山本議員。

○2番(山本吉人君) 2番 山本吉人です。賛成討論をいたします。

質疑等で説明、総務の方でしっかりしていただきまして、議会の方は、十分な理解を得ていると私は思っております。ですので先ほど言われたとおり、詳細についてということもありましたが、基本的にしっかりした計算の上で業務を行われていると私達は審査しましたので賛成いたします。以上です。

○議長(太田譲君) その他反対討論ございませんか。

○議長(太田譲君) 討論無いようですので討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

議案第21号「生坂村企業版ふるさと納税基金条例案」を採決します。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 議案第22号「令和6年度生坂村一般会計補正予算(第9号)」を採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。

よって議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第23号「令和6年度生坂村営バス特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に議案第24号「令和6年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第24号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第25号「令和6年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第26号「令和6年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第4号)」を採決します。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第27号「令和6年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第28号「令和6年度生坂村簡易水道事業会計補正予算(第3号)」を採決します。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第28号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に議案第29号「令和6年度生坂村下水道事業会計補正予算(第2号)」を採決します。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) ここで暫時休憩とします。

全員協議会を開催しますので第3会議室にお集まりください。

休憩	午前	11時9分
----	----	-------

再開	午前	11時27分
----	----	--------

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) 再開します。

お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、本日理事者より提出されている議案第30号「教育委員会教育長の任命について」と、「議員派遣の件」の合わせて2件を追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって議案1件と議員派遣の件の合わせて2件を日程に追加します。

追加日程を配付していただきますので、しばらくお待ちください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは委員長報告採決等でお疲れのところではございますが、追加議案のご審議をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

議案の説明につきましては、議案第30号「教育委員会委員長の任命について」

この議案は、上條教育長が3月31日をもって長野県に戻られるため、後任の教育長の任命の同意を求めるものでありまして、任期は2025年4月1日から2028年3月31日まででございます。以上の議案でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げまして、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程2・議案第30号

○議長(太田譲君) 追加日程2—1 議案第30号「教育委員会教育長の任命について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎採決

○議長(太田譲君) 本件は人事案件のため、質疑・討論を省略し採決に入ります。

議案第30号「教育委員会教育長の任命について」

原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。

よって議案第30号については原案に同意することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(太田譲君) 追加日程2—2 議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。会議規則第129条第2項の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長(太田譲君) 日程4・閉会中の継続審査および調査の申し出についてを議題にします。

お手元に配付のとおりそれぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定によりこれを許可することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(太田譲君) 「異議なし」と認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 山本議員、社会文教常任委員長、島議員から申し出のありました閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和7年第1回生坂村議会3月定例会の閉会にあたり御礼のご挨拶を申し上げます。

11日から始まりました3月定例会でありましたが、提出しました議案を慎重にご審議いただきまして全議案を原案どおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会でお認めいただきました来年度の予算とローリングしました実行計画の「いづさか村づくり計画」等に沿いまして持続可能な生坂村に向けて新しい事業を含む4つの重点事業を中心にしっかり遂行してまいりたいと考えております。また、議員各位から一般質問や常任委員会で質され、ご回答させていただきました内容に沿いまして、しっかりと対応してまいりたいと考えている次第でございます。

来年度の当初予算は、2年度続けて過去最大の規模でございまして、生坂村の一世代の大事業であります「脱炭素先行地域づくり事業」の来年度の事業等につきましても、お認めをいただき感謝申し上げます。

来年度のマイクログリッド事業の実施は村内のレジリエンスの向上、再エネ利用率の向上に資することはもちろんですが、需要調整用大型蓄電池とエネルギーマネジメントシステムをグリッド内の太陽光発電余剰電力の貯蔵および調整に利用し、安価な太陽光発電から電力をグリッド内の需要家に供給することで、非常時のみならず、平常時も有効活用できることにより、投資回収率の向上を図ってまいります。マイクログリッドにより、電力の地産地消を物理的に達成できることから、エネルギー代金の域外流出を防止でき、村が設備を所有し、建設工事を地元建設会社が施工し、稼働後の運営・保守等を指定管理者として、株式会社いづさかてらすが担い、電力利用料を各施設から徴収することで、地域の経済循環を実現することができると考えております。

生坂ダムの小水力発電事業の整備につきましては、維持放流水の水量、有効落差、発電効率を加味しまして、最大出力約100キロワットの発電機が設置可能とのこととあります。生坂ダムは出水により生坂発電所の最大使用水量を超える流入量に対処するため、約半年間は洪水吐から放流する運用となっており、洪水吐から放流を行っている期間は、小水力発電は停止する必要がある、東京電力リニューアブルパワー株式会社の2017年から21年の年間ダム放流日数から算出した設備稼働率は51パーセントとし、年間44万6400キロワットアワーの発電量を見込み、再生可能エネルギーの安定した電力の供給電源にするところでございます。

株式会社いづさかてらすは、来年度におきましては、会社での電力小売事業が認可されることから、民家や民間事業所へのPPA事業による太陽光発電、蓄電池の設備導入は一層の推進が図られることを見込んでおります。よって、村内での再生可能エネルギーによる自給率の向上、安定した電気の供給が高まるとともに、当村の民生部門における脱炭素化がさらに推進していくことによって、近隣市町村の脱炭素化の動きがドミノ的に広がることを期待しているところでございます。

日本は今年2月18日に世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、温室効果ガスを2013年度から2035年度は60パーセントの削減、2040年度においては73パーセント削減することを目指すことが閣議決定され、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を国連気候変動枠組条約事務局へ提出いたしました。

いよいよ当村の脱炭素先行地域づくり事業が、全国からさらに注目を浴びてくることは確かであり、当村がゼロカーボンに向けての取り組みを加速していく先駆者として、村民の皆さんのご理解とご協力のもと、しっかりと当事業を進めていきたいと考えている次第でございます。

この脱炭素先行地域づくり事業も、防災・減災・災害に強い村づくりにつながりますが、今年度から来年度にかけ、同報系防災行政無線のデジタル化を進めており、来年度は役場庁舎内の親

局から各地区の屋外子局、各ご家庭の戸別受信機等の切り替えを行いまして、通常の公報はもちろんです。災害時における確実な情報伝達手段の向上につなげてまいります。

福祉センターやまなみ荘の改修工事も大きな事業費であります。過疎債を活用しての老朽化した厨房や浴室等の改修工事に合わせて照明のLED化、省エネエアコンや給湯器への更新、木質バイオマスの熱利用によるチップボイラーの稼働に向けた工事を継続し、やまなみ荘の脱炭素化を進め、村民の憩いの場である当館の充実を図ってまいります。改修工事中の営業につきましては、議員からのご指摘があり、なるべく全館休館を短期間にするためと、休館中の職員の活動については、詳細設計が完成後に関係者と協議をして対応を決めていきたいと考えております。

近日中には、3月分の特別交付税の決定通知がありますが、年度当初の基金の見込み額は全額取り崩さずに済みそうでございます。さらに3月の特別交付税は、例年どおり専決処分をお願いし、今後の重点事業を実施するために財政調整基金に積み立てたいと考えているところでございます。

そして、当村で実施しています国関係の主な事業につきましては、下生野地区犀川堤防改修事業は、今年度工事に着手していただき、引き続き改修工事を継続してまいります。国道19号山清路防災事業は、山清路2号トンネル工事の掘削工事を継続し、終点の古坂側の地質調査等も実施し、竹の本法面対策工事は、用地買収に伴う手続きを行っているところでございます。

次に県の主な事業関係につきましては、河川事業においては、犀川の牛沢地区の堤防の施設機能向上事業を継続し、大日向橋上流の法面工事、小立野のブロック積みが工事予定であり、草尾地区護岸復旧工事は今年夏ごろまでに完成するために進めているところでございます。

道路事業関係では大町麻績インター千曲線は、東広津工区の現道拡幅工事は用地測量と、中畑の落石防止網工、下生野明科線は、県単道路橋梁維持事業に伴う測量・地質調査・設計業務を予定し、上生坂信濃松川停車場線の袖山では、大型ブロック積工の詳細設計を行う予定でございます。

砂防事業関係では、中村団地の急傾斜地崩壊対策事業と、「道の駅いくさかの郷」上部の桧沢砂防堰堤工事は、今年度完了しまして、来年度は大林沢の堰堤工事の計画準備と、袖山と菖蒲では地すべり対策事業を継続いたします。その他にも、県営中山総合整備事業も引き続き各地区で実施中であり、県営地すべり対策事業、県単農地地すべり対策事業、県単治山事業も実施予定であります。

国・県では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に取り組んでおりますので、今後も当村の安全・安心な生活を守るために、ハード面の事業は、国・県の関係機関に要望してまいります。

村の地区要望箇所の実施状況につきましては、毎年度現地調査を行い、国・県の管轄箇所の要望は関係機関に要望をしております。村の管轄箇所におきましては、緊急性、危険性、必要性、公平性等を加味しまして、今年度実施しました内容は、今月の区長会に提示し、来年度実施予定箇所と実施の可否等につきましては、来月の区長会にお示しした内容で対応してまいりたいと考えております。

それでは、「光陰矢のごとし」と申しますが、議員各位におかれましては、任期4年間の最後の定例会を終えられ、大変お疲れ様でございました。議員各位とのこの4年間は、生坂村のこと、村民のことを思つての施策、課題等を検討協議させていただき、ご指導ご鞭撻を頂戴しましたことに感謝申し上げる次第でございます。

しかし、任期後半2年間ほどは、生坂村議会および生坂村政始まって以来の出来事が続いてご苦労されたことと思っております。それらの出来事は、生坂村にとって、活性化や課題解決などには繋がらない内容であり、議長はじめ議員各位、議会事務局長など関係各位にねぎらいの言葉を申し上げたいと存じます。本当にお疲れ様でございました。そして、任期は残り2ヶ月を切り

ましたが、引き続き各課題に対して検討協議をお願いしますとともに、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続をお願いし、「確かな暮らしを明日につなぎ、明るく 健やかに生きる村」の将来像に向けて、議員各位にはご健勝にて、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(太田譲君) 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議いただいたことに対し、深く感謝いたします。

以上をもちまして、令和7年第1回生坂村議会定例会を閉会とします。
なお、この後、13時から全員協議会を開催しますので、第2会議室までお集まりください。

○議長(太田譲君) 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時 45分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 21 日

議 長

戸田 護

署名議員

藤澤 幸典

署名議員

望月 典子